

史跡
山居倉庫
保存活用計画

(素案)

2023
酒田市教育委員会

例 言

目 次

| | | | |
|--------------------|----|------------------|----|
| 第1章 計画策定の沿革・目的 | 4 | 第6章 保存（保存管理） | 81 |
| 1 計画策定の沿革・目的 | 4 | 1 保存の方向性 | 81 |
| 2 計画の構造 | 5 | 2 保存管理の方法 | 81 |
| 3 計画策定の体制と経過 | 5 | 3 構成要素ごとの保存管理の方法 | 83 |
| 4 関連計画との関係 | 8 | 4 現状変更等の取扱い | 87 |
| 5 計画の実施 | 13 | 5 維持管理の取扱い | 89 |
| 第2章 史跡の概要 | 14 | 第7章 周辺環境の保全 | 92 |
| 1 指定に至る経緯 | 14 | 1 周辺環境の保全の方向性 | 92 |
| 2 指定の状況 | 15 | 2 緩衝地帯の設定 | 92 |
| (1) 指定説明文とその範囲 | 15 | 3 周辺環境の保全の方法 | 92 |
| (2) 指定に至る調査成果 | 19 | 4 周辺環境の保全の具体的考え方 | 95 |
| (3) 史跡をとりまく自然環境 | 20 | 第8章 活用 | |
| (4) 史跡をとりまく歴史的環境 | 22 | 1 方向性 | ■ |
| (5) 史跡をとりまく社会的環境 | 22 | 2 方法 | ■ |
| (6) 指定地の状況 | 27 | | ■ |
| 第3章 史跡の本質的価値 | 34 | 第9章 整備 | |
| 1 山居倉庫の本質的価値 | 34 | 1 方向性 | ■ |
| 2 構成要素の特定 | 35 | 2 方法 | ■ |
| 第4章 現状・課題 | 58 | | ■ |
| 1 保存に関する現状と課題 | 58 | 第10章 運営・体制の整備 | |
| (1) 保存に関する現状と課題 | 58 | 1 方向性 | ■ |
| (2) 防災・防犯に関する現状と課題 | 62 | 2 方法 | ■ |
| (3) 調査に関する現状と課題 | 66 | | ■ |
| 2 周辺環境の保全に関する現状と課題 | 67 | 第11章 施策の実施計画 | ■ |
| 3 活用に関する現状と課題 | 69 | 第12章 経過観察 | |
| 4 整備に関する現状と課題 | 73 | 1 方向性 | ■ |
| (1) 景観整備に関する現状と課題 | 73 | 2 方法 | ■ |
| (2) 交通に関する現状と課題 | 76 | | ■ |
| (3) 便益施設に関する現状と課題 | 77 | | |
| 第5章 大綱・基本方針 | 78 | | |
| 1 大綱 | 78 | | |
| 2 基本方針 | 78 | | |
| 3 史跡の保存・整備における年代設定 | 79 | | |

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革



(2) 計画の目的

本計画は山居倉庫の本質的な価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための基本方針や現状変更等の取扱い基準、運営体制等を定めるとともに、今後計画される各種活用整備の推進を目的として策定する。

写真 1- ■ ■■

2 計画の構造

本計画の構成・構造、各章の内容を表 1-1 に示す。

表 1-1 計画の構造

| 計画策定について | | |
|-------------|------------|--|
| 第1章 | 計画策定の沿革・目的 | 計画策定の沿革・目的、計画の構成・構造、計画策定の体制と経過、関連計画との関係、計画の実施時期等について述べる |
| 史跡の現状について | | |
| 第2章 | 史跡の概要 | 指定に至る経緯、調査成果、史跡がおかれる環境・状況を整理し、史跡の概要について述べる |
| 第3章 | 史跡の本質的価値 | 史跡の構成要素と本質的価値を特定し、山居倉庫の文化財価値と保存すべき範囲を明確にする |
| 第4章 | 現状・課題 | 史跡の現状について把握し、解決すべき課題の整理を行う |
| 保存活用計画の基本方針 | | |
| 第5章 | 大綱・基本方針 | 前章までを踏まえ、本計画の大綱と基本方針を定める |
| 保存活用計画の詳細 | | |
| 第6章 | 保存（保存管理） | 史跡を構成する諸要素の保存管理方法を示すとともに、前章までに整理した課題を解決するための施策について明示する。また、諸要素の保存管理の方法・施策を実施する上で適正な運用・実施が必要とされる法令等について整理を行う |
| 第7章 | 周辺環境の保全 | 指定地の周辺環境を保全するための方向性及び具体的方法について示す |
| 第8章 | 活用 | 史跡の活用を図る上での方向性及び具体的方法について示す |
| 第9章 | 整備 | 保存・活用に向けた整備を実施する上での方向性及び具体的方法について示す |
| 第10章 | 運営・体制の整備 | 史跡と周辺環境を一体的かつ円滑に保存管理・保全する観点から、運営・体制の整備・拡充の方向性及び具体的方法について示す |
| 行動指針 | | |
| 第11章 | 施策の実施計画 | 前章までに定めた施策を実現するための行動指針・計画を示す |
| 第12章 | 経過観察 | 史跡への負の影響や、実施した施策の評価のために、経過観察の指標を特定するとともに、実施の周期・主体等を明示する |

3 計画策定の体制と経過

保存活用計画策定にあたっては、歴史遺産、史跡、建築、植物などの文化財専門家と、酒田市に関連したデザイン、地域活性化、サービス産業、飲食・宿泊、小売店舗・商品開発・製造・販売、観光などの活用事業を展開する企業で構成される「酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会」（以下：「策定委員会」とする。）を設置し、史跡の保存活用計画策定に関する内容の協議・検討と必要な指導・助言を受けた。

策定委員会には文化財担当として文化庁文化財第二課、山形県観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課、河川管理担当として山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課から専門職員をオブザーバーとして派遣して

写真 1- ■ ■ ■

いただいた。また、現所有者・管理者として全国農業協同組合連合会山形県本部、庄内倉庫株式会社、庄内みどり農業協同組合、港南コミュニティ協議会からも職員を派遣していただいた。

策定委員会の事務局庶務は酒田市教育委員会教育文化課が担い、開催した会議等の内容を整理した。なお、策定委員会前までに市関係各課による庁内会議を行い、情報共有を図るとともに策定委員会に示す計画内容について検討・協議を行った。

表 1-2 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会 名簿

| | 氏名 | 職名 | |
|--------|---------|----------------------------------|-------------|
| 委員長 | 田中 哲雄 | 日本城郭研究センター名誉館長 | |
| 副委員長 | 清野 誠 | 酒田市文化財保護審議会委員 | |
| 委員 | 北野 博司 | 東北芸術工科大学歴史遺産学科教授 | |
| | 平山 育男 | 長岡造形大学建築・環境デザイン学科教授 | |
| | 崎谷 浩一郎 | 株式会社 EAU 代表取締役 | |
| | 井上 裕太 | 株式会社 ANA 総合研究所 主席研究員 | |
| | 荒木 真司 | ユアマイスター株式会社 営業部マネージャー | |
| | 佐藤 俊博 | 株式会社テーブルビート 代表取締役 | |
| | 宮崎 和幸 | 酒田市 企画部長 | |
| | 河村 玲 | 株式会社良品計画 ソーシャルグッド事業部長 | |
| | 山科 沙織 | The Hidden Japan 合同会社 代表 | |
| | 渡部 佐界 | 庄内園芸緑化株式会社 代表取締役会長 | |
| オブザーバー | 渋谷 啓一 | 文化庁文化財第二課 主任文化財調査官 | |
| | 渡部 英 | 山形県環境文化スポーツ部 文化振興・文化財活用課 文化財振興主査 | |
| | 佐々木 英之 | 全国農業協同組合連合会 山形県本部 本部長 | |
| | 太田 政士 | 庄内倉庫株式会社 代表取締役 | |
| | 佐藤 裕 | 庄内みどり農業協同組合 総合企画部長 | |
| | 菊池 昭雄 | 山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課 課長 | |
| | 小野 英男 | 港南コミュニティ振興会 会長 | |
| 事務局 | 鈴木 和仁 | 酒田市教育委員会教育長 | |
| | 池田 里枝 | 酒田市教育委員会教育次長 | |
| | 阿部 勉 | 酒田市上席専門員 | |
| | 阿部 武志 | 酒田市教育委員会社会教育文化課 | 社会教育文化課長 |
| | 村井 重良 | | 社会教育文化課長補佐 |
| | 川島 崇史 | | 文化財主査兼文化財係長 |
| | 渡部 裕司 | | 文化財係 主任 |
| | 阿部 貴之 | | 文化財係 主事 |
| | 柿崎 智之 | | 文化財係 主事 |
| 村上一也 | 文化財係 主事 | | |

表 1-3 史跡山居倉庫保存活用計画 策定の経過

| 期日 | | 項目 | 協議内容 |
|------|--------|--------------------------|---|
| 令和3年 | 10月26日 | 第1回 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会 | 関連計画について 史跡等の概要について 史跡等の本質的価値について 現状について |
| | 12月27日 | 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画関係部課長会議 | 大綱・基本方針について 保存・周辺環境・活用・整備の現状と課題について 今後のスケジュールについて |
| 令和4年 | 3月24日 | 第2回 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会 | 大綱・基本方針について 保存・周辺環境・活用・整備の現状と課題について |
| | 7月28日 | 第3回 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会 | 保存（保存管理）、周辺環境の保全について |
| | | 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画関係部課長会議 | |
| | | 第4回 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会 | |
| | | パブリックコメント | |
| 令和5年 | | 地元説明会・事業者説明会の開催 | |
| | | 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画関係部課長会議 | |
| | | 第5回 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会 | |
| | | 史跡山居倉庫保存活用計画策定 | |

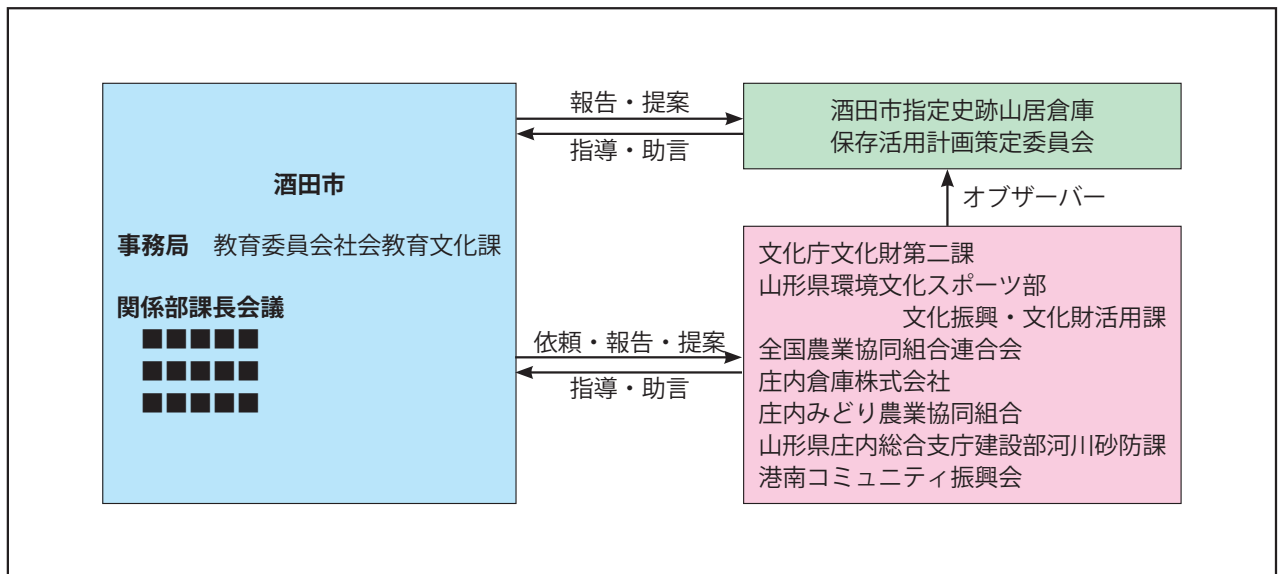


図 1-1 保存活用計画策定の体制図

4 関連計画との関係

本計画は、当市の文化財保護・文化振興・観光計画・景観計画・都市計画・地域創生・河川整備等に関する施策について記載した上位・関連計画の理念や基本方針にもとづき、山居倉庫の保存・活用のあり方を示すものである。

「酒田市総合計画」には

- ・(第1章)本市の歴史や文化を理解する上で重要な文化財の保存と活用
- ・(第3章)歴史、伝統、食・食文化、自然環境の活用による交流拡大
- ・(第5章)歴史的・文化的景観の保全・形成
- ・(第6章)山居倉庫が所在する中心市街地の魅力と賑わいを創出するまちづくり

等に関する指針が記載される。

同計画(第6章 都市機能が強化され、賑わう酒田)及び「第2期(2020年度～2024年度)酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(基本目標Ⅳ：地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすいまち)においては、「旧酒田商業高校跡地等山居倉庫周辺整備の実施」が具体的な施策として挙げられており、「酒田商業高校跡地活用基本構想」では、山居倉庫の史跡指定後の取組み(保存活用計画策定、市の取得と活用)と山居倉庫周辺エリアの活用整備に向けた基本理念・方針が定められている。

このほか、「都市計画マスタープラン」では「酒田港本港・山居倉庫周辺地区」が観光・交流拠点として、「酒田市景観計画」では「山居倉庫周辺地区」が景観形成重点地域として位置づけられ、山居倉庫の保存・活用と周辺エリアの整備は市政にとって重要な位置づけにある。

以下に関連計画の抜粋を挙げる。

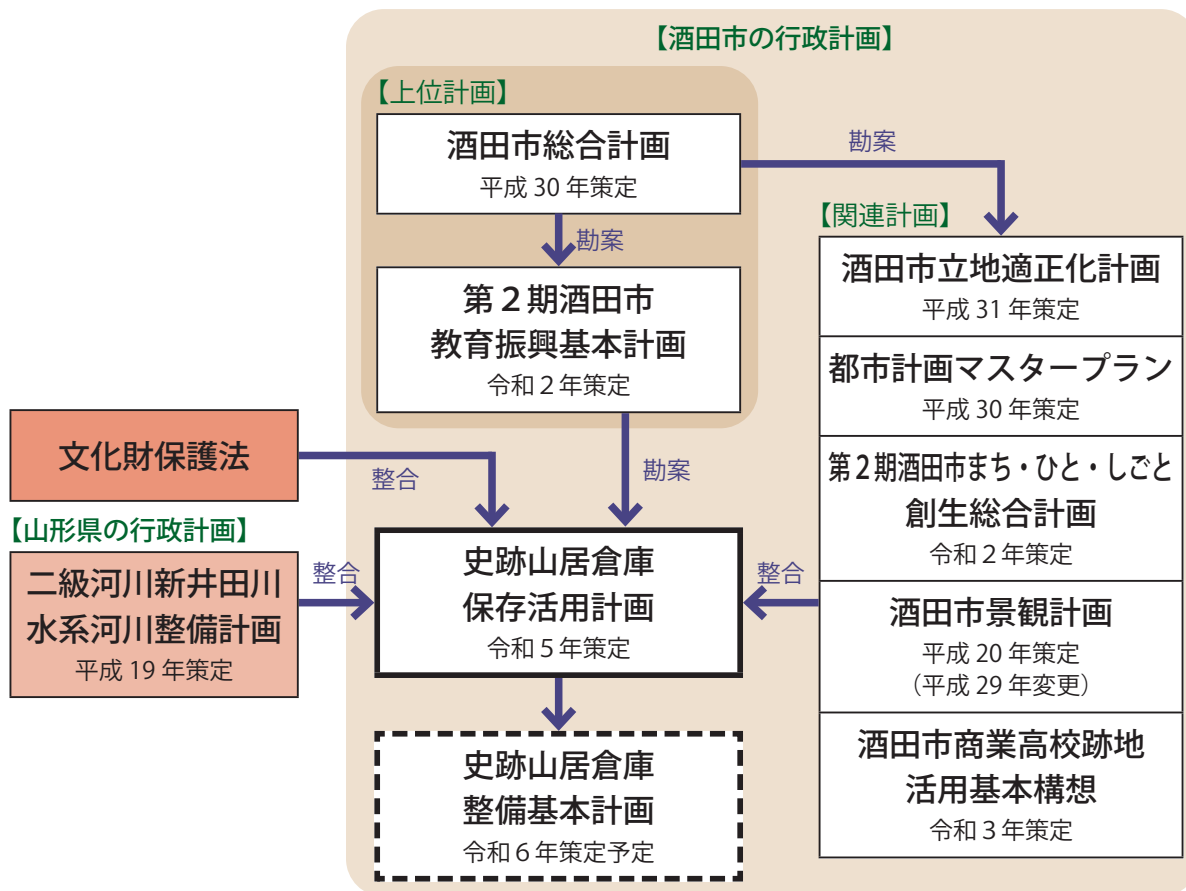


図 1-2 史跡山居倉庫保存活用計画の位置づけ

酒田市総合計画【平成30年策定】

第1章 未来を担う人材が豊富な酒田 ～ひとづくり・協働～

政策4 学びあい、地域とつながる人をはぐくむまち①

○今後の方向性と主な施策

本市の歴史や文化を理解する上で重要な文化財等の保存と活用を図ります。

- ・文化財保存活用計画の策定

第3章 ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増加する酒田 ～交流拡大～

政策2 「おもてなし」があふれ、交流でうろうまち

○今後の方向性と主な施策

有名観光地とは異なるアプローチで「ウリ」や「ターゲット」を明確にし、誘客促進につなげ、地域に経済効果をもたらします。

- ・歴史、伝統（おもてなしの文化、日本遺産等）、食・食文化（むきそば、地酒、ラーメン等）、自然景観（鳥海山・飛鳥ジオパーク等）の活用

第5章 地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすい酒田

政策2 美しい景観と環境を「全員参加」でつくるまち

○今後の方向性と主な施策

自然環境や歴史的・文化的な景観の保全・形成を進めるとともに、景観に関する市民意識の向上に努めます。

- ・景観形成重点地域の指定と景観づくりに対する取り組みへの支援
- ・景観形成に資する重要な道路における無電柱化に向けた取り組み

第6章 都市機能が強化され、賑わう酒田

政策1 都市機能が強化され、賑わう酒田 ～都市機能・生活インフラ～

○今後の方向性と主な施策

中心市街地において民間、商業・観光振興施策等と連携し、相乗効果を狙った都市機能の再生・更新を図りエリア内の価値を高めて投資を呼び込み、魅力と賑わいを創出するまちづくりを目指します。

- ・旧酒田商業高校跡地等山居倉庫周辺整備の実施

第2期酒田市教育振興基本計画【令和2年策定】

基本方針Ⅳ ふるさとを愛し、地域の担い手となる心を育成する

主要施策11 郷土愛を育み、地域と協働する教育の推進

施策（1）ふるさと教育の推進

■現状と課題

- 学校において総合的な学習の時間や道徳の授業等を通して、地域人材と連携しながら地域の良さを学び、「公益の心」や郷土愛を育む活動の充実を図っています。
- ふるさと休日の導入を推進するなどして、小・中学校の地域行事への参加を進めています。
- グローバル化が進展している現在の社会においては、世界に目を向けながらもすばらしいふるさとの自然や人、伝統、文化をしっかりと認識し、誇りと愛着を持つことがますます重要になっています。
- 世界・全国に誇れる酒田市出身の偉人等についても、学校も含め、市民全体が知る機会を創出する必要があります。

■今後の方向性・取組み

グローバルな視点を持ってふるさとの良さを見つめ、地域社会に参画できる人材を育みます。そのためには、地域の陣さいを生かしたジオパークなどの学習を進めるとともに、他に誇れる文化施設等に市民が足を運びたいくなるような働きかけを行い、ふるさとへの誇りと愛着を醸成します。

学校や文化施設、体育施設に酒田市出身の偉人について掲示したり、酒田市コミュニケーションポート（仮称）に設けられる郷土作家コーナーなどで酒田市出身の偉人について発信をしたりするなど、自然にふるさとの誇りを身に着けていく土壌を作ります。

施策（2）文化財等の保存、継承と活用

■現状と課題

（指定文化財の現況確認）

○本市の国・県・市指定文化財の指定数は令和2年3月現在で400件となっています。国・県指定文化財については県の巡回指導に合わせ現況を確認しています。また、市指定文化財については所有者への調査票の郵送による方法で現況確認を行っています。

●文化財として未指定の資料については調査ができていないために、調査体制を整える必要があります。

（中略）

（山居倉庫）

○山居倉庫については、明治26年に酒田米穀取引所付属倉庫として建設され、現在も現役の農業倉庫として活用されておりますが、平成30年度に本質的価値を明らかにして、国の史跡指定を受けるための調査委員会を設置し、調査の成果を報告書にまとめているところです。

■今後の方向性・取組み

酒田市文化財保護審議会委員や資料館調査員と連携しながら、市内に存在する歴史上、芸術上又は学術上価値があると思われる資料については調査を進めるとともに、重要なものは文化財として指定する手続きを進め、保存を図ります。

山居倉庫については、国の史跡指定の後、保存活用計画の策定を進めるほか、文化財の保存・活用のための基本的なアクション・プランである「文化財保存活用地域計画」の策定に向けて検討を進めます。

酒田市立地適正化計画【平成31年策定】

3. まちづくりの方針等

① 多様なライフスタイルを受け入れる居住環境が整ったまち（居住の視点）

中心市街地（中心拠点）【市街地ゾーン】

歩いても暮らせ、歴史・湊まち文化を感じられる居住環境の形成

・中心市街地の住宅地（中心住宅市街地）は、各拠点とのアクセスのしやすさに加え、防災上安全なエリアが多く、都市基盤や公共交通が充実していること、歴史・文化・観光資源が多く存在しているといった特徴・強みを備えています。それらを最大限活かして、若者から高齢者まで幅広い世代に選択してもらえる居住環境の形成を進めます。

都市計画マスタープラン【平成30年策定】

8. 都市づくりの方針 8-1 土地利用の方針 1) 中心市街地（中心拠点）

【拠点】酒田港本港・山居倉庫周辺地区（観光・交流拠点）

酒田港本港地区は、海鮮市場やみなと市場、海洋センター、定期船「とびしま」の発着所が立地する観光・交流

拠点であり、「みなとオアシス酒田」に認定されています。

山居倉庫周辺地区は、歴史・観光資源や観光物産館、歴史資料館が集積する観光拠点であるとともに、ケヤキ並木や新井田川と一体となった酒田らしい景観を形成しています。

これら酒田港本港地区と山居倉庫周辺地区の隣接した観光・交流拠点の機能を有効に活用して、連携を強化するとともに、にぎわい・親水機能を生み出す土地利用を進めます。

また、商業高校跡地周辺は、山居倉庫に隣接し、空路・幹線道路からの市街地への玄関口ともいべき位置にあることから、周辺一帯の魅力向上、観光交流機能向上に資する土地利用を進めます。

8. 都市づくりの方針 8-3 景観の方針 (2) 景観の方針 ②歴史的、文化的景観

○酒田を象徴する歴史的、文化的景観資源を生かした景観づくりを進めます

本市には、港町としての長い歴史を背景とし、酒田らしさが醸成された町人文化を感じさせる地区などがあります。それぞれの地区における歴史的な建造物や文化などは、市民の貴重な財産であり、その保存を図ると共に、周辺地区を含めて、歴史的、文化的景観を大切にしたい景観づくりを進めます。

第2期（2020年度～2024年度）酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略【令和2年策定】

IV. 施策の基本的方向と具体的な施策

基本目標Ⅱ：ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増加するまち

3. 移住・定住にもつながる「交流人口」の創出・拡大

(1) 観光の振興、交流及びシティプロモーションの推進

【施策の概要・目的】

本市の中長期観光戦略に基づき、ウリ、ターゲットを明確にすることで、誘客促進と観光消費額の増加につなげ、地域経済の活性化を図ります。

2019年（平成31年）3月に官民連携で立ち上げた「酒田観光戦略推進協議会」において、効果的な取り組みを検討します。

市民一人ひとりの酒田への誇りや愛着、主体的にまちづくりにかかわる前向きな気持ちを育み、「おもてなし」と情報発信を市民と行政が一体となって推進することで、酒田に親近感を持ち、何度も訪れてみたいと思える酒田ファンを増やします。

農業体験や農家民泊等のグリーン・ツーリズムの推進により、都市と農村の交流を拡大し、地域経済の活性化と「関係人口」の創出・拡大につなげます。

また、既存の交流やふるさと納税も活用しながら「関係人口」の創出に向けた取り組みを推進します。

【具体的な事業】

○酒田観光戦略推進協議会による誘客促進

- ・観光客の滞在時間と観光消費額の増加に向けた山居倉庫、日和山公園、酒田駅前エリアを結び付ける取り組み

基本目標Ⅳ：地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすいまち

1. 賑わいのある生活基盤づくりの推進

(1) 魅力と賑わいの創出

【施策の概要・目的】

民間の「稼ぐ力」を活用しまた公民連携による賑わい拠点づくりを進めます。過度に自家用車に依存することのない、快適な住環境の確保とあわせて、一定区間ごとでの人口密度の維持を図ります。

コンパクト・プラス・ネットワークによる持続性の高いまちづくりを推進し、交流や賑わいが生まれる好循環を創出します。

中心市街地等において民間、商業・観光振興施策等と連携し、相乗効果を狙った都市機能の再生・更新を図り、エリア内の価値を高めて投資を呼び込み、魅力と賑わいを創出するまちづくりを目指します。

医療、福祉、商業等の都市機能がまとまっている中心拠点と、移住を中心とした生活拠点が公共交通でつながり、誰もが目的に応じた交通手段を利用できる環境を整備するため、地域公共交通のあり方を検討します。

【具体的な事業】

- 都市機能の再生
 - ・ 酒田商業高校跡地など山居倉庫周辺整備の実施

酒田市景観計画【平成20年策定、平成29年変更】

5. 良好な景観の形成に関する方針 (3) 景観形成の基本方針

① 酒田の象徴的な歴史的、文化的景観を活かした景観づくりを進めます

酒田には、港町としての長い歴史を背景とし、酒田らしさが醸成され町人文化を感じさせる地区、城下町としてのたたずまいを遺している地区、農村部の郷愁を感じさせる景観を遺す地区などがあります。それぞれの地区における歴史的な建造物や文化などは、市民の貴重な財産であり、その保全を図ると共に、周辺地区も含めて、歴史的、文化的景観を大切にしたい景観づくりを進めます。

11. 景観形成重点地域

本市の景観を特徴付ける特に重要な地域を「景観形成重点地域」に指定し、地域の特徴を生かした良好な景観の保全や魅力ある景観づくりを進めます。

- 山居倉庫周辺地区（平成20年4月指定）

酒田商業高校跡地活用基本構想【令和3年策定】

1. 本市の中心市街地の課題と方針

1-5. 山居倉庫の史跡指定について

(3) 史跡指定後の取組み

① 保存活用計画策定

- ・ 史跡の本質的な価値と構成要素を明確化するとともに、それらを適切に保存活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準の策定等を目的として保存活用計画を策定する。

② 山居倉庫の取扱と活用

- ・ 山居倉庫を紡いできた歴史を後世に伝えていくため、倉庫機能が廃止される令和4年度末以降に、市が取得した上で、観光客や市民にとって、より魅力的な場所となるような活用策を検討していく。

2. 商業跡地の概要と方針

2-5. 商業跡地の基本理念・方針

(1) 基本理念

「おうこらいこん往古来今」・・・過去から未来まで、綿々として続く時間の流れ

山居倉庫が中心となって紡いできた酒田の歴史を、生活の一部として触れ、感じることができ、未来へつないでいくためのまちづくり。幅広い世代が生涯活躍できるまちの実現を目指し、山居倉庫周辺エリアの価値を高める。

(2) 基本方針

- ① 来街者にとっては、山居倉庫と連携した「にぎわいの拠点」、市民にとっては、生活利便性が向上する「日常生活の拠点」となり、山居倉庫周辺エリアに交流と日常的なにぎわいが生まれる環境を目指す。

- ② 庄内空港、幹線道路から中心市街地への玄関口としての立地を生かし、中心市街地への求心力、街なかへの誘導機能（回遊性）の強化を図る。

二級河川新井田川水系河川整備計画【平成19年度策定】山形県

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

1.3 河川整備計画の目標 1.3.6 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、新井田川水系の河川環境の整備と保全についての指針を示し、適正な管理に資するため、「新井田川水系河川環境管理基本計画（平成8年3月策定）」（以下：環境管理計画）に基づき実施してきました。今後も環境管理計画に基づき新井田川水系が有している良好な動植物の生息・生育環境を保全しつつ、水辺とのふれあいの空間としての機能拡大や、河川と周辺地域との一体的な活用を図る整備と保全を行ってまいります。さらに地域住民・沿川住民の要望などを踏まえ、新井田川水系の河川及びその沿川の美しい自然環境・景観・歴史・文化的施設や公園・緑地等のネットワーク化を図る整備を行うとともに、次の事項に配慮します。

(3) 景観

古くから港町として栄えてきた酒田市の歴史的・文化的景観、周辺地域の自然環境、田園、街並みと一体となって形成される河川環境について可能な限りその維持・形成に努める。

(4) 河川利用

新井田川水系の河川利用に関する多様なニーズに配慮して、山居倉庫を拠点とした周辺環境や釣り等のレクリエーション、カヌー等のスポーツ、交流拠点となる場の創出を図り、心身の健康の増進に寄与する。

5 計画の実施

① 策定年月日

令和5年（2023）3月31日

② 実施・発効年月日

令和5年（2023）4月1日

③ 計画期間と見直し

本計画は令和5年（2023）4月1日から令和16年（2034）3月31日までを計画期間とする。

策定後10年程度経過した時点で、見直しの必要性について検討を行う。また、定期的な自己点検の結果や周辺環境の変化等により事業内容の改善の必要がある場合にも、見直しを検討する。

④ 計画の周知

本計画の実施にあたり、酒田市は、市民・関係機関等へ計画趣旨を周知するよう努める。

第2章 史跡の概要

1 指定に至る経緯

山居倉庫は令和2年（2020）11月20日に開催された文化審議会より文部科学大臣へ史跡指定の答申があり、令和3年（2021）3月26日の官報告示により国史跡に指定された。史跡指定に至る経緯を以下に整理した。

表 2-1 史跡指定に至る経緯

| 年 | | 月日 | 経緯 |
|---------|------|-----------|--|
| (元号) | (西暦) | | |
| 平成 17 年 | 2005 | 12 月 | 文化庁より山形県を通じて重要文化財（建造物）指定に向け、所有者へ説明するため酒田市へ調整依頼がある。 |
| 平成 18 年 | 2006 | 2 月 | 県より文化庁が国指定史跡の指定について調査の動きがあるため、随行の依頼がある。 |
| | | 3 月 | 文化庁の山下文化財調査官、東北芸術工科大学仲野名誉教授が山居倉庫を視察。国史跡指定に向けて意欲を示す。 |
| | | 6 月 | 重要文化財（建造物）の指定に向けて文化庁から調査日程調整の依頼がある。 |
| | | 7 月 | 文化庁文化財参事官付北河調査官が山居倉庫を視察する。類例として遊佐倉庫、鶴岡倉庫も視察したほか、国立倉庫も視察する。 |
| 平成 19 年 | 2007 | 11 月 | 文化庁の福家主任調査官、山居倉庫を視察する。 |
| 平成 20 年 | 2008 | 11 月 | 文化庁の本中主任調査官が山居倉庫を視察する。 |
| 平成 22 年 | 2010 | 6 月 | 文化庁の坊城主任調査官（建造物担当）が山居倉庫を視察する。指定したいという意向。坊城主任調査官から県に対し、指定に向けた調整の依頼があったが、県の文化財保護推進課長としては、重要文化的景観の選定に向かいたい旨の同意を酒田市に求めた。 |
| | | | 県文化財保護推進課長が全農山形へ重要文化的景観事業の取り組みについて説明。全農側は基本的に了解する（これ以降 23、24 年度も協力依頼を行っている）。 |
| 平成 29 年 | 2017 | 10 月 | 酒田市長が文化庁佐藤主任調査官と面談する。 |
| 平成 30 年 | 2018 | 2 月 | 文化庁と協議を行う。 |
| | | 6 月 | 山形県教育庁と協議。 |
| | | 7 月 | 文化庁と協議。 |
| | | 11 月 29 日 | 第 1 回山居倉庫調査委員会開催 国史跡指定に向け、必要となる調査と今後のスケジュールについて |
| 令和元年 | 2019 | 6 月 10 日 | 第 2 回山居倉庫調査委員会開催 調査の進捗状況と調査報告書の項目の確認について |
| | | 9 月 20 日 | 第 3 回山居倉庫調査委員会開催 調査の進捗状況、報告書執筆者の確定について |
| 令和 2 年 | 2020 | 3 月 23 日 | 第 4 回山居倉庫調査委員会開催 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 |
| | | 6 月 25 日 | 第 5 回山居倉庫調査委員会開催 調査報告書及び文化庁への意見具申書の内容について |
| | | 11 月 20 日 | 文化審議会より文部科学大臣へ史跡指定の答申 |
| 令和 3 年 | 2021 | 3 月 26 日 | 官報告示により国史跡に指定された。 |

2 指定の状況

(1) 指定説明文とその範囲

- 【指定名称】 山居倉庫
- 【指定年月日】 令和3年3月26日（文部科学省告示第44号）
- 【所在地】 山形県酒田市山居町一丁目3番外
- 【指定種別】 史跡
- 【指定基準】 六. 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 【指定面積】 22,454.72㎡
- 【管理団体】 酒田市
- 【解説文】

山居倉庫は、明治26年（1893）株式会社酒田米穀取引所の附属倉庫として建設された、庄内米を保管・取引した大規模な施設であり、山形県酒田市の市街地南東部、最上川の河口に隣接する新井田川左岸に所在する。酒田は日本化に臨んだ最上川河口部に形成された中世以来の湊町であり、舟運による物資流通の拠点として栄え、江戸時代には庄内藩の米蔵も置かれるなど、庄内米の一大集散地であった。

米穀の取引を行っていた江戸時代の会所（取引所）は、明治維新直後に一旦禁止されたが、すぐに再開され全国各地に取引所が置かれ、米穀商品の全国市場が形成されていった。江戸時代より米の産地であった庄内地方においても、民間資本による米倉庫業と米取引が営まれるようになる一方で、藩政期には年貢米収納に際して行われていた厳格な米穀品質管理が不徹底となり、粗悪米の流通によって低下した米の品質向上が課題となっていた。明治19年には株式会社酒田米商会所が酒田の地に開業し、本間蔵（新井田倉庫）等を保管倉庫として、米の売買と入庫米の品質管理を行うようになったが、同26年に取引所法が制定され、先物取引とそれに伴う受渡米保管のための倉庫業が認められたことを受け、酒田米商会所が株式会社酒田米穀取引所に改組され、附属倉庫として山居倉庫が建設されることとなった。倉庫の建設地は、酒田市街地の南東部、最上川と新井田川に挟まれた中洲（通称、山居島）で、下流直ぐ側で最上川河口に合流し、港に直結する海上輸送に有利な地点であった。

建築に際しては、川の左岸沿いに南北に細長く2万平方メートルを3.6メートル盛土し、周囲を石垣で固め、倉庫の礎石や柱位置に松丸太杭を打ち込む基礎工事を行った上で、同26年に敷地北側に倉庫7棟（2～7号の6棟、及び5・6棟の間にあった1棟）、同27年には敷地南側に倉庫4棟（8～10号、13号）、さらに同28年には倉庫2棟（1・11号）、同30年に北西にやや離れた敷地に大型倉庫他2棟、大正5年に倉庫1棟（12号）が、順次建築された。これらの倉庫群の北・西・南側には暴

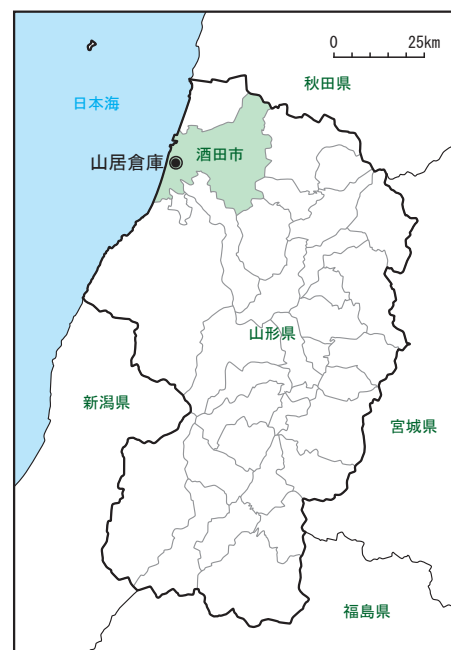


図2-1 山居倉庫 位置図

昭和三十六年文化財保護委員会告示第二号
（国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）

史跡

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡



図 2-2 山居倉庫 史跡指定範囲

風と遮熱のためケヤキが植えられたほか、川沿いに事務所棟、板倉等の施設、荷揚げ場が設けられ、倉庫の西側には三居稲荷神社が勧請された。

山居倉庫では銘柄・等級に審査合格した入庫米（乙種預米）に対して入庫伝票（切符）を交付し、流通した伝票は仲買人により10石単位で倉荷証券（米券）にまとめられる仕組みであった。倉荷証券はいつでも時価で売買されるのみならず、銀行の担保としても流通した。大正4年には山居倉庫は日本銀行の指定倉庫となり、倉荷証券を担保に日銀に融資を申し込むことも可能であった。

山居倉庫が発行した倉荷証券は、明治期に全国各地で発行された米券の中で最も有名であった。江戸時代以来の米穀保管倉庫の伝統を受け継ぐ建築構造と、米穀保管に適した燻蒸方法開発による品質の維持、そして厳重な品位等級、俵量の統一、俵装の堅牢化、保管方法などの改善であった。こうして「黒縄の山居米」で知られる山居倉庫は、全国的知名度を有するようになり、さらに、産米改良と、土地改良による収穫量増加に対応して、山居倉庫を本庫として陸羽本線、羽越本線沿いに支庫を建設して拡大展開していった。

しかし、昭和14年に米穀配給統制法が制定され、米穀の統制流通が本格化したことに伴い、山居倉庫は産業組合主体となって大正時代以降に発展してきた農業倉庫と合体・転換を図り、財団法人北斗会を設立して、山形県購買組合連合会に倉庫・土地を貸与、経営も移管、ここに山居倉庫の米券倉庫としての歴史は終焉した。その後経営主体には変遷があるが、現在、全国農業協同組合連合会山形県本部（JA全農山形）が経営する農業倉庫として2～10号棟が現役利用され、1号棟は庄内米歴史資料館、11・12号棟は酒田市観光物産館として使用され、多くの見学者が訪れる場となっている。

酒田市では、平成14年度に11・12号棟の建物調査、平成30年から令和元年度に資料収集、測量、建物、発掘調査を行い、山居倉庫の文化財調査を実施した。現存する倉庫は明治26年～大正5年までに建築された12棟で、新井田川に東面して配置されている。5号と6号との間には元々倉庫があったが、大正時代に三居稲荷神社の参道整備に伴い撤去され空閑地となっている。11号と12号との間はやや広く空いている。1～10号、及び11～12号倉庫東側正面は蔵前に接続している。

各倉庫は12号棟が他に比べ平面積が若干大きいのを除けば、基本的に同じ平面・構造であり、切妻造妻入の形式の土蔵造、屋根は置屋形式の棧瓦葺、平面形式は梁行（間口）が7間半（13.6m）に、桁行（奥行）16間（29.1m）、面積120坪である。梁行は3等分にされ、2間半の柱間に米俵10俵を収納できるようになっている。床組は現状モルタル仕上げだが、当初は防湿のためにタタキ仕上げで、土間の上に粉殻

| | | | |
|---|--------|-----|----|
| 山居倉庫 | 名称 | 所在地 | 地域 |
| | 山形県酒田市 | | |
| 備考 参考図の詳細は山形県文化財担当部局及び酒田市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。 | | | |

令和三年三月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

○文部科学省告示第四十四号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和3年（2021）3月26日 金曜日
官報（号外第70号）

※「参考図」は本計画の図2-2参照

| | | | |
|------|------------------|------|---------------------|
| 山居倉庫 | 名称 | 上欄 | 下欄 |
| | 令和三年文部科学省告示第四十四号 | 指定告示 | 地方公共団体名 酒田市（山形県） |

令和三年六月二十二日

文化庁長官 都倉 俊一

○文化庁告示第五十九号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十条第一項及び第七十二条第一項の規定により、次の表に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

令和3年（2021）6月22日 火曜日
官報（第518号）

表 2-1 指定時の土地所有者と面積

| No. | 地番 | 面積 (㎡) | 地目 | 所有者名 | 備考 |
|-----|------------------|-----------|----|-------------|--------------------------------|
| 1 | 酒田市山居町一丁目3番 | 1,724.62 | 宅地 | 庄内みどり農業協同組合 | |
| 2 | 酒田市山居町一丁目5番1 | 6.01 | 宅地 | 庄内みどり農業協同組合 | |
| 3 | 酒田市山居町一丁目6番5 | 90.59 | 宅地 | 全国農業協同組合連合会 | |
| 4 | 酒田市山居町一丁目6番7 | 378.11 | 宅地 | 全国農業協同組合連合会 | |
| 5 | 酒田市山居町一丁目6番8 | 59.00 | 原野 | 庄内倉庫株式会社 | |
| 6 | 酒田市山居町一丁目6番31 | 2,115.71 | 宅地 | 酒田市長 | |
| 7 | 酒田市山居町一丁目9番9 | 272.12 | 宅地 | 全国農業協同組合連合会 | |
| 8 | 酒田市山居町一丁目10番9 | 5,953.21 | 宅地 | 全国農業協同組合連合会 | |
| 9 | 酒田市山居町一丁目10番10 | 6,344.39 | 宅地 | 庄内倉庫株式会社 | 登記簿の所有者：山居賃貸倉庫株式会社 占有者：酒田市長 |
| 10 | 酒田市山居町一丁目10番26 | 214.54 | 宅地 | 庄内みどり農業協同組合 | |
| 11 | 酒田市山居町一丁目10番83 | 198.34 | 宅地 | 酒田市長 | 占有者：宗教法人三居稻荷神社 |
| 12 | 酒田市山居町一丁目10番90 | 108.74 | 宅地 | 河川管理者 山形県知事 | 登記簿の所有者：建設省 |
| 13 | 酒田市山居町一丁目10番98 | 41.12 | 宅地 | 全国農業協同組合連合会 | |
| 14 | 酒田市山居町一丁目14番1 | 783.47 | 宅地 | 酒田市長 | 占有者：宗教法人三居稻荷神社 |
| 15 | 酒田市山居町一丁目14番19 | 733.28 | 宅地 | 庄内倉庫株式会社 | |
| 16 | 酒田市山居町一丁目14番33 | 23.30 | 宅地 | 庄内倉庫株式会社 | |
| 17 | 酒田市山居町一丁目21番3 | 99.17 | 宅地 | 庄内倉庫株式会社 | |
| 18 | 酒田市山居町一丁目21番13 | 105.78 | 宅地 | 庄内倉庫株式会社 | |
| 19 | 酒田市山居町一丁目21番14 | 99.17 | 宅地 | 庄内倉庫株式会社 | |
| 20 | 酒田市山居町一丁目21番15 | 115.70 | 宅地 | 庄内倉庫株式会社 | |
| 21 | 酒田市山居町一丁目21番16 | 109.09 | 宅地 | 庄内倉庫株式会社 | |
| 22 | 酒田市山居町一丁目21番17 | 9.91 | 宅地 | 酒田市長 | 占有者：宗教法人三居稻荷神社 |
| 23 | 酒田市山居町一丁目64番2 | 27.63 | 宅地 | 全国農業協同組合連合会 | |
| 24 | 酒田市山居町一丁目64番3 | 33.05 | 宅地 | 庄内倉庫株式会社 | 登記簿の所有者：山居賃貸倉庫株式会社 |
| 25 | 酒田市山居町一丁目64番7 | 9.71 | 宅地 | 庄内倉庫株式会社 | 登記簿の所有者：山居賃貸倉庫株式会社 |
| 26 | 酒田市山居町一丁目64番10 | 9.27 | 宅地 | 庄内倉庫株式会社 | 登記簿の所有者：山居賃貸倉庫株式会社 |
| 27 | 酒田市山居町一丁目64番11 | 0.19 | 宅地 | 河川管理者 山形県知事 | 登記簿の所有者：建設省 |
| 28 | 酒田市山居町一丁目64番12 | 3.94 | 宅地 | 河川管理者 山形県知事 | 登記簿の所有者：建設省 |
| 29 | 酒田市山居町一丁目64番13 | 11.20 | 宅地 | 全国農業協同組合連合会 | |
| 30 | 酒田市山居町一丁目64番14 | 172.73 | 宅地 | 河川管理者 山形県知事 | 登記簿の所有者：建設省 |
| 31 | 酒田市山居町一丁目70番 | 181.32 | 宅地 | 河川管理者 山形県知事 | 登記簿の所有者：建設省 |
| 32 | 酒田市山居町一丁目71番1 | 13.91 | 宅地 | 庄内倉庫株式会社 | 登記簿の所有者：山居賃貸倉庫株式会社 |
| 33 | 酒田市山居町一丁目71番3 | 477.13 | 宅地 | 河川管理者 山形県知事 | 登記簿の所有者：建設省 |
| 34 | 酒田市山居町一丁目72番1 | 261.88 | 宅地 | 庄内倉庫株式会社 | 登記簿の所有者：山居賃貸倉庫株式会社 |
| 35 | 酒田市山居町一丁目72番2 | 33.87 | 宅地 | 河川管理者 山形県知事 | 登記簿の所有者：建設省 |
| 36 | 酒田市山居町一丁目72番3 | 3.30 | 宅地 | 河川管理者 山形県知事 | 登記簿の所有者：建設省 |
| 37 | 酒田市山居町一丁目136番 | 39.60 | 宅地 | 庄内みどり農業協同組合 | |
| 38 | 酒田市山居町一丁目70番先別図① | 115.5 | 河川 | 河川管理者 山形県知事 | 河川名：新井田川 河川法：二級河川 |
| 39 | 酒田市山居町一丁目70番先別図② | 9.00 | 河川 | 河川管理者 山形県知事 | 河川名：新井田川 河川法：二級河川 |
| 40 | 酒田市山居町一丁目70番先別図③ | 3.00 | 河川 | 河川管理者 山形県知事 | 河川名：新井田川 河川法：二級河川 |
| 41 | 酒田市山居町一丁目70番先別図④ | 781.5 | 河川 | 河川管理者 山形県知事 | 河川名：新井田川 河川法：二級河川 |
| 42 | 酒田市山居町一丁目70番先別図⑤ | 362.62 | 河川 | 河川管理者 山形県知事 | 河川名：新井田川 河川法：二級河川 |
| 43 | 酒田市山居町一丁目70番先別図⑥ | 319.00 | 河川 | 河川管理者 山形県知事 | 河川名：新井田川 河川法：二級河川 |
| 合計 | | 22,454.72 | | | ※所有者・占有者の代表者名は省略した。 |

を1尺の厚さで敷き、その上に茅束を縦横に重ね、筵を敷いていた。開口部は正面（東側切妻）中央1か所、側面3か所、また1部に天窓を設けたようであるが、窓及び天窓装置は戦後の低温保管化に際して廃されている。壁面は土壁の漆喰仕上げである。屋根が二重屋根の置屋根であるのは、漆喰仕上げの倉庫本体との間に空気層を設ける断熱の工夫である。これら倉庫群は後代の改変もあるが、建築当初の形態をよく留めているものと評価できる。

事務所棟は客間、和室、休憩室、事務室等の複数の建物が接続したもので、山居倉庫創業時に現在の休憩室にあたる場所が作られ、その後大正・昭和期まで増築・改造を加えつつ使用されてきたものである。東宮殿下行啓記念研究室は大正14年、東宮（後の昭和天皇）の山居倉庫行啓を記念して昭和元年に建てられた米穀貯蔵の研究施設で、その後昭和戦前期に大規模な改築がなされ、現在は米穀保管室として使用されている。このほか、敷地西端の石垣部分の発掘調査では、現在積まれている練積石垣の下層に、山居倉庫建設時のものと考えられる空積石垣がみつき、また、石垣下層面から現存倉庫基底部までの比高が約3.4メートルを測り、記録にある盛土高とほぼ一致することが確認されている。

このように、山居倉庫は、明治時代から昭和戦前期にまで酒田米穀取引所の付属倉庫として機能した大規模な施設であり、明治時代以来、戦中戦後を経て米穀管理倉庫として今日まで存続している全国的にも希少な事例である。しかも、明治26年創建時の倉庫6棟を含む大正5年までに建築された12棟をはじめ、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、三居稲荷神社、倉庫西側のケヤキ並木等、創業当時以来の建物や景観が良好に残っている。我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で貴重であることから史跡として指定し、その保護を図ろうとするものである。

※「月刊文化財2月号（689号）」、令和3年（2021）2月文化庁より転載

（2）指定に至る調査成果

山居倉庫が国指定史跡に至るまでの調査成果を表2-2に整理した。

表2-2 史跡指定に至る調査成果

| 年 | | 月 | 調査とその成果 |
|------------------|--------------|-----|--|
| (元号) | (西暦) | | |
| 平成3年 | 1991 | | 山居倉庫のケヤキ並木が、酒田市の保存樹（林-1）に指定された。 |
| 平成9年 | 1997 | | 山居倉庫の歴史的経緯について、山形県庄内経済農業協同組合連合会（庄内経済連）の参事を長く勤めた高橋義順によって『山居倉庫と庄内米』（平成9年刊行）としてまとめられた。 |
| 平成11年度 平成12年度 | 1999 2000 | | 近代化遺産調査が実施された。 |
| 平成14年度 | 2002 | | 酒田市が11号倉庫と12号倉庫を購入し、観光施設として整備を行った（酒田夢の倶楽）。施設整備に先立ち、11・12号倉庫の調査が行われた。 |
| 平成20年 | 2008 | 4月 | 酒田市景観条例に基づき山居倉庫を含む山居倉庫周辺地区は景観形成重点地域に指定された。 |
| 平成26年度 | 2014 | | 酒田市土木課によって、山居倉庫のケヤキ36本について、根系調査が行われた。 |
| 平成30年 | 2018 | 11月 | 有識者からなる山居倉庫調査委員会を設置し、令和2年（2020）7月まで文化庁と山形県教育委員会の指導・助言を得ながら、総合的な学術調査を実施した。 |
| 令和2年 | 2020 | 9月 | 山居倉庫建設に至る歴史とその後の変遷、資料等から建造物の変遷過程をまとめた報告書を刊行した。その結果、我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で貴重であることが明らかとなった。 |

(3) 史跡をとりまく自然環境

① 地勢

酒田市は、山形県の西北部、庄内地方の北部に位置し、東西 33.7km、南北 35.5km、総面積は 602.98km²、北部は遊佐町、東部は真室川町、鮭川村、戸沢村、南部は庄内町、三川町、鶴岡市と接しており、市西部は日本海に面している。市域の西側は庄内平野に属する平坦地で、中央を最上川が貫流している。また、県内唯一の離島である飛島が西北の沖合 39km地点にあり、秋田県との県境にそびえる鳥海山とともに鳥海国定公園に指定されている。

西部の海岸線には西山と呼ばれる日本有数の砂丘地が広がり、北に鳥海山、東南に月山を望み、最上川が日本海に流れ込む河口に発展した港を中心にして市域が広がっている。酒田は古くから最上川舟運と日本海海運の結節点として、物資の集散機能を果たしてきた。砂丘地には江戸時代、佐藤藤蔵父子や本間光丘などによって砂防林が作られている。また、鳥海山を源流とする日向川、出羽山地から流れる新井田川、出羽山地朝日連峰から流れる赤川が市域で日本海に注ぎ、同じく出羽山地から流れだす京田川・藤島川が市域で最上川に合流する。新井田川は日向川の支流荒瀬川の旧路であった。

気候は日本海の影響を強く受ける海洋性気候で、夏は高温多湿で雨が多く、気温の日変化は比較的小さい。冬季は強い季節風が吹き、本地域特有の地吹雪の発生がみられる。積雪の多い東北地方に位置しているが、対馬暖流の影響を受け温暖湿潤であり、豪雪地山形県の中にあっては比較的生活しやすい気候といえる。

最上川は、山形・福島両県境の西吾妻山を源流とし、山形県内を貫流して日本海に注ぐ流路延長 229km、流域面積 7,040 km²の日本有数の大河であり、日本三大急流の一つである。流域には上流に米沢盆地、中流に山形盆地、新庄盆地があり、下流に庄内平野が広がっている。

酒田市は庄内平野の海側の中央に位置し、日本海に注ぐ最上川の河口に開けた町である。海岸に沿って庄内砂丘が南北に広く伸びており、砂丘の東側には低湿地が広がっている。酒田の湊町は庄内砂丘の東西二つの砂丘列に馬蹄形状に囲まれ南側是最上川に面した場所に成立した。湊町が成立するより早く、湊町の東側には東禅寺城（亀ヶ崎城）が築城されており、東禅寺城と湊町の間には城下町が広がっていた。

湊町は、海に面しているため風が強いが、二つの砂丘列の間となる低地で北西からの風を一定程度防ぎ、最上川を利用しやすい場所に立地し、商業を優先しながらもある程度の住みやすさを兼ね備えた場所を選んだ。一方、東禅寺城は、低湿地に築城され、最上川と新井田川に囲まれた要害の地に立地した。

湊町は、日本海海運の重要な港として、また中世より近世を通じて、近代の明治・大正期まで最上川舟運のターミナルの機能を持っていた。

出羽山地を源流とする、日向川・新井田川・相沢川の各河川が庄内平野の東側にそれぞれ中小の扇状地や河岸段丘を形成し、庄内平野の西半分は潟湖であったものが古代から開発され、近世において新田開発が行われた。

庄内平野は、日本海に沿う海岸平野の特性をよく示しており、低く平坦な平野面と、海岸に沿って伸びる庄内砂丘が特徴的である。最上川はこの平野面を刻み込むように緩やかな曲線を示しつつ流下し、日本海に注いでいる。

最上川をはじめ、各河川は人々の力によってその姿を変え、かつて最上川最大の支流であった赤川や、北方の日向川は大きく流路を変えて流れている。庄内平野に扇状地の発達はあまり良く見られないが、月光川、日向川扇状地は、わりあい明瞭である。

三角州性の低地は広く分布し、平野の主部を占めている。最上川はこの三角州性低地を開析し、より低い氾濫原地帯を形成している。最上川氾濫原は最上川に沿う低地であり、三角州などを側面浸食している。したがって最上川の旧流路は、いたるところにその痕跡を留めている。

酒田周辺の水系は、北から順に月光川水系、日向川水系、最上川水系、赤川水系の四つに分けられる。このうち日向川水系は、上流において日向川本流と荒瀬川とに分かれる。最上川水系には、右岸に相沢川、左岸に京田川が合流する。赤川は、昭和の初めまで最上川水系に属していたが、砂丘列を切り開いた新川によって、直接日本海へ流下するよう

になった。

最上川下流扇状沖積地帯を占めて日本海に面している酒田と、村山盆地の中心にあつて東西に山のある山形との色々な気象要素を較べてみると、酒田の気候の特徴がよくわかる。

② 気温

表 2-2 に示したように、1月・2月の平均気温を見ると、最も寒さの厳しい時期であるのに、海の影響を受ける酒田の平均気温は山形より約2℃高く、0℃以上を保っている。しかし、季節がすすみ、5月になって気温が急に上昇する頃になると山形の方が高くなる。この原因は庄内海岸で海陸風が吹きはじめるためである。

酒田で陸風から海風に変わる時刻は、季節によって若干異なるが大体午前10時頃で、海風の吹かない時、気温は午後3時頃まで上昇するが、海風の吹く時は陸風から海風に変わった時点で気温の上昇が押さえられる。海風の吹く日の最高気温は午前中に観測される。日平均気温は山形より低くなることが多く、従って月平均気温もまた低くなる。

この状態は8月頃まで続くが、8月半ば頃になって、海水温度が陸地の気温より高くなると酒田の気温は山形の気温より高くなり、10月になって北西の季節風が吹きはじめるとさらに高くなる。

次に月平均最高気温を見ると、寒候期は酒田が高く、温候期は山形の方が高い。最低気温は1年を通して酒田が高い。海の影響を受ける酒田の気温較差（最高気温と最低気温の差）は山形より小さく、山形に較べ朝晩の底冷えする日が少なく、夏もしのぎ易い日が多い。しかし、後で述べるように、海風の吹かない時には、内陸地方より暑くなり、時

表 2-3 酒田市と山形市の気象平均値（年・月ごとの値）

| | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 年 |
|---------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 平均気温 (°C) | 酒田 | 1.9 | 2.2 | 5.1 | 10.2 | 15.7 | 20.0 | 23.8 | 25.5 | 21.6 | 15.6 | 9.7 | 4.5 | 13.0 |
| | 山形 | -0.1 | 0.4 | 4.0 | 10.2 | 16.2 | 20.3 | 23.9 | 25.0 | 20.6 | 14.1 | 7.7 | 2.4 | 12.1 |
| 日最高気温 (°C) | 酒田 | 4.5 | 5.2 | 8.9 | 14.8 | 20.3 | 24.1 | 27.6 | 29.7 | 25.8 | 19.8 | 13.6 | 7.6 | 16.8 |
| | 山形 | 3.3 | 4.4 | 9.1 | 16.4 | 22.6 | 25.9 | 29.1 | 30.5 | 25.8 | 19.5 | 12.6 | 6.1 | 17.1 |
| 日最低気温 (°C) | 酒田 | -0.6 | -0.8 | 1.4 | 5.8 | 11.6 | 16.5 | 20.7 | 22.0 | 17.8 | 11.6 | 5.9 | 1.6 | 9.5 |
| | 山形 | -3.1 | -3.1 | -0.3 | 4.7 | 10.7 | 15.7 | 20.0 | 20.9 | 16.6 | 9.8 | 3.6 | -0.7 | 7.9 |
| 降水量 (mm) | 酒田 | 177.7 | 118.4 | 111.1 | 103.6 | 122.6 | 125.3 | 218.7 | 205.6 | 176.2 | 188.6 | 222.0 | 217.0 | 1986.8 |
| | 山形 | 87.8 | 63.0 | 72.1 | 63.9 | 74.5 | 104.8 | 187.2 | 153.0 | 123.8 | 105.1 | 74.4 | 97.2 | 1206.7 |
| 最深積雪 (cm) | 酒田 | 25 | 23 | 8 | 0 | — | — | — | — | — | — | 2 | 15 | 32 |
| | 山形 | 40 | 47 | 22 | 2 | — | — | — | — | — | — | 3 | 26 | 51 |

気象庁 過去の気象地点データ 山形市・酒田市 (1991-2020年の平均)

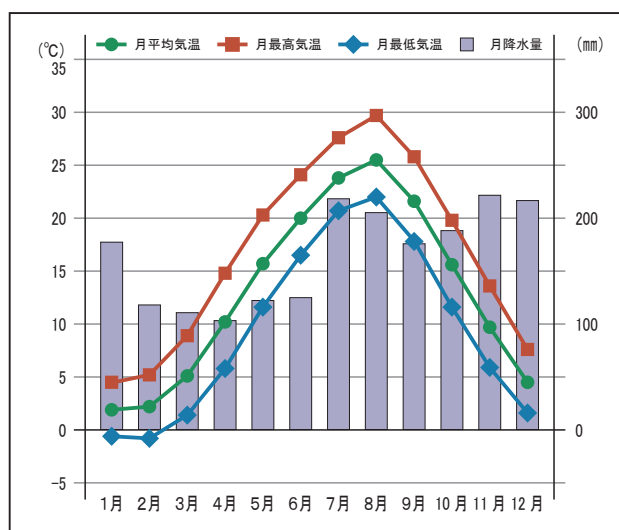


図 2-3 酒田市の気象

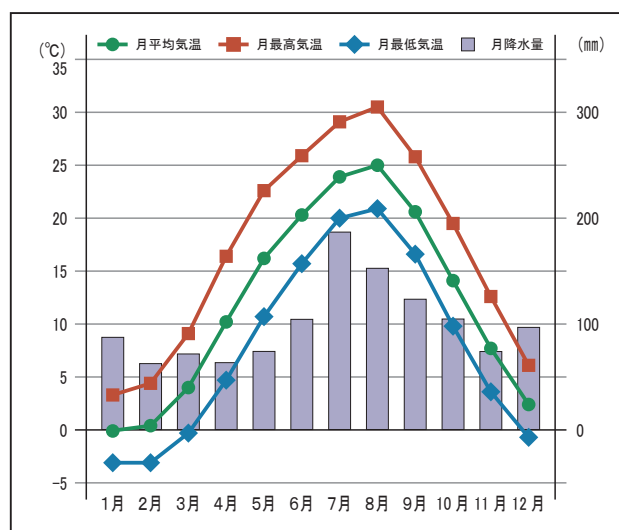


図 2-4 山形市の気象

には熱帯夜になることがある。しかし寒候期は風が弱く、晴れた日には内陸なみに冷え込むことがある。

③ 降水量

表 2-2 に示すように酒田の降水量は各月とも山形より多く、年降水量は山形の 1.6 倍になっている。

酒田では 4 月が 1 年で最も降水量の少ない月である。梅雨前線が次第に北上する 6 月半ば頃から梅雨に入り、7 月下旬まで続き、酒田・山形とも降水量は増加する。8 月から 12 月にかけて山形では減少傾向になるが、酒田では反対に増加傾向が続く。

これは梅雨が明けて太平洋の高気圧が本州付近に張り出し、高気圧の縁辺に沿って南方から高温、多湿な空気が東北地方中部に流れ込んでいる時、北方から南下してくる寒冷前線が引き金になって、鳥海山を中心に大雨の降ることがあるためである。

11 月に入ると庄内地方の特徴の一つである雷の多く発生する季節になり、雷を伴った強い雨が降るときがあり、また、北西の季節風が次第に強くなってくるため、出羽丘陵をはさんで、風上側になる酒田は風下側になる山形より雨が雪が降りやすく、11 月から 2 月にかけての酒田の降水量は山形の約 2 倍にもなっている。

3 月に入ってもまだ冬の名残の北西の季節風が吹き、4 月はじめにかけては天気の変化が激しく、春雷を起こしたりするが、次第に花の便りが聞かれる季節になり、月降水量は 11 月を頂点に次第に減少する。

④ 積雪

10 月下旬には、鳥海山の冠雪が見られるようになり、11 月になって北西の季節風が次第に強まり、中旬には平野部でも初雪が降るようになり、12 月末には長期積雪（根雪）になる。冬の季節風によってもたらされる雪は、北西の風が出羽丘陵・越後山脈に吹き当たるため、鳥海山・月山・朝日山山系周辺は豪雪地帯となり、庄内地方の山間部での積雪は 2～3 m に達するところがある。しかし、海に近い酒田では、最も積雪の多い 2 月でも 26cm で、山形より 19cm 少ない。

その原因は、山形にくらべ酒田の風が、はるかに強いため、地上に積もった雪が地ふぶきとなって風下へ飛んでしまうためである。

⑤ 風

酒田は、北海道の江差・寿都や佐渡の相川などとともに、日本海側有数の強風地帯である。最上川河口にあって酒田は日本海に面し、南東は最上川に沿って清川峡谷に通じているため、当然西寄りの風や南東の風が強くなりやすく、寒候期は北西の風、暖候期は南東の風が主風向となる。

酒田に暴風をもたらすのは冬の季節風や、発達した低気圧・台風・寒冷前線などである。この中で冬の季節風によるものが最も多く、12 月から 3 月にかけての防風日数（日最大風速 10m/s 以上の日）は年間暴風日数の過半数を占めている。

※出典：酒田市 2002 『酒田市勢要覧』

山形県土地対策課 1979 『土地分類基本調査 酒田』

酒田市史編纂委員会 1989 『酒田市史』 改訂版 別巻

（4）史跡をとりまく歴史的環境



（5）史跡をとりまく社会的環境

① 人口

現在の酒田市は、平成 17 年（2005）11 月 1 日に、それまでの酒田市、飽海郡八幡町・松山町・平田町の 1 市 3 町が合併し、総面積 602.79km²、人口約 10 万人の庄内北部における中心市として発足した。

表 2-4 酒田市の人口・世帯数

| 年 | 人口 (人) | | | | | | | | 世帯数 | 人員/世帯 (人) | |
|---------|--------|------------|---------|---------------|---------|-----------|---------|------|-----|-----------|-----|
| | 総数 | 年少 (0~14歳) | 構成比 (%) | 生産年齢 (15~64歳) | 構成比 (%) | 老年 (65歳~) | 構成比 (%) | 不詳 | | | |
| 昭和 55 年 | 1980 | 125,622 | 27,237 | 21.7 | 84,632 | 67.4 | 13,753 | 10.9 | — | 33,180 | 3.8 |
| 昭和 60 年 | 1985 | 123,823 | 25,502 | 20.6 | 82,207 | 66.4 | 16,114 | 13.0 | — | 34,203 | 3.6 |
| 平成 2 年 | 1990 | 122,850 | 22,676 | 18.5 | 80,691 | 65.7 | 19,481 | 15.8 | 2 | 35,353 | 3.5 |
| 平成 7 年 | 1995 | 122,536 | 20,122 | 16.4 | 78,344 | 63.9 | 24,070 | 19.7 | — | 37,222 | 3.3 |
| 平成 12 年 | 2000 | 121,614 | 18,087 | 14.9 | 75,536 | 62.1 | 27,991 | 23.0 | — | 39,086 | 3.1 |
| 平成 17 年 | 2005 | 117,577 | 16,058 | 13.7 | 71,028 | 60.4 | 30,491 | 25.9 | — | 39,556 | 3.0 |
| 平成 22 年 | 2010 | 111,151 | 14,123 | 12.7 | 65,190 | 58.7 | 31,835 | 28.6 | 3 | 38,955 | 2.9 |
| 平成 27 年 | 2015 | 106,244 | 12,168 | 11.5 | 59,168 | 55.9 | 34,518 | 32.6 | 390 | 39,320 | 2.7 |
| 令和 2 年 | 2020 | 100,273 | 10,305 | 10.4 | 53,031 | 53.3 | 36,091 | 36.3 | 846 | 39,402 | 2.5 |
| 令和 7 年 | 2025 | 94,214 | 9,249 | 9.8 | 4,8876 | 51.9 | 36,089 | 38.3 | — | | |
| 令和 12 年 | 2030 | 87,891 | 8,273 | 9.4 | 44,386 | 50.5 | 35,232 | 40.1 | | | |
| 令和 17 年 | 2035 | 81,401 | 7,330 | 9.0 | 40,111 | 49.3 | 33,960 | 41.7 | | | |
| 令和 22 年 | 2040 | 74,618 | 6,520 | 8.7 | 35,127 | 47.1 | 32,971 | 44.2 | | | |
| 令和 27 年 | 2045 | 67,776 | 5,756 | 8.5 | 30,553 | 45.1 | 31,467 | 46.4 | | | |

人口：国勢調査（～平成 17 年は合併前旧市町村の総計）

令和 7 年（2025）以降は推計人口を示す。『日本の地域別将来推計人口』平成 30 年（2018）推計構成比は不詳を除く

図 2-5 酒田市の人口・世帯数

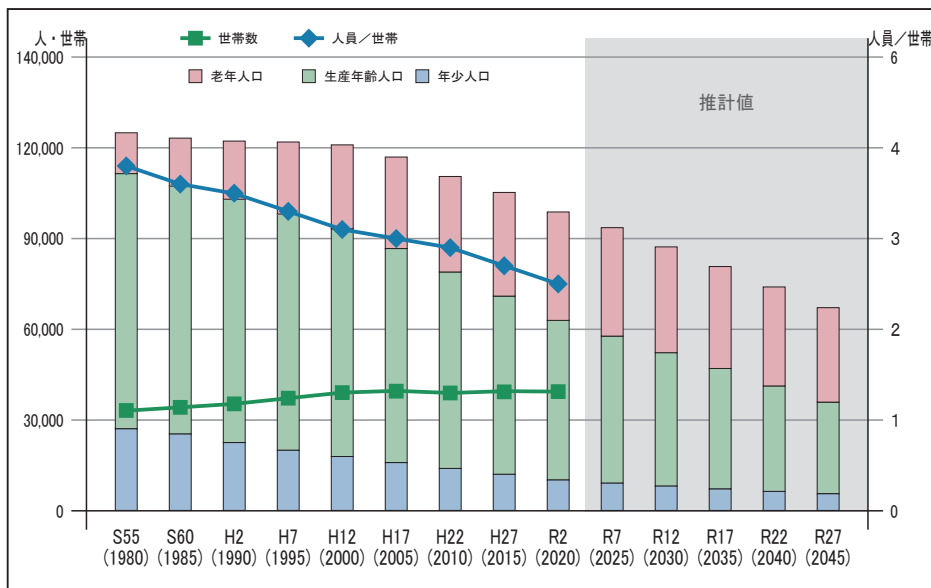


表 2-5 酒田市の年齢別人口

| 区分 | 人口 (人) | |
|--------|-----------|-------|
| 不詳 | 846 | |
| 老年人口 | 100 歳以上 | 76 |
| | 95 ~ 99 歳 | 550 |
| | 90 ~ 94 歳 | 2,256 |
| | 85 ~ 89 歳 | 4,331 |
| | 80 ~ 84 歳 | 5,543 |
| | 75 ~ 79 歳 | 6,195 |
| | 70 ~ 74 歳 | 8,679 |
| | 65 ~ 69 歳 | 8,461 |
| 生産年齢人口 | 60 ~ 64 歳 | 7,315 |
| | 55 ~ 59 歳 | 6,656 |
| | 50 ~ 54 歳 | 6,273 |
| | 45 ~ 49 歳 | 6,746 |
| | 40 ~ 44 歳 | 6,152 |
| | 35 ~ 39 歳 | 5,045 |
| | 30 ~ 34 歳 | 4,157 |
| | 25 ~ 29 歳 | 3,556 |
| | 20 ~ 24 歳 | 3,130 |
| | 15 ~ 19 歳 | 4,001 |
| 年少人口 | 10 ~ 14 歳 | 3,993 |
| | 5 ~ 9 歳 | 3,441 |
| | 0 ~ 4 歳 | 2,871 |

国勢調査（令和 2 年）

国勢調査に基づく人口推移をみると、令和2年（2020）の人口・世帯数はそれぞれ100,273人・39,402世帯である。平成12年（2000）以降（過去約20年間）、人口は約2万人（約17.5%）減少しているが、世帯数はほぼ横ばいで4万世帯弱を推移している。

令和2年（2020）における高齢化率は36.0%と極めて高く、超高齢化と呼べる水準となっている。年齢構成は70～74歳が最も多く、高齢化に拍車がかかることが懸念される。なお、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計によると、2040年（20年後）における推計人口は74,618人とされ、令和2年（2020）国勢調査と比して約2万5千人（25.6%）減少し、2045年には老年人口が生産年齢人口を超えることが想定されている。

② 産業

平成27年国勢調査に基づく産業別就業人口割合は、第1次産業8.7%、第2次産業26.2%、第3次産業65.1%となっている。

平野部は古くから良質米の産地であり、現在は「はえぬき」「コシヒカリ」「つや姫」「雪若丸」などの「庄内米」が全国に知られるとともに、緑の美田は雄大な鳥海山を借景として美しい景観を形成している。庄内米以外の農産物も豊富で、刈屋梨、メロン、いちご、平田赤ねぎなどの栽培が盛んである。また、酒田港で水揚げされる新鮮な海産物には、寒鱈、紅えび、トビウオ、岩牡蠣、イカなどの特産品がある。このほか、全国的に高い評価を受けている日本酒や、酒田のラーメンも酒田名物として知られ、さかた海鮮市場、みなと市場等の市内各所でこれらの食を堪能することができる。

市域には国道7号や同112号、日本海東北自動車道、庄内空港、羽越本線などの基幹交通が集中し、加えて海港と

表 2-6 酒田市の産業大分類別就業人口

| 産業大分類 | | 平成27年（2015） | | | |
|---------|-------------------|-------------|--------|--------|--------|
| | | 就業者数（人） | 構成比（%） | 合計（人） | 構成比（%） |
| 第1次産業 | 農業 | 4,168 | 7.9 | 4,411 | 8.7 |
| | 林業 | 103 | 0.2 | | |
| | 漁業 | 140 | 0.3 | | |
| 第2次産業 | 鉱業 | 42 | 0.1 | 13,316 | 26.2 |
| | 建設業 | 4,799 | 9.1 | | |
| | 製造業 | 8,475 | 16.0 | | |
| 第3次産業 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 441 | 0.8 | 33,050 | 65.1 |
| | 情報通信業 | 341 | 0.6 | | |
| | 運輸業，郵便業 | 2,185 | 4.1 | | |
| | 卸売業，小売業 | 8,418 | 15.9 | | |
| | 金融業，保険業 | 996 | 1.9 | | |
| | 不動産業，物品賃貸業 | 576 | 1.1 | | |
| | 学術研究，専門・技術サービス業 | 950 | 1.8 | | |
| | 宿泊業，飲食サービス業 | 2,497 | 4.7 | | |
| | 生活関連サービス業，娯楽業 | 1,886 | 3.6 | | |
| | 教育，学習支援業 | 2,092 | 3.9 | | |
| | 医療，福祉 | 6,951 | 13.1 | | |
| | 複合サービス事業 | 880 | 1.7 | | |
| | サービス業（他に分類されないもの） | 3,071 | 5.8 | | |
| | 公務（他に分類されるものを除く） | 1,766 | 3.3 | | |
| 分類不能の産業 | 2,187 | 4.1 | 2,187 | — | |
| 合計 | | | | 52,964 | 100.0 |

国勢調査（平成27年）
第一次産業、第二次産業、第三次産業の構成比は「分類不能の産業」を除いて算出した。

して恵まれた立地条件にあることから、第2次・第3次産業が集積し、人口の集中化にも結び付いている。

③ 交通

市海岸部南端に庄内空港が所在し、東京（羽田空港）間を約1時間で結ぶ。市域には新潟市と秋田市を繋ぐ日本海東北自動車道（一部未開通）が縦断する。

市内を通る国道は5本あり、国道7号は新潟市から日本海沿いに庄内地方、秋田県を經由して青森市に至る幹線国道である。国道47号は宮城県仙台市から、国道112号は山形市から、国道344号は秋田県湯沢市から、いずれも本市に至る一般国道である。また、国道345号は新潟県新潟市中央区から本市を經由して飽海郡遊佐町に至る一般国道である。

鉄道は、JR 羽越本線が新潟市から日本海沿いを経て中心市街地を經由し、秋田市まで敷設されている。バスはJR 酒田駅に近接したバスターミナルを起点に、首都圏・仙台市・山形市を繋ぐ高速バスが運行される。市内の路線バスは庄内交通株式会社、羽黒地域路線バス（るんるんバス・ぐるっとバス）が運行する。

このほか、県内唯一の離島である飛島には、酒田港から飛島までの定期航路（定期船とびしま）がある。

④ 土地利用

市内の土地利用別面積状況（平成27年（2015）10月1日現在）は、市域60,297haのうち、森林が60.6%と大部分を占め、次いで農用地が20.4%、宅地が4.9%、道路が3.9%となっている。

近年の土地の動向を見ると、農用地、森林（民有林）、林地が減少し、宅地や一般道路等への土地利用転換が進むとともに、耕作放棄地の面積が増加している。人口集中地区（DID区域）については、面積は拡大が続いているが、近年は頭打ちの状況にあり、人口は平成2年（1990）をピークとして減少が続いている。地価については、地域経済の低迷や人口減少により土地需要は弱含みで推移していることなどから下落が続いている。

本市の土地利用については、市街地の空洞化に対応するための賑わいの求心力の向上や、農山漁村地域における農業の生産性の向上、中山間地域における里山の集落機能と地域農業・林業維持などが課題となっている。さらに、広い市域の中には、洪水、土砂災害、津波などの災害の危険箇所が多くあることから、自然災害等による被害の軽減と防止が課題となっている。

※出典：酒田市 2018 『酒田市国土利用計画』

⑤ 観光

酒田市の観光客数は平成18年度以降300万人前後で推移してきたが、長期的に見ると減少傾向で、平成28年度以

図 2-6 酒田市への交通・アクセス



表 2-7 酒田市の土地利用状況

| 区分 | 平成 17 年 (2005) | | 平成 27 年 (2015) | |
|----------|----------------|---------|----------------|---------|
| | 面積 (ha) | 構成比 (%) | 面積 (ha) | 構成比 (%) |
| 農用地 | 12,585 | 20.9 | 12,305 | 20.4 |
| 農地 | 12,510 | 20.8 | 12,230 | 20.3 |
| 採草放牧地 | 75 | 0.1 | 75 | 0.1 |
| 森林 | 36,593 | 60.7 | 36,553 | 60.6 |
| 国有林 | 22,987 | 38.1 | 22,993 | 38.1 |
| 民有林 | 13,606 | 22.6 | 13,560 | 22.5 |
| 原野 | 2 | 0.0 | 4 | 0.0 |
| 水面・河川・水路 | 2,262 | 3.8 | 2,269 | 3.8 |
| 道路 | 2,287 | 3.8 | 2,324 | 3.9 |
| 一般道路 | 1,381 | 2.3 | 1,432 | 2.4 |
| 農道 | 733 | 1.2 | 725 | 1.2 |
| 林道 | 173 | 0.3 | 167 | 0.3 |
| 宅地 | 2,946 | 4.9 | 2,959 | 4.9 |
| 住宅地 | 1,578 | 2.6 | 1,601 | 2.7 |
| 工業用地 | 235 | 0.4 | 282 | 0.5 |
| その他の住宅地 | 1,133 | 1.9 | 1,076 | 1.7 |
| その他 | 3,599 | 6.0 | 3,883 | 6.4 |
| 合計 | 60,274 | 100.0 | 60,297 | 100.0 |

山形県統計年鑑

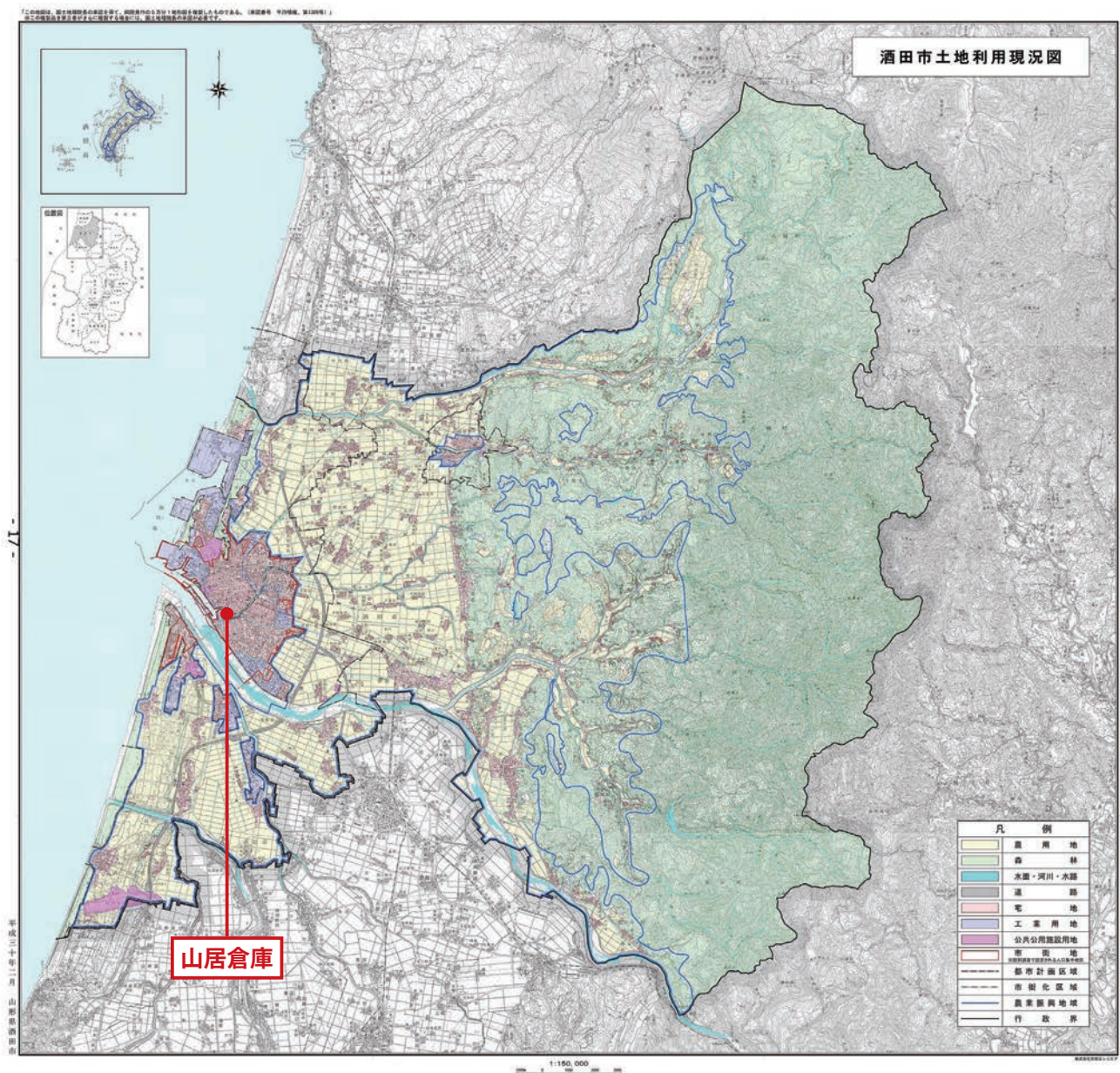


図 2-7 酒田市土地利用現況図

酒田市 2018 『酒田市国土利用計画』

降は 300 万人を割り込み、平成 30 年度には 270 万人弱まで落ち込み過去 15 年間で最も低い値となった。翌令和元年度は微増に転じたものの、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症のまん延に伴って前年度比で約 100 万人（約 36%）減少している。一方、酒田夢の蔵楽（山居倉庫）の観光客数は、平成 25 年度を底に増加を辿り、令和元年度は過去 15 年間で最大となる 80 万人を超える来場があったが、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症のまん延に伴って前年度比で約 360 万人（約 45%）減少し、50 万人を割り込んでいる。

酒田は最上川舟運と北前船交易の結節点である港町として、港から市内中心部にかけて往時の歴史を感じさせる多くの資源を有しており、これらが現在の主要観光資源となっている。特に、酒田における北前船交易の象徴とも言うべき山居倉庫や山王くらぶ、相馬樓、本間家日本邸や酒田湊（日和山公園）界隈のほか、映画「おくりびと」ロケ地や土門拳記念館などが現在の主な観光資源となっている。

しかし、これらの施設へは多くの観光客が訪れているものの、WEB 調査等による今後の「訪問意向」をみると、観光客のニーズは必ずしも高くない。一方で、さかた海鮮市場やみなと市場、初孫酒造資料館蔵探訪館などの「食」、玉簾の滝や眺海の森などの「景観」へのニーズが強い。雄大な鳥海山のふもとに広がる田畑、庄内砂丘、クロマツ林や

表 2-8 観光客数

| 年 | 山形県 | | 庄内地域 | | 酒田市 | | |
|----------|----------|--------------|----------|--------------|---------|------------------|--------------|
| | | 名所・旧跡 観光地 | | 名所・旧跡 観光地 | | 酒田夢の倶楽 (山居倉庫) | 庄内米 歴史資料館 |
| 平成 18 年度 | 40,592.2 | 9,643.6 | 12,274.1 | 1,772.0 | 3,355.1 | 682.6 | |
| 平成 19 年度 | 40,077.0 | 9,648.3 | 11,928.4 | 1,743.3 | 3,141.2 | 687.4 | |
| 平成 20 年度 | 39,324.3 | 9,710.8 | 11,482.7 | 1,662.3 | 3,041.4 | 710.2 | |
| 平成 21 年度 | 41,844.5 | 11,116.5 | 11,721.9 | 1,838.1 | 3,147.1 | 754.7 | |
| 平成 22 年度 | 39,443.7 | 9,010.7 | 12,314.1 | 1,698.9 | 3,040.9 | 660.3 | |
| 平成 23 年度 | 35,398.6 | 7,603.2 | 11,907.1 | 1,554.2 | 2,968.1 | 660.2 | |
| 平成 24 年度 | 38,176.1 | 8,230.1 | 12,239.3 | 1,603.8 | 3,004.4 | 648.2 | |
| 平成 25 年度 | 40,171.0 | 8,499.9 | 12,871.9 | 1,572.3 | 2,744.9 | 464.1 | |
| 平成 26 年度 | 45,171.6 | 8,853.2 | 14,397.2 | 1,970.7 | 2,753.6 | 573.9 | |
| 平成 27 年度 | 44,904.3 | 8,463.1 | 14,654.4 | 1,745.7 | 3,006.6 | 677.6 | |
| 平成 28 年度 | 45,814.1 | 8,222.5 | 14,153.6 | 1,638.6 | 2,942.9 | 719.4 | 28,016 |
| 平成 29 年度 | 45,122.4 | 8,149.5 | 13,292.3 | 1,686.5 | 2,816.5 | 652.4 | 24,496 |
| 平成 30 年度 | 46,507.4 | 8,061.6 | 13,331.2 | 1,672.2 | 2,698.9 | 705.6 | 26,615 |
| 令和元年度 | 45,311.7 | 7,932.4 | 12,996.3 | 1,713.3 | 2,738.8 | 810.4 | 33,375 |
| 令和 2 年度 | 27,511.2 | 3,695.3 | 8,045.4 | 972.7 | 1,757.0 | 448.6 | 13,635 |

山形県観光者数調査(庄内米歴史資料館のみ同館による資料提供)
※観光客数は延数とする。単位は千人(庄内米歴史資料館のみ人)。

その景観などについては、未だ明確な観光資源として活かせておらず、既存の観光資源と観光客ニーズに乖離が生じている。

平成 28 年(2016) 9 月には「鳥海山・飛鳥ジオパーク」の日本ジオパークネットワークへの加盟が認められ、ジオ・ツーリズムなどとともに「酒田の成り立ち」への注目が今後、高まることが期待される。また、国内外のクルーズ客船誘致にも力を入れている。

※出典：酒田市 2016 『酒田市中長期観光戦略 新酒田物語 ～広めよう“酒田自慢” 増やそう!“酒田ファン”』

⑥ 教育

本市には、令和 3 年(2021) 5 月 1 日現在、市立小学校が 23 校(令和 3 年度末：田沢小学校閉校)、市立中学校が 8 校、高等学校(県立及び私立)が 5 校(通信制を含む)、特別支援学校が 1 校、大学・専修学校が 3 校あります。児童・生徒数は、小学生が 4,266 人、中学生が 2,416 人となっています。

社会教育施設・文化施設として、総合文化センター、出羽遊心館、公益研修センター、市立資料館、旧鑑屋、市美術館、酒田海洋センター、松山文化伝承館、松山城址館、ひらた生涯学習センター等があり、子育て支援関連施設は、令和 3 年(2021) 9 月 1 日現在、認可保育所が 24 カ所、認定こども園が 11 カ所あります。

※出典：酒田市教育委員会 2021 『酒田の教育』

(6) 指定地の状況

現在、大正 5 年(1916)までに建設された 14 棟のうち 12 棟が残っており、現役の米穀保管倉庫として使用されている。また、12 棟のうち 1 号棟は昭和 60 年(1985) 4 月に「庄内米歴史資料館」として開館。山居倉庫の歴史や米に関する資料や農機具などを紹介している。

11・12 号棟は平成 14 年度に酒田市が購入し、観光施設「酒田夢の倶楽」として整備し、平成 16 年(2004) 4 月に開館。酒田の歴史や本間家が江戸時代に京都の職人に作らせた亀笠鉦を展示紹介するとともに、酒田のお土産品が揃うなどの観光物産館として活用され、年間 80 万人が訪れ賑わいを見せている。

このほかにも、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉・赤場、三居稲荷神社が現存している。
また、倉庫の西側には日射や季節風を避けるためにケヤキが植えられている他、イチヨウや松、杉が存在する。
指定範囲の西側は、宅地・駐車場が隣接している。

A) 土地所有の状況

① 所有者別

指定地は全体の約75%が民有地で、庄内倉庫株式会社が約36%、全国農業協同組合連合会が約30%、庄内みどり農業協同組合が約9%の土地を所有しています。残りの約25%が官有地で、このうち7%は河川となります。

指定地の所有者別による所有区分は表2-9のとおりです（地番毎の内訳は表2-1参照）。

② 登記地目別

登記上の地目は92.6%が宅地である。このほかに原野が0.3%、河川が7.1%ある。指定地の登記地目区分は表2-10のとおりです（地番毎の内訳は表2-1参照）。

表 2-9 指定地の所有者区分（所有者別）

| 所有者 | 地目 | 面積 (㎡) | 割合 (%) |
|-------------|----|-----------|--------|
| 庄内みどり農業協同組合 | 宅地 | 1,984.77 | 8.8 |
| 全国農業協同組合連合会 | 宅地 | 6,773.98 | 30.2 |
| 庄内倉庫株式会社 | 原野 | 59.00 | 0.3 |
| | 宅地 | 7,957.70 | 35.4 |
| 河川管理者 山形県知事 | 宅地 | 981.22 | 4.4 |
| | 河川 | 1,590.62 | 7.1 |
| 酒田市長 | 宅地 | 3,107.43 | 13.8 |
| 合計 | | 22,454.72 | 100.0 |

| 占有者 | 地目 | 面積 (㎡) | 割合 (%) |
|-------------|----|--------|--------|
| 宗教法人 三居稲荷神社 | 宅地 | 991.72 | 4.4 |
| 酒田市長 | 宅地 | 55.00 | 0.2 |

表 2-10 指定地の登記地目区分

| 地目 | 面積 (㎡) | 割合 (%) |
|----|-----------|--------|
| 宅地 | 20,805.10 | 92.6 |
| 原野 | 59.00 | 0.3 |
| 河川 | 1,590.62 | 7.1 |
| 合計 | 22,454.72 | 100.0 |

B) 管理団体の指定

令和3年(2021)6月22日付け文化庁告示(第59号)において、文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項の規定により、史跡山居倉庫を管理すべき地方公共団体として酒田市が指定されました。

C) 指定地における法令による規制

本史跡の指定地及び周辺地域は、表2-11に示した法令による規制対象地となっている。

① 文化財の現状変更に関する規制（文化財保護法）

文化財保護法第109条により指定された史跡は、同法第125条の規定により、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合、文化庁長官の許可を受けなくてはならない。なお、指定地は調査を目的とした発掘、または整備事業に伴う発掘が必要な場面が想定される。

文化財保護法

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

表 2-11 指定地における法令による規制（許可申請・届出等）

| 主たる法令 | 対象区域 | 内容 |
|---------|------------------------------|--|
| 文化財保護法 | 指定地 | 現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合、文化庁長官の許可を受けなくてはならない。 |
| 景観法 | 市全域 | 「酒田市景観計画」「酒田市景観条例」により、下記地域で以下の行為を行う場合は、あらかじめ市長に届出が必要。 「山居倉庫周辺地区」は景観形成重点地域に定められ、地域の特性を生かした景観づくりを推進することから、届出が必要な行為の基準が別に定められている。 |
| | 景観計画区域内 (市全域・景観形成重点地域を除く) | 建築物 ①高さ 13 m又は建築面積が 1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転 ②高さ 13m 又は建築面積が 1,000㎡を超える建築物の外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更で、変更面積が外観の半分を超えるもの 工作物 ①高さ 13 m又は建築面積が 1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転（ただし、電気供給又は電気通信のための工作物の新設、増築、改築又は移転を除く） ②高さ 13m 又は建築面積が 1,000㎡を超える建築物の外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更で、変更面積が外観の半分を超えるもの（ただし、電気供給又は電気通信のための工作物の新設、増築、改築又は移転を除く） ③高さ 20 mを超える電気供給又は電気通信のための工作物の新設、増設、改築又は移転 ④高さ 20 mを超える電気供給又は電気通信のための工作物の外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更で、変更面積が外観の半分を超えるもの 開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ①面積 3,000 ㎡を超えるもの ②法面又は擁壁が、高さ 5 m又は幅 30 mを超えるもの 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ① 30 日を超えて継続する、高さ 5 m又は面積 1,000 ㎡を超えるもの |
| | 景観形成重点地域内 (山居倉庫周辺地区) | 建築物 ①新築、増築、改築又は移転のうち、建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づき建築確認申請が必要なもの ②外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更で、変更面積が外観の過半に及ぶもの 工作物 ①工作物の新設、増築、改築又は移転のうち、建築基準法第 88 条の規定に基づき建築確認申請が必要なもの又は高さ 6 m若しくは築造面積 300 ㎡を超えるもの（電気供給又は電気通信のための工作物においては、高さ 20 mを超えるものに限る。） ②外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更で、変更面積が外観の過半に及ぶもの 開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ①面積 1,000 ㎡を超えるもの ②法面又は擁壁が、高さ 2 m又は幅 10 mを超えるもの 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ① 30 日を超えて継続する、高さ 2 m又は面積 500 ㎡を超えるもの |
| 国土利用計画法 | 市全域 | 市内で 1,000㎡以上の土地の売買等を行うときは、取引の当事者（売買の場合は原則として買主）は、「酒田市土地利用対策要綱」により、3 週間前までに市長への届出が必要。 |
| | 市全域 | 市内で次のいずれかに該当する土地の売買等を行うときは、土地の所有者（売買の場合は売主）は、「公有地の拡大の推進に関する法律」により、契約を結ぶ 3 週間前までに市長への届出が必要。 ①都市計画施設の区域内に所在する土地又は、各法で決定又は指定された道路・公園・河川等の区域内に所在する土地で 200㎡以上の土地 ②一定面積以上の土地 (市街化区域：5,000㎡以上) (八幡都市計画区域：10,000㎡以上) |

| 主たる法令 | 対象区域 | 内容 |
|----------------|--------------------------------|---|
| 国土利用計画法 | 市全域 | 市内で次の土地の売買等を行ったときは、土地の権利取得者（売買の場合は買主）は、「国土利用計画法」により、契約をした日から2週間以内に市長への届出が必要。 <ul style="list-style-type: none"> 一定面積以上の土地 (市街化区域：2,000㎡以上) (市街化調整区域及び八幡都市計画区域：5,000㎡以上) (都市計画区域外：10,000㎡以上) |
| 都市計画法 建築基準法 | 指定地及び 周辺地域 (河川区域 を除く) | 都市計画区域 市街化区域 ① 1,000㎡以上の規模の開発行為を行おうとする者は、原則として都道府県知事から開発許可を受けなければならない。 ② 建築物を新築や増改築移転（防火地域及び準防火地域外において増改築移転部分の床面積が10平方メートル以内のものを除く）をしようとする者は、特定行政庁または指定確認検査機関に申請して建築確認を受けなければならない。 |
| | 指定地 (三居稻荷 神社境内を 除く) | 特別用途地区 大規模集客施設制限地区 「酒田市特別用途地区における建築物の制限に関する条例」に基づき、特別用途地区内において、建築基準法別表第二（わ）項に掲げる「大規模集客施設」を建築してはならない。 ※条例が施行された時点において、条例（特別用途地区）の制限に適合しなくなった建築物（既存不適格建築）は不適合のまま存続することができる。また、増築及び改築については、諸条件に該当する場合は実施可能。 |
| | 新井田川対 岸（右岸） | 準防火地域 3階建て以上、または延べ床面積が500㎡を越える建物は、耐火建築物または準耐火建築物としなければならない。 2階建てまでの木造の場合は、外壁や軒裏など延焼のおそれのある部分は防火基準に適合する建材や構造にしなければならない。 |
| | | 指定地及び周辺地域は下記の区分で用途地域が定められており、用途の制限に関する規制は、主に建築基準法令の規定による。 三居稻荷神社境内を除く指定範囲：準工業地域（建ぺい率：60%／容積率200%） 三居稻荷神社境内及び隣接地：商業地域（建ぺい率：80%／容積率400%） 新井田川対岸（右岸）：商業地域（建ぺい率：80%／容積率400%） |
| 河川法 | 新井田川 | 次の場合には、河川法により、所管の県土整備事務所に申請し、許可を受ける必要がある。 ① 河川区域内の土地を占有する場合 ② 河川区域内で工作物の新築・改築・除却をする場合 ③ 河川区域内で土地の掘削、盛土等の形状変更をする場合 ④ 河川保全区域内で土地の形状変更、工作物の新築・改築をする場合 |
| 港湾法 | 新井田川対 岸（右岸） | 臨港地区 臨港地区内で敷地面積が5,000㎡以上又は床面積の合計が2,500㎡以上の工場又は事業場を新設又は増築するとき等には、港湾管理者（山形県知事）へ届出が必要。 漁港区 「山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」により漁港区に分区。分区の目的にあわない構築物（規制構築物）の建設や、改築又は用途の変更により規制構築物とすることを禁止している。ただし、公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合には、特例許可により建設等が可能。 港湾施設の使用 航路、道路その他知事が定める港湾施設以外の港湾施設を使用（通常使用、目的外使用、占有）する場合には、各申請書の提出が必要。 |

② 景観保全に関する規制（景観法・酒田市景観計画・酒田市景観条例 など）

酒田市景観計画・酒田市景観条例により、大規模な建築・工作物の新築、増築、改築又は移転、変更が外観の半分を超える修繕、模様替又は色彩の変更については、あらかじめ酒田市長に届出が必要である。

同計画・条例では「山居倉庫周辺地区」が景観形成重点地域に定められ、地域の特性を生かした景観づくりを推進することから、届出が必要な行為の基準が別に定められている。景観形成重点地域内で届出対象行為を行う場合は、市全域の景観形成基準のほか、重点地域の景観形成基準に沿ったもの（歴史や文化に調和した雰囲気があるもの）とする必要がある。

③ 土地売買に関する規制（国土利用計画法・公有地の拡大の推進に関する法律・酒田市土地利用対策要綱 など）

市内で特定の土地や一定面積以上の土地の売買等を行う際、取引の当事者は市長への届出が必要である。なお、適用される法令により、届出を要する対象面積、届出の期日（契約の事前・事後）、届出を行う者（売主・買主）が異なる。

④ 都市計画・建築行為に関する規制

（都市計画法・建築基準法・酒田市特別用途地区における建築物の制限に関する条例 など）

指定地及び周辺地域（河川区域を除く）は都市計画法による市街化区域に該当する。大規模な開発行為は、原則として都道府県知事から開発許可を受けなければならない。建築物を新築や増改築移転する場合は、建築基準法に基づき建築確認が必要である。なお、指定地（三居稲荷神社境内を除く）は大規模集客施設制限地区に指定されており、「大規模集客施設」の建築が禁じられている。

指定地及び周辺地域は、準工業地域または商業地域に区分されており、建築基準法令の規定により地域区分に応じて建物用途が制限される。新井田川対岸（右岸）は準防火地域に指定され、建築物は階数・構造・面積に応じて耐火・防火基準への適合が求められる。

⑤ 河川の利用に関する規制（河川法）

指定地の西～北側に流れる新井田川において、河川区域内で土地の占有、工作物の新築・改築・除却、土地の掘削、盛土等の形状変更、河川保全区域内で土地の形状変更、工作物の新築・改築を行う場合は、所管の県土整備事務所に申請し、許可を受ける必要がある。

⑥ 港湾の利用に関する規制（港湾法）

指定地对岸となる新井田川右岸は臨港地区であるため、敷地または床面積が一定を超える工場又は事業場の新設又は増築の際は、港湾管理者（山形県知事）へ届出が必要である。また、漁港区に区分され、区分の目的にあわない構築物（規制構築物）の建設や、改築又は用途の変更により規制構築物とすることが原則禁止されている。

なお、航路、道路その他知事が定める港湾施設以外の港湾施設を使用（通常使用、目的外使用、占用）する場合には、各申請書の提出が必要である。

D) 既往の現状変更

酒田市に記録される既往の現状変更を表 2-12 に示す。

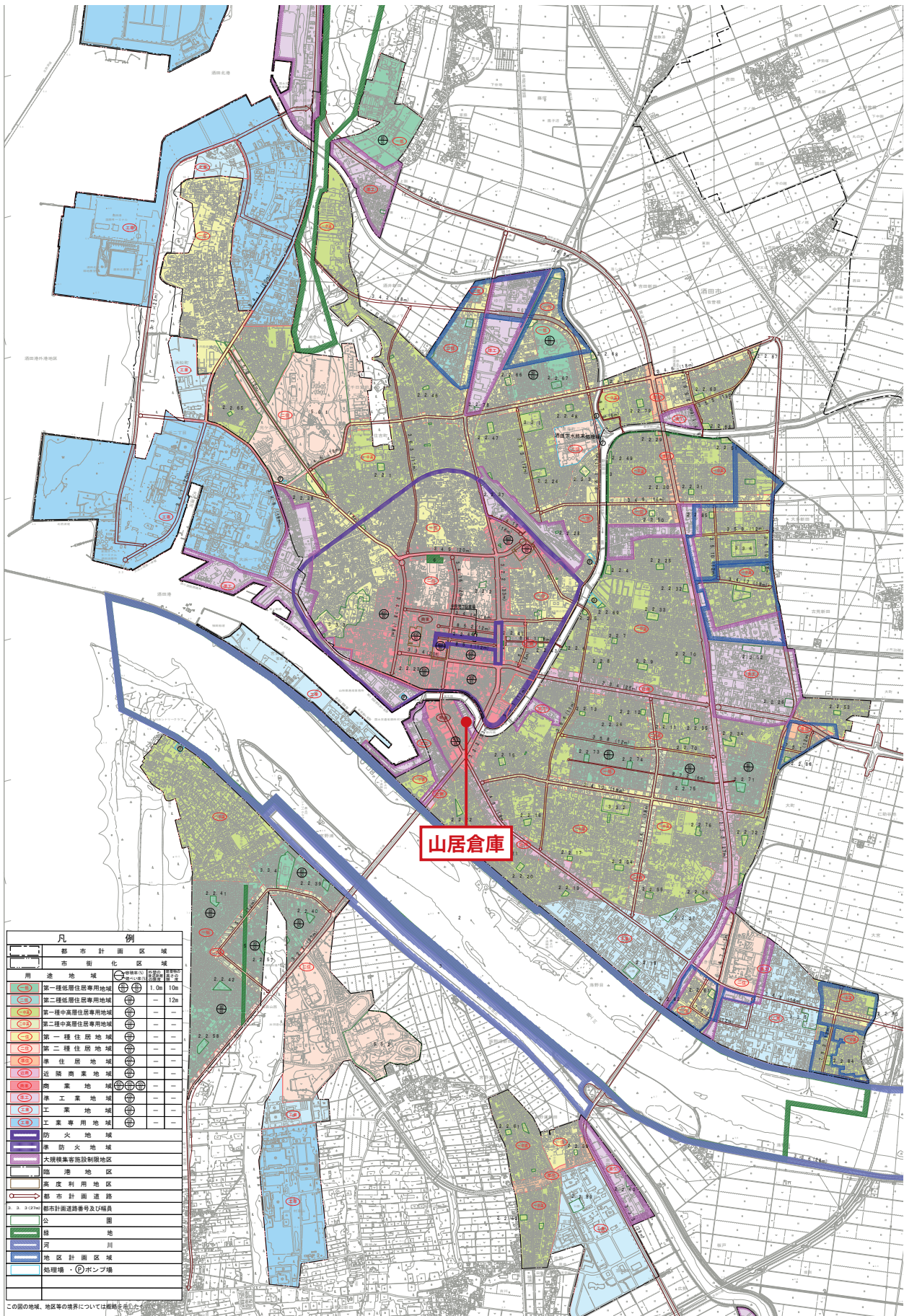


図 2-8 酒田都市計画図 (抜粋)

表 2-12 既往の現状変更

| 許可日 | 現状変更の理由 | 内容及び実施の方法 |
|------------------------|---|---|
| 令和4年 (2022) ■月■日 | <p>令和4年2月14日に土日の気温上昇と雨で下屋屋根の雪が軒先に滑り落ち局所的に大きな荷重がかかったためと推定される原因で、山居倉庫3号棟と4号棟の下屋軒先部分が積雪の重みで破損しました。</p> <p>山居倉庫3号棟の破損部分は、8.8mで、軒下部分の一部3.3mは崩れました。</p> <p>山居倉庫4号棟の破損部分は、8mで、すべて波打っている状態です。現在これ以上崩壊しないように支え棒を設置し、応急処置を行っていますが、あくまでも応急措置であり、強風などにより、周辺の軒下の崩壊などが懸念され、来場者への安全とさらなる建物へ被害を避けるためにも早急な復旧工事が必要です。</p> | <p>復旧工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○垂木は、目視で3号棟25本くらい、4号棟10本くらい面戸から折れている。折れていない垂木を確認したところ、これまでの修繕跡がないことから創建当初のものと考えられる。できるだけ創建当初の部材を残すために、途中で切って部分交換を行います。 ○道路側から2番目の母屋の垂木と1番目の母屋の垂木から交互に新材で継いでいきます。また、外部分については、防腐処理して周囲の垂木と調和を合わせます。 ○野地板については、3号棟の崩壊した部分については、これまでより厚い新材を使用する。また、3号棟・4号棟の波打っている箇所の野地板は、現在の野地板にはそのまま利用します。 ○屋根については、野地板、ルーフィング、瓦葺きとして軽量化を図る。 ○淀木は、これまで3尺だったものを9尺と長い物で造り、全体でもたせる。 ○割れてしまった2枚の瓦については、数年前に軒先が崩壊したために、一部を新しい瓦に7～10号棟にある古い瓦を利用します。 |

第3章 史跡の本質的価値

1 山居倉庫の本質的価値

国史跡山居倉庫は、米穀の自由取引が行われていた明治時代に建てられた倉庫棟や管理施設などの建物群が良好に残り、しかも戦後まで一貫して米穀管理倉庫として使用され続けてきた。新井田川に代表される創建当初の入庫米輸送ルートなども残る。これら建物群と敷地、河川を含めた景観が残る全国的にも貴重な存在である。我が国における近代化の過程の中で誕生した山居倉庫が有する、2つの本質的価値と本質的価値を継承する価値について詳述する。

本質的価値1

・庄内地域の米作の歴史における価値

庄内の米作は、近世初頭に始まる大規模な灌漑工事によって各地に新田が誕生し、飛躍的に作付面積が増加している。近世の段階で庄内はすでに全国的な米産地として知られており、上方を中心に多くの米が移送されていた。庄内では近世後半以降、地主層による土地集積が進み、地主・小作制が進展していった。明治時代になると、小作料を米で受け取る地主層を中心にさらなる収量の増加を企図した乾田化及び牛馬耕の導入、耕地整理が大規模に進められ、明治中期以降には、米の収量と移出米が江戸時代に比べ大幅に増加した。山居倉庫の誕生の背景には、このような状況があった。また庄内の農村では、明治以降も近世の封建制社会の遺風が根強く残っていたが、そのことにも山居倉庫の存在は大きく影響した。旧藩主酒井氏と旧家臣団が酒田米穀取引所の運営に関わり、特に米の等級を決める検査員は士族層が取り仕切ることによって、山居倉庫の厳格な品質管理は維持されていた。山居倉庫への入庫に際して等級審査が実施され、その結果が小作料にも反映されたため、庄内の農民たちは、高い品質の米を生産することが求められたのである。

以上のように、地主・小作制が浸透していた近代の庄内において、山居倉庫は米の収量と品質向上に大きな役割を果たしていた。このような庄内の米作にとって欠くことのできない存在である。

本質的価値2

・我が国近現代の米穀流通の歴史にとっての価値

江戸時代には、社会の安定と米の生産量が増えたことに伴い、商業の中心地であり、かつ大消費地であった大坂に全国の産地から米が運ばれた。これらの米は長期保存のため建ち並んでいた各藩の蔵に保管された。そして享保年間には、大坂堂島米市場で行われていた帖合米取引が幕府によって公認された。これは、世界的にも最初期の先物取引であり、江戸時代を通じて活発な取引が行われていた。

しかし明治維新後、年貢物納が廃止となり、厳格な米の品質管理が行われなくなったことや新政府による米穀取引制度の混乱などにより、市場には粗悪米が多く流通することになった。庄内から移出されていた米も、江戸時代以来の市場における声価を失うことになった。

その後、明治中期頃にかけて国内の米穀取引に関する制度が整っていく。このような状況の中で、明治26年(1893)の取引所法制定に合わせて発足した株式会社酒田米穀取引所の附属倉庫として、山居倉庫は建設された。庄内では、江戸時代以来、大規模な米蔵による保管が行われており、山居倉庫はその伝統を引き継ぐ存在といえるだろう。米の自由取引が行われていた時代、米の価格は季節による変動が大きく、最も高くなる時期(夏季)までいかに品質を維持し続けられるかが重要であった。米価が最も高くなる時期に市場へ出すことで大きな利益を得られるためである。この品質維持のために、最も重要な存在が米穀を長期間保管するための倉庫である。

山居倉庫では、預米に対し米券を発行したことから、米券倉庫とも称されていた。米券とは、入庫米に対して倉庫側が発行した預米証券（倉荷証券）のことをいう。山居倉庫の米券は、全国各地に存在した米券倉庫の中でも、最も有名かつ高い信用を得ていた。大正年間に山居倉庫が日本銀行の指定倉庫となったことがそれを裏付けている。大正期から昭和初期には、庄内では収量の増加とそれに伴う移出米の増加に対応するため、各地に山居倉庫の支庫も建設され、自由取引時代の全盛期を迎えることとなる。

しかし昭和期に入ると、米は商品として自由に取引されるものから、大陸への進出などに伴う軍需物資・国民生活の必需品として国家により生産流通が管理・統制されるものへと大きく変化した。山居倉庫も、この近代日本が直面した歴史的転換期に米券倉庫としての役割を終えることになる。

このような米穀流通の歴史的経緯の中で、山居倉庫は我が国を代表する米券倉庫として存在した。そして倉庫群などをはじめ、米券倉庫時代の姿を良好に残している。これらは日本の近代化の歴史においても大きな価値を有している。

本質的価値を継承する価値

・戦後庄内農業に与えた影響とその価値

戦後庄内は、全国有数の良質米産地となった。山居倉庫は米券倉庫時代に培われた収量・品質向上のための施設と技術を受け継ぎ、さらなる品質の維持向上のために大きな役割を担っていた。戦後は農業の機械化・大規模化により収穫した米の保管の中心はカントリーエレベーターや大規模倉庫へと移ったが、山居倉庫は明治以来の庄内米と米作を象徴する場所という新たな価値を持つようになった。このことは本質的価値を継承生まれた副次的価値と位置づけられる。

・山居倉庫が持つ価値の多様性

山居倉庫は、平成期以降、酒田市内で最も多くの観光客が訪れる場所になっている。明治期から続く米穀保管倉庫としての役割と、多くの人が訪れる観光地としての姿が共存している。本質的価値を継承しつつ、新たな要素が加わった価値といえるだろう。そしてこれは山居倉庫の持つ価値の多様性を示している。

2 構成要素の特定

（1）構成要素の定義

山居倉庫とその文化財価値は、米穀の舟運に関する指定地及び周辺の自然景観、山居倉庫創建時に行われた土地造成の遺構、米穀保管倉庫の運営に関わる建造物・工作物、保管された米穀を強風・日照から保護するための樹木など、様々な要素によって構成されている。

これら山居倉庫の指定地及び周辺地域にあって歴史的景観を構成するもの、史跡の文化財価値・歴史的景観を理解するためのもの、また、理解を深めるためのもの、文化財の保護・維持・活用際に際して付加・整備された諸施設・設備などについては、山居倉庫の構成要素と位置づけ、それぞれの価値に応じた保存管理・活用整備等に取り組む。

（2）構成要素の分類

山居倉庫の構成要素は、大きく以下の5点に分類した。

- 【指定地内】
- ① 本質的価値を構成する諸要素
 - ② 本質的価値を継承する諸要素
 - ③ 本質的価値以外の諸要素
 - ④ 付加・整備された諸要素

【指定地外】 ⑤ 周辺環境を構成する諸要素

① 本質的価値を構成する諸要素

史跡山居倉庫の本質的価値を理解・享受するために必要不可欠な諸要素を「本質的価値を構成する諸要素」と位置づけ、文化財として厳密な保存管理を行う。

「本質的価値を構成する諸要素」は、山居倉庫の構成要素の中で、昭和14年（1939）の「米穀配給統制法」の発布（米券倉庫としての終焉）以前に成立し、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- ・敷地や土地造成の歴史・変遷を示すもの
- ・米穀保管倉庫としての歴史・変遷を示すもの
- ・米穀保管倉庫の運営に欠かせないもの
- ・指定地の歴史的景観の変遷を示すもの

本質的価値の象徴的な部分は、保管された米穀を災害・犯罪から守るとともに、品質低下を防ぐために行われた敷地の選択・造成、様々な建築技術や環境整備にあるといえ、具体的には、山居倉庫創建以来の敷地、創建時に行われた敷地造成の遺構、米穀保管倉庫及び運営に欠かせない諸施設、創建以降の敷地変遷を示す工作物、保管された米穀を強風・日照から保護するための樹木、事務所等の諸施設と一体で整備された庭園、米穀を山居倉庫へ運搬した舟運の歴史をあらわす新井田川の河川・護岸などが挙げられる。

② 本質的価値を継承する諸要素

戦後、庄内地方が全国有数の良質米産地となり、山居倉庫は米券倉庫時代の施設・技術を受け継ぎ、庄内米を高い品質で維持・保管するための倉庫として現在まで存続し続けてきた。これにより、山居倉庫は明治時代以来の庄内米と米作を象徴する場所という新たな価値を持つようになった。

このため、昭和14年（1939）の「米穀配給統制法」の発布（米券倉庫としての終焉）以後の歴史的景観の変遷を示す諸要素については、「本質的価値を継承する諸要素」と位置づけ、山居倉庫の文化財価値の理解を深めるための諸要素として保存管理を行う。

③ 本質的価値以外の諸要素

本質的価値に関わらない諸要素で、山居倉庫の本質的価値の理解を補完する諸要素、現在の山居倉庫の景観を構成する諸要素を「本質的価値以外の諸要素」と位置づける。具体的には、旧木橋を再現した山居橋、最上川舟運の物資輸送を担った小鵜飼船（復元）及び覆屋、指定地の自然環境を構成する実生木などが挙げられる。

④ 付加・整備された諸要素

指定地内に所在する諸要素のうち、山居倉庫の保護・維持・活用等に関連して後世に付加・整備された諸要素を「付加・整備された諸要素」と位置づける。具体的には、来訪者の利便性や安全性を確保するために整備された舗装・工作物・設備類、観光等の活用事業に向けて設置された建造物・サイン・便益施設、防災設備などが挙げられる。

⑤ 周辺環境を構成する諸要素

指定地外にあって、史跡の歴史的景観と一体的に保全すべき諸要素、または、史跡の活用において、改善・整備が想定される諸要素を「周辺環境を構成する諸要素」と位置づける。

表 3-1 構成要素一覧表

| 大分類 | 小分類 | No. | 大項目 | 小項目 | |
|---------------|-------|-----|--------|-------------|--------------|
| 本質的価値を構成する諸要素 | 土地・地形 | 1 | 土地 | | |
| | | 2 | | 地下遺構 | |
| | | 3 | 三居稲荷神社 | 境内（土地） | |
| | | 4 | | 参道 | |
| | | 5 | 西面石垣 | 北側（空積） | |
| | | 6 | | 南側（練積） | |
| | 建造物 | 倉庫群 | 7 | 1号棟 | |
| | | | 8 | 2号棟 | |
| | | | 9 | 3号棟 | |
| | | | 10 | 4号棟 | |
| | | | 11 | 5号棟 | |
| | | | 12 | 6号棟 | |
| | | | 13 | 7号棟 | |
| | | | 14 | 8号棟 | |
| | | | 15 | 9号棟 | |
| | | | 16 | 10号棟 | |
| | | | 17 | 11号棟 | |
| | | | 18 | 12号棟 | |
| | | | 19 | | 倉庫-荷揚場間渡り廊下跡 |
| | | | 20 | 三居稲荷神社 | 社殿（本殿・拜殿） |
| | | | 21 | 事務所棟 | |
| | | | 22 | 事務所棟-倉庫渡り廊下 | |
| | | | 23 | 東宮殿下行啓記念研究室 | |
| | | | 24 | 板倉 | |
| | | | 25 | 赤場 | |
| | | 工作物 | 三居稲荷神社 | 26 | 鳥居 |
| | 27 | | | 社標 | |
| | 28 | | | 燈籠 1 | |
| | 29 | | | 燈籠 2 | |
| | 30 | | | 燈籠 3 | |
| | 31 | | | 玉垣 | |
| | 32 | | | 西面石段 | |
| | 33 | | | 事務所棟 | 庭板塀 |
| | 34 | | 敷地境界 | 柵（敷地北端） | |
| | 庭園・樹木 | 35 | ケヤキ並木 | ケヤキ | |
| | | 36 | 三居稲荷神社 | 境内樹木（マツ類） | |
| | | 37 | 事務所棟 | 和室南庭園 | |
| | | 38 | | 和室東中庭 | |
| | | 39 | | 裏庭 | |
| | 河川・護岸 | 40 | 新井田川 | | |
| | | 41 | 新井田川護岸 | 法面石垣 | |
| | | 42 | | 護岸根固め・松杭 | |
| | | 43 | 荷揚場 | 北側 | |
| | | 44 | | 南側 | |

| 大分類 | 小分類 | No. | 大項目 | 小項目 | |
|---------------|-------|--------|---------|------------------|------|
| 本質的価値を継承する諸要素 | 土地・地形 | 45 | 倉庫群 | 雨落ち側溝 | |
| | | 46 | 敷地境界 | 土留壁（西面・三居稲荷神社三方） | |
| | 建造物 | 47 | 三居稲荷神社 | 手水舎 | |
| | | 工作物 | 48 | 三居稲荷神社 | 北面石段 |
| | 49 | | | 幟立て | |
| | 50 | | | 藤棚（事務所棟西面） | |
| | 庭園・樹木 | 51 | ケヤキ並木 | 切株 | |
| | | 個別樹木 | 52 | イチョウ（5号棟-6号棟間） | |
| | | | 53 | フジ・マツ類（事務所棟西面） | |
| | | | 54 | スギ（事務所棟西面） | |
| | | | 55 | アオギリ（研究室西面） | |
| | | | 56 | マツ類（板倉西面） | |
| | 57 | 緑地公園 | 樹木（マツ類） | | |
| | 河川・護岸 | 58 | 新井田川護岸 | 法面石垣（モルタル補修済） | |
| 看板・サイン | 59 | 看板・サイン | 倉庫番号看板 | | |

| 大分類 | 小分類 | No. | 大項目 | 小項目 |
|--------|-------|-----|--------|-----|
| 以外の諸要素 | 建造物 | 60 | 山居橋 | |
| | | 61 | 小鵜飼船覆屋 | |
| | 工作物 | 62 | 小鵜飼船 | |
| | 庭園・樹木 | 63 | 実生木 | |

| 大分類 | 小分類 | No. | 大項目 | 小項目 |
|-------------|--------|---------|----------------|---------------------|
| 付加・整備された諸要素 | 土地・地形 | 64 | 舗装 | |
| | | 65 | 観光駐車場 | |
| | | 66 | 遊歩道（石畳） | |
| | | 67 | 12号棟脇石張り舗装 | |
| | | 68 | 緑地公園 | 遊歩道 |
| | 建造物 | 69 | みどりの里山居館 | |
| | | 70 | 駐輪場・喫煙所 | |
| | | 71 | 公衆便所 | |
| | 工作物 | 72 | 新井田川手摺 | 木製 |
| | | 73 | | 鋼製 |
| | | 74 | 敷地境界 | フェンス |
| | | 75 | 百葉箱 | |
| | 庭園・樹木 | 76 | 緑地公園 | |
| | | 77 | 生垣 | 西面石垣上 |
| | | 78 | | 東面護岸上 |
| | 看板・サイン | 79 | 看板・サイン | 施設看板 |
| | | 80 | | 解説板 |
| | | 81 | | 保存樹表示板 |
| | | 82 | | 誘導看板 |
| | | 83 | | 観光マップ・観光案内 |
| | | 84 | | デジタルサイネージ |
| | | 85 | | 顔出しパネル |
| | | 86 | | 注意喚起板 |
| | | 87 | | 危険物標識 |
| | | 88 | | 街区表示板 |
| | | 89 | | 埋設標識(ケーブル埋設・敷地境界杭等) |
| | 便益施設 | 90 | 自動販売機 | |
| | | 91 | 12号棟脇手摺・車止め | |
| | | 92 | 車止め | 1号棟脇 |
| | | 93 | | 12号棟脇 |
| | | 94 | オープンテラス | デッキ |
| | | 95 | | テーブル・ベンチ |
| 96 | | ベンチ | 石造 | |
| 97 | | | 木造 | |
| 98 | | 緑地公園 | ベンチ（樹脂製） | |
| 電気・照明設備 | 99 | 電気・照明器具 | 街灯（山居橋袂） | |
| | 100 | | 夜間照明・ライトアップ用照明 | |
| | 101 | | 制御盤 | |
| 機械設備 | 102 | 屋外機械類 | クーリングタワー | |
| | 103 | | 空調室外機 | |
| 燃料 | 104 | 燃料置場 | プロパンガスボンベ | |
| | 105 | | 灯油タンク | |
| 防災設備 | 106 | 消火栓 | | |
| | 107 | 消火器具置場 | | |

| 大分類 | 小分類 | No. | 大項目 | 小項目 |
|--------------|---------|-----|---------|----------|
| 周辺環境を構成する諸要素 | 工作物 | 108 | 新井田川手摺 | 木製 |
| | 河川・護岸 | 109 | 新井田川護岸 | 法面石垣 |
| | | 110 | | 護岸根固め・松杭 |
| | | 111 | | 石段 |
| | | 112 | | 右岸護岸 |
| | 看板・サイン | 113 | 道路誘導標識 | |
| | 便益施設 | 114 | バス停 | |
| | 電気・照明設備 | 115 | 電気・照明器具 | 引込柱 |

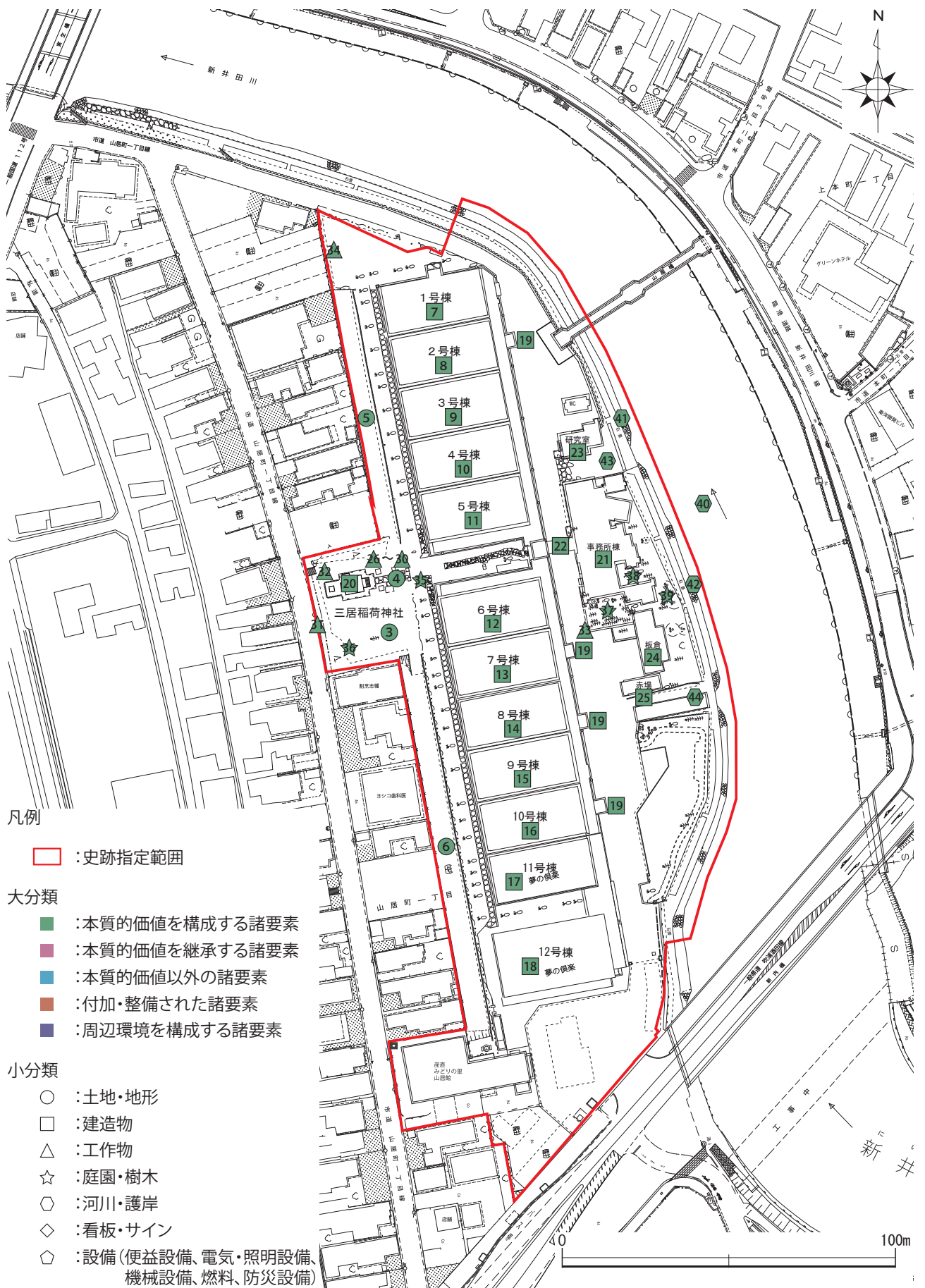










図3-1 本質的価値を構成する諸要素 位置図


諸要素の概要（本質的価値を構成する諸要素）

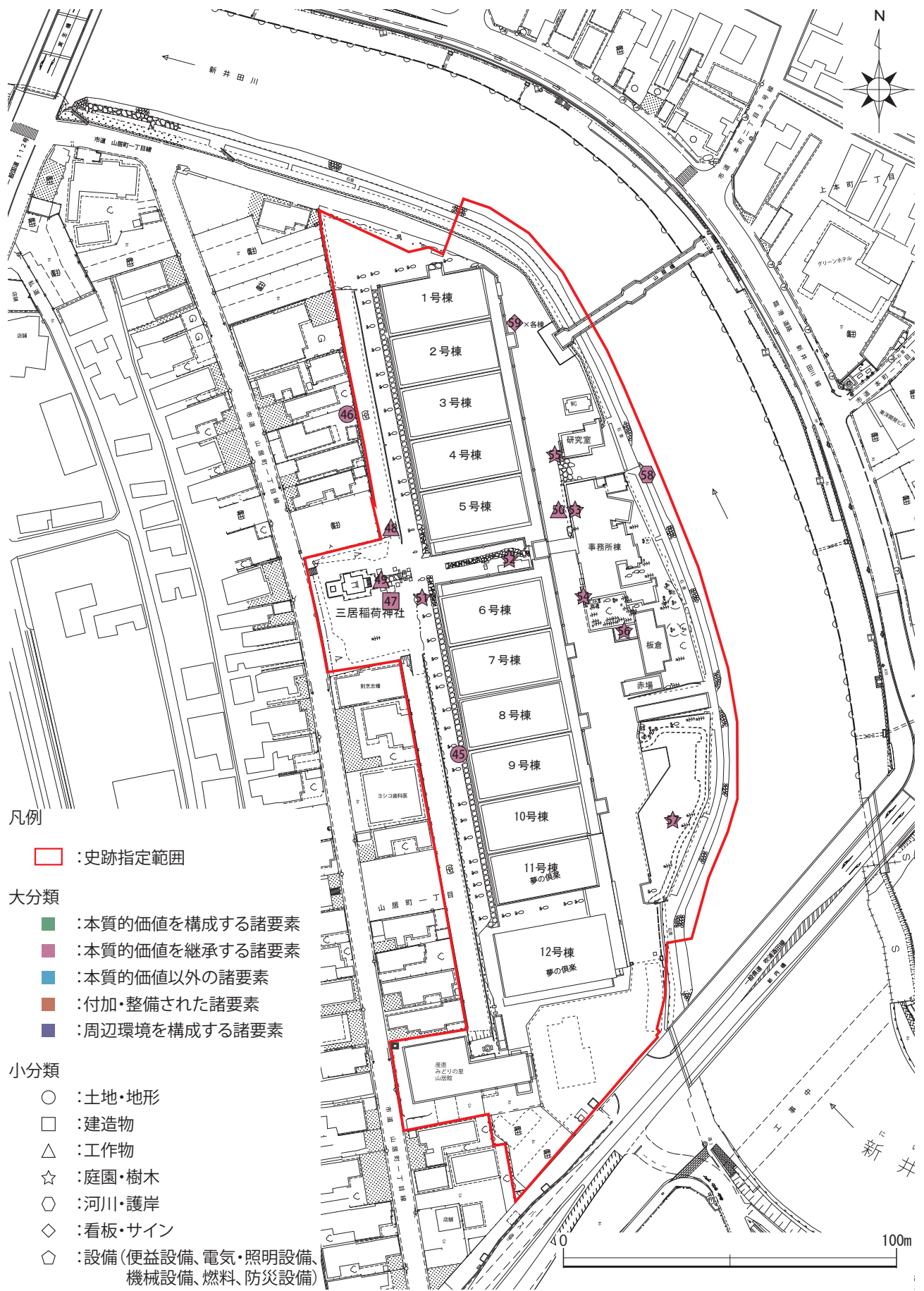
| No. 大項目/小項目【※第3章 構成要素一覧参照】 | 1 土地 | 2 地下遺構 |
|--|--|---|
| <p>写真</p> | | |
| <p>構成要素の概要 ※概要は令和3年度調査時点</p> | <p>山居倉庫の創建当初、約3.6mの盛土が行われたとされ、発掘調査により証明されている。 倉庫群周辺の地盤面は、観光駐車場～倉庫群東側がアスファルト舗装、西側が表土あらかし主体とする。</p> | <p>敷地内建物の変遷に伴い、地下に前身建物の地下遺構が残されている。一部発掘調査を実施した。 盛土の痕跡等は確認されているが、建物遺構の明確な確認に至っていない。</p> |
| 3 三居稲荷神社/境内（土地） | 4 三居稲荷神社/参道 | 5 西面石垣/北側（空積） |
|  |  |  |
| <p>山居倉庫西背面に張り出すように位置する。戦後、周囲の区画整理事業により敷地の西半分が失われている。境内の北側に寄って社殿が配され、南側過半は雑草地となる。</p> | <p>両側面を縁石とし、参道面はモルタル塗り洗い出し仕上げとする。縁石に若干の乱れが確認できるが、モルタル面に目視できる破損は見られない。</p> | <p>創建当初の敷地造成を示す遺構。空積のため、旧来の仕様を示すものと考えられる。 石積に乱れが生じている。</p> |
| 6 西面石垣/北側（練積） | 7 倉庫群/1号棟 | 8 倉庫群/2号棟 |
|  |  |  |
| <p>創建当初の敷地造成を示す遺構。練積のため、後年の改修が窺える。目地の抜け等は見受けられず、比較的安定した状態と見受けられる。</p> | <p>明治28年（1895）建築。昭和60年（1985）以降「庄内米歴史資料館」として活用・公開。本来の構造・意匠を見せ、倉庫としての大空間を維持しながら、展示什器を設置しており、文化財としての活用に配慮している。 現存倉庫で唯一、天窓の痕跡を確認できる。</p> | <p>明治26年（1893）建築。非公開。内部は不使用（備品置場）。屋根面及び妻面開口部に断熱材を吹き付ける。 明治27年（1894）の庄内地震後、内部に大筋違を後付けした。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>9 倉庫群／3号棟</p> | <p>10 倉庫群／4号棟</p> | <p>11 倉庫群／5号棟</p> |
|  |  |  |
| <p>明治26年(1893)建築。非公開。 内部は不使用(備品置場)。屋根面(母屋間)にボード張り(断熱パネル)を施す。妻面・妻面開口部に断熱材を吹き付ける。 明治27年(1894)の庄内地震後、内部に大筋違を後付けした。</p> | <p>明治26年(1893)建築。非公開。 内部は不使用(備品置場)。屋根面(母屋間)にボード張り(断熱パネル)を施す。内壁は合板張り。土台廻り、棟木周辺、妻面・妻面開口部等に断熱材を吹き付ける。 明治27年(1894)の庄内地震後、内部に大筋違を後付けした。</p> | <p>明治26年(1893)建築。非公開。 内部は不使用(備品置場)。内部屋根面・壁面全てに断熱材を吹き付ける。 明治27年(1894)の庄内地震後、内部に大筋違を後付けした。 大正4年(1915)の三居稻荷神社本殿整備以後、南面下屋が設けられた。</p> |
| <p>12 倉庫群／6号棟</p> | <p>13 倉庫群／7号棟</p> | <p>14 倉庫群／8号棟</p> |
|  |  |  |
| <p>明治26年(1893)建築。非公開。 備蓄米保管。内部屋根面・壁面全てに断熱材を吹き付ける。 明治27年(1894)の庄内地震後、内部に大筋違を後付けした。 大正4年(1915)の三居稻荷神社本殿整備以後、北面下屋が設けられた。</p> | <p>明治26年(1893)建築。非公開。 備蓄米保管。内部屋根面・壁面全てに断熱材を吹き付ける。 明治27年(1894)の庄内地震後、内部に大筋違を後付けした。</p> | <p>明治27年(1894)建築。非公開。 備蓄米保管。内部屋根面・壁面全てに断熱材を吹き付ける。 明治27年(1894)の庄内地震後、内部に大筋違を後付けした。 庄内地震において蔵前と置屋根が大破したため、この後に整備が行われた。</p> |
| <p>15 倉庫群／9号棟</p> | <p>16 倉庫群／10号棟</p> | <p>17 倉庫群／11号棟</p> |
|  |  |  |
| <p>明治27年(1894)建築。非公開。 備蓄米保管。内部屋根面・壁面全てに断熱材を吹き付ける。 明治27年(1894)の庄内地震後、内部に大筋違を後付けした。 庄内地震において蔵前と置屋根が大破したため、この後に整備が行われた。</p> | <p>明治27年(1894)建築。非公開。 内部は不使用(備品置場)。屋根面及び妻面・妻面開口部に断熱材を吹き付ける。 明治27年(1894)の庄内地震後、内部に大筋違を後付けした。 庄内地震において蔵前と置屋根が大破したため、この後に整備が行われた。</p> | <p>明治28年(1895)建築。平成16年(2004)以降、観光物産館「酒田夢の倶楽」として改築、倉庫本体を「ミュージアム華の館」、下屋部分をお土産コーナー「幸の館」として活用する。本来の構造を見せ、倉庫としての大空間を維持しながら、構造補強や展示・販売の什器等の設置を行っている。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>18 倉庫群／12号棟</p> | <p>19 倉庫群／倉庫 - 荷揚場間渡り廊下跡</p> | <p>20 三居稻荷神社／社殿（本殿・拝殿）</p> |
|  |  |  |
| <p>大正5年(1916)建築。平成16年(2004)以降、観光物産館「酒田夢の倶楽」として改築、倉庫本体をレストラン「芳香亭」、軽食販売店、便所、管理者事務所、下屋部分をお土産品コーナー「幸の館」として活用する。本来の構造を見せながら、構造補強や店舗什器等の設置を行っている。</p> | <p>かつて倉庫下屋(東面)に荷揚場と倉庫を繋ぐ渡り廊下を設けていた。現状は、切断・撤去され倉庫側の一部が現存する。建物から大きく迫り出した状態で残されており、木造としては柱で支えられていない範囲が長く、地震時の崩落等が懸念される。</p> | <p>拝殿は明治27年(1894)建築、本殿は大正4年(1915)建築。本殿基壇は練石積。戦後、周囲の区画整理事業により東に45m程、南に6m程の移動を受けている。本殿基壇の目地材が一部失われている。拝殿、本殿共に土台・柱・縁束の脚部付近に著しい腐食が確認される。</p> |
| <p>21 事務所棟</p> | <p>22 事務所棟 - 倉庫渡り廊下</p> | <p>23 東宮殿下行啓記念研究室</p> |
|  |  |  |
| <p>明治26年(1893)当時の休憩室を主体に、昭和時代初期に至る増築を重ねた姿を残す。事務所・資料室をはじめ、各所に改修の形跡も見て取れるが、全体として山居倉庫の管理を担った事務所建築が良好な状態で保存されている。非公開。</p> | <p>事務所棟正面と倉庫(5号棟 - 6号棟間)を繋ぐ木造の渡り廊下。下部を車両が通行するため、中間には柱が立たない。木造としては柱で支えられていない範囲が長く、地震時の崩落等に注意を要する。雨樋の無い範囲がある。</p> | <p>前身建物は、大正15年(1926)に平屋建で建築、昭和9年(1934)に木造二階建の現研究室が建築された。外壁は一階が下見板張り、二階がモルタル吹付とする。内部は洋風意匠でまとめられている。春～秋にかけて新井田川護岸のツタが、当該建物の二階外壁や軒に繁茂する。</p> |
| <p>24 板倉</p> | <p>25 赤場</p> | <p>26 三居稻荷神社／鳥居</p> |
|  |  |  |
| <p>木造平屋建。事務所棟南側に位置する。北側を物置、南側を車庫として用いる。明治時代後期までに2棟あったが、大正時代前期に1棟が失われた。空地では皇族を迎える式典なども行われた。軒樋が無く、外壁縦板張りの下部に腐朽が見受けられる。</p> | <p>木造平屋建。板倉の南側に位置する。昭和時代初期までに建築されたもので、当初は物置などの用途であった。現状は西側下屋に土間・流しを配し、本屋は西側が板床の上に藁敷、東側は背面から用いる土間の物置とする。外壁の腐朽、屋根金属板葺の錆・波打ち等、経年劣化が見受けられる。</p> | <p>三居稻荷神社参道に位置する。鉄筋コンクリート製、人造石塗り洗い出し仕上げ。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>27 三居稲荷神社／社標</p> | <p>28 三居稲荷神社／燈籠 1</p> | <p>29 三居稲荷神社／燈籠 2</p> |
|  |  |  |
| <p>参道北脇に位置する。石造。石柱と丸鋼による柵で囲まれる。 「三居稲荷神社」 「御大典記念 昭和三年十一月十日」 「伯爵酒井忠良謹書」 「石工齋藤多市刻」 周囲を囲う柵の丸鋼に錆が見られる。</p> | <p>最東側に位置する。2基1組。石造。 「大正十三年四月吉日」 局所的な角欠が見られる。</p> | <p>鳥居西側に位置する。2基1組。石造。 局所的な角欠が見られる。 基礎部に乱れが見られる。</p> |
| <p>30 三居稲荷神社／燈籠 3</p> | <p>31 三居稲荷神社／玉垣</p> | <p>32 三居稲荷神社／西面石段</p> |
|  |  |  |
| <p>3組の灯籠の中で最も西側に位置する。2基1組。石造。 局所的な角欠が見られる。</p> | <p>三居稲荷神社境内西面の敷地境界に設置される。鉄筋コンクリート製（親柱のみ人造石塗り洗い出し仕上げ）。各所に鉄筋の錆膨張と、これに伴うコンクリートの爆裂が見られる。</p> | <p>神社境内の西面北端に設けられた石段。市道山居町一丁目線との昇降に用いる。両脇袖壁は敷地境界の土留壁と一体で、階段部のみ石造とする。石段上面の摩耗、角欠等が見られる。</p> |
| <p>33 事務所棟／庭板塀</p> | <p>34 敷地境界／柵（敷地北端）</p> | <p>35 ケヤキ並木／ケヤキ</p> |
|  |  |  |
| <p>事務所棟（和室）の南庭園を囲う板塀。鉄筋コンクリート柱に木造の屋根・外壁を施す。 各所に破損・劣化（屋根板金の錆、柱鉄筋の錆膨張）が見られる。</p> | <p>1号棟北側・指定地境界に鉄筋コンクリート柱と丸鋼による柵が設置される。 各所に錆が見受けられる。</p> | <p>明治26年（1893）の山居倉庫建築とほぼ同時期に、倉庫を風と日差しから守るため、海側に植栽された。 1号棟から11号棟を「コ」の字に囲う。平成8年（1996）の調査時には倉庫東側の1本も含めて40本が生育していたが、現在までに3本が失われている。</p> |


| | | |
|--|--|---|
| <p>36 三居稲荷神社／境内樹木(マツ類)</p> | <p>37 事務所棟／和室南庭園</p> | <p>38 事務所棟／和室東中庭</p> |
|  |  |  |
| <p>三居稲荷神社境内の周囲にマツ林が形成される。松かさ、松葉の落下が著しい。建物周辺・屋根面への堆積によって、社殿木部の腐食を招いている。</p> | <p>事務所棟（和室）南に位置する板塀に囲まれた庭園。芝庭、樹形が整えられたマツ類等で構成される。松かさ、松葉の落下が著しい。雑草の繁茂が見られる。</p> | <p>事務所棟（和室）東側に位置する。苔庭、モミジ等の植栽で庭園としての体裁を整える。庭園内の落葉、裏庭の松葉の堆積や吹き溜まりが見られる。周辺樹木の樹高が大きく、建物周辺・屋根面へ堆積し、腐葉土化による木部の腐朽や樋の機能不全を招く恐れがある。</p> |
| <p>39 三居稲荷神社／裏庭</p> | <p>40 新井田川</p> | <p>41 新井田川護岸／法面石垣</p> |
|  |  |  |
| <p>事務所棟東側に位置する。新井田川に沿って生垣を配し、マツ類の大木を主体とする。一部に飛石を配する。松かさ、松葉の落下が著しい。マツ類の樹高が大きく、建物周辺・屋根面への堆積によって、木部の腐食や樋の機能不全を招く恐れがある。雑草の繁茂が見られる。</p> | <p>山形県が管理する二級河川。史跡地側(左岸)の護岸は酒田市の管理、対岸(右岸)は港湾管理となる。倉庫東面の道路から荷揚場を介して川岸へ至ることが可能となっている。</p> | <p>東宮殿下行啓記念研究室東面から指定地北側の実生橋南袂まで、法面石垣が旧来の状態で残されている。ツタや雑草が繁茂し、法面石垣の隙間・亀裂等を広げる恐れがある。</p> |
| <p>42 新井田川護岸／護岸根固め・松杭</p> | <p>43 荷揚場／北側</p> | <p>44 荷揚場／南側</p> |
|  |  |  |
| <p>護岸根固めは指定地南側の新内橋南袂から指定地北側の実生橋南袂まで石敷の状態に残されている。根固め先端には松杭が並ぶ。松杭上端に腐食が見られる。</p> | <p>新井田川から倉庫へ米を運び入れた荷揚場の遺構。指定地の南北に各1箇所設けられ、北側のは事務所棟と東宮殿下行啓記念研究室の間に位置する。倉庫東面の道路から荷揚場を介して川岸へ至ることが可能であるが、現在はバリケードによって立入制限を行っている。</p> | <p>新井田川から倉庫へ米を運び入れた荷揚場の遺構。指定地の南北に各1箇所設けられ、南側のは赤場南側に位置する。南側荷揚場には小鵜飼船・覆屋が設置される。傾斜路側面の石垣に乱れが生じている。</p> |



- 凡例
- : 史跡指定範囲
- 大分類
- : 本質的価値を構成する諸要素
 - : 本質的価値を継承する諸要素
 - : 本質的価値以外の諸要素
 - : 付加・整備された諸要素
 - : 周辺環境を構成する諸要素
- 小分類
- : 土地・地形
 - : 建造物
 - △ : 工作物
 - ☆ : 庭園・樹木
 - ◇ : 河川・護岸
 - ◇ : 看板・サイン
 - ◇ : 設備 (便益設備、電気・照明設備、機械設備、燃料、防災設備)

図 3-2 本質的価値を継承する諸要素 位置図

諸要素の概要（本質的価値を継承する諸要素）

| | | |
|---|---|--|
| <p>45 倉庫群／雨落ち側溝</p> | <p>46 敷地境界／土留壁（西面・三居稲荷神社三方）</p> | <p>47 三居稲荷神社／手水舎</p> |
|  |  |  |
| <p>各倉庫間にモルタル開渠の雨落ち側溝を供える。箇所により巾や深さの仕様が異なる。その他はコンクリート製蓋付側溝。屋根面の雨水は雨樋で集水し、側溝へ流す。 ケヤキ並木等の落葉が溜まり、清掃の徹底が必要である。</p> | <p>指定地西面北端から三居稲荷神社までの敷地境界に設置される。コンクリート製。</p> | <p>木造。三居稲荷神社参道の南面に位置する。</p> |
| <p>48 三居稲荷神社／北面石段</p> | <p>49 三居稲荷神社／幟立て</p> | <p>50 藤棚（事務所棟西面）</p> |
|  |  |  |
| <p>三居稲荷神社境内の北面東端に設けられた石段。両脇袖壁等は無く、傾斜地に割石が段状に並べられる。</p> | <p>三居稲荷神社参道の両脇に2本2組（合計4本）設置。鉄筋コンクリートの柱にステンレス製の幟立て金具を設ける。</p> | <p>事務所棟西面に立つフジの蔓を支える藤棚。柱はコンクリート製、棚は鉄骨製。 鉄骨製の棚に錆が見受けられる。</p> |
| <p>51 ケヤキ並木／切株</p> | <p>52 個別樹木／イチョウ（5号棟 - 6号棟間）</p> | <p>53 個別樹木／フジ・マツ類（事務所棟西面）</p> |
|  |  |  |
| <p>枯死等の理由によって、伐採したケヤキの切株が点在する。</p> | <p>5号棟 - 6号棟の間に立つ。 植栽に関する歴史的背景が明確になっていない。 落葉が近接建物の建物周辺・屋根面へ堆積し、腐葉土化による木部の腐朽や樋の機能不全を招く恐れがある。</p> | <p>事務所棟西面に立つ。 植栽に関する歴史的背景が明確になっていない。 落葉が近接建物の建物周辺・屋根面へ堆積し、腐葉土化による木部の腐朽や樋の機能不全を招く恐れがある。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>54 個別樹木／スギ（事務所棟西面）</p> | <p>55 個別樹木／アオギリ（研究室西面）</p> | <p>56 個別樹木／マツ類（板倉西面）</p> |
|  |  |  |
| <p>事務所棟西面南端に立つ。幹が事務所棟の便所屋根と干渉する。植栽に関する歴史的背景が明確になっていない。落葉が近接建物の建物周辺・屋根面へ堆積し、腐葉土化による木部の腐朽や樋の機能不全を招く恐れがある。</p> | <p>東宮殿下行啓記念研究室西面南端に立つ。植栽に関する歴史的背景が明確になっていない。落葉が近接建物の建物周辺・屋根面へ堆積し、腐葉土化による木部の腐朽や樋の機能不全を招く恐れがある。</p> | <p>板倉の西面南端に立つ。植栽に関する歴史的背景が明確になっていない。落葉が近接建物の建物周辺・屋根面へ堆積し、腐葉土化による木部の腐朽や樋の機能不全を招く恐れがある。</p> |
| <p>57 緑地公園／樹木（マツ類）</p> | <p>58 新井田川護岸／法面石垣（モルタル補修済）</p> | <p>59 倉庫群／倉庫番号看板</p> |
|  |  |  |
| <p>緑地公園内の樹木。マツ類が中心となる。松かさ、松葉の落下が著しい。</p> | <p>東宮殿下行啓記念研究室東面から指定地南側の新内橋南袂までは、新井田川護岸の法面がモルタルによって補修が行われ、旧来の法面石垣が見られない。ツタや雑草が繁茂する。</p> | <p>角倉庫の東面に設置される番号札。鉄板に番号が塗装される。各所に錆が見受けられる。</p> |

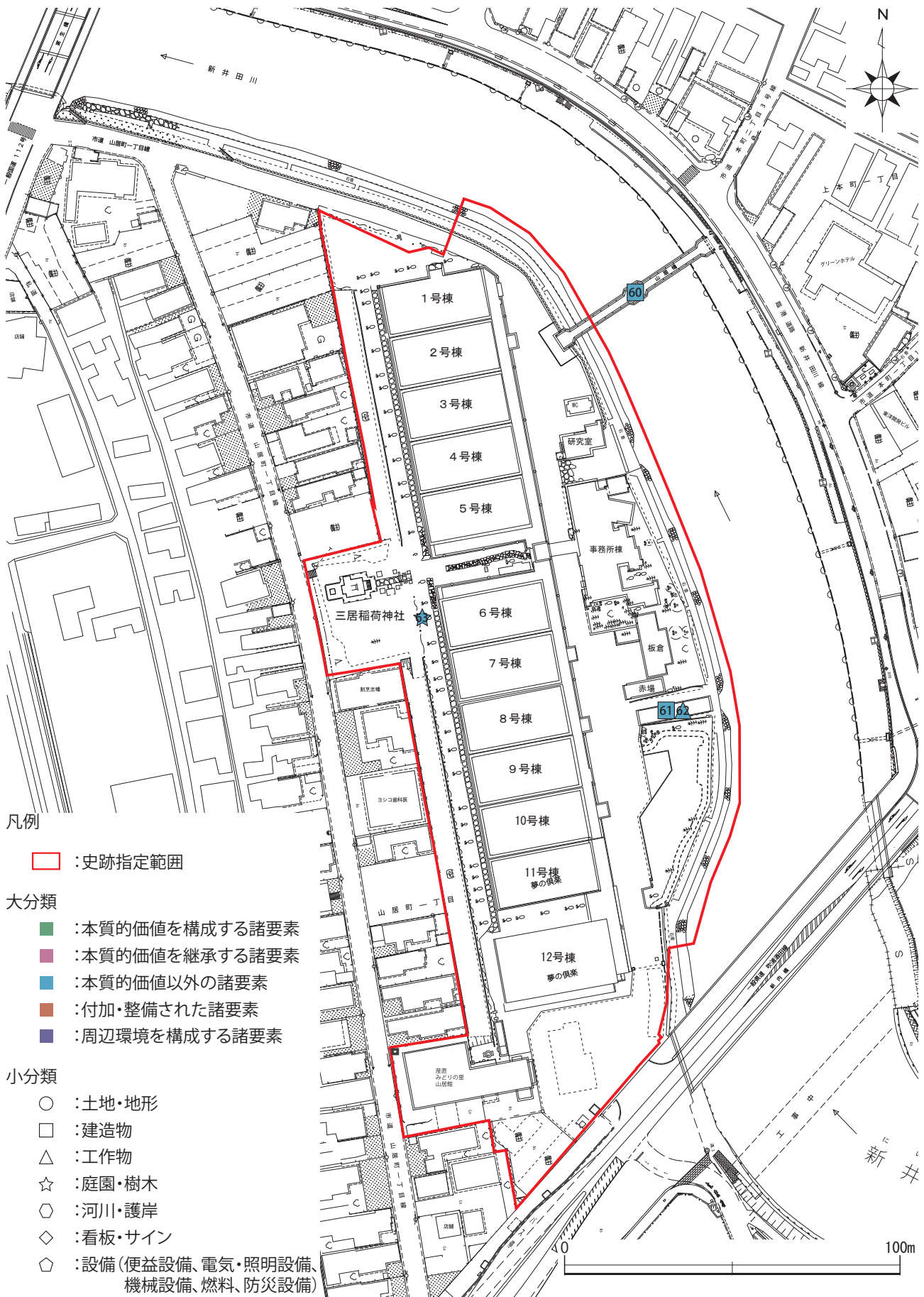


図 3-3 本質的価値以外の諸要素 位置図

諸要素の概要（本質的価値以外の諸要素）

| No. 大項目/小項目【※第3章 構成要素一覧参照】 | 60 山居橋 | 61 小鵜飼船覆屋 |
|--|---|---|
| <p>写真</p> |  |  |
| <p>構成要素の概要 ※概要は令和3年度調査時点</p> | <p>指定地と新井田川対岸を繋ぐ歩道橋。昭和34年（1959）まで同位置に木橋が架かり、平成5年（1993）に現在の鋼桁木装橋（ヒバ）が建造された。木材保護塗料に劣化が見受けられる。</p> | <p>南側荷揚場に設置された小鵜飼船を保護する覆屋。屋根に床組材の腐蝕、屋根の波打ち等の劣化が見受けられる。</p> |
| 62 小鵜飼船 | 63 実生木 | |
|  |  | |
| <p>最上川舟運において物資輸送を行った船（復元）が南側荷揚場に屋外展示される。</p> | <p>ケヤキ並木や庭園内に実生木が点在する。</p> | |

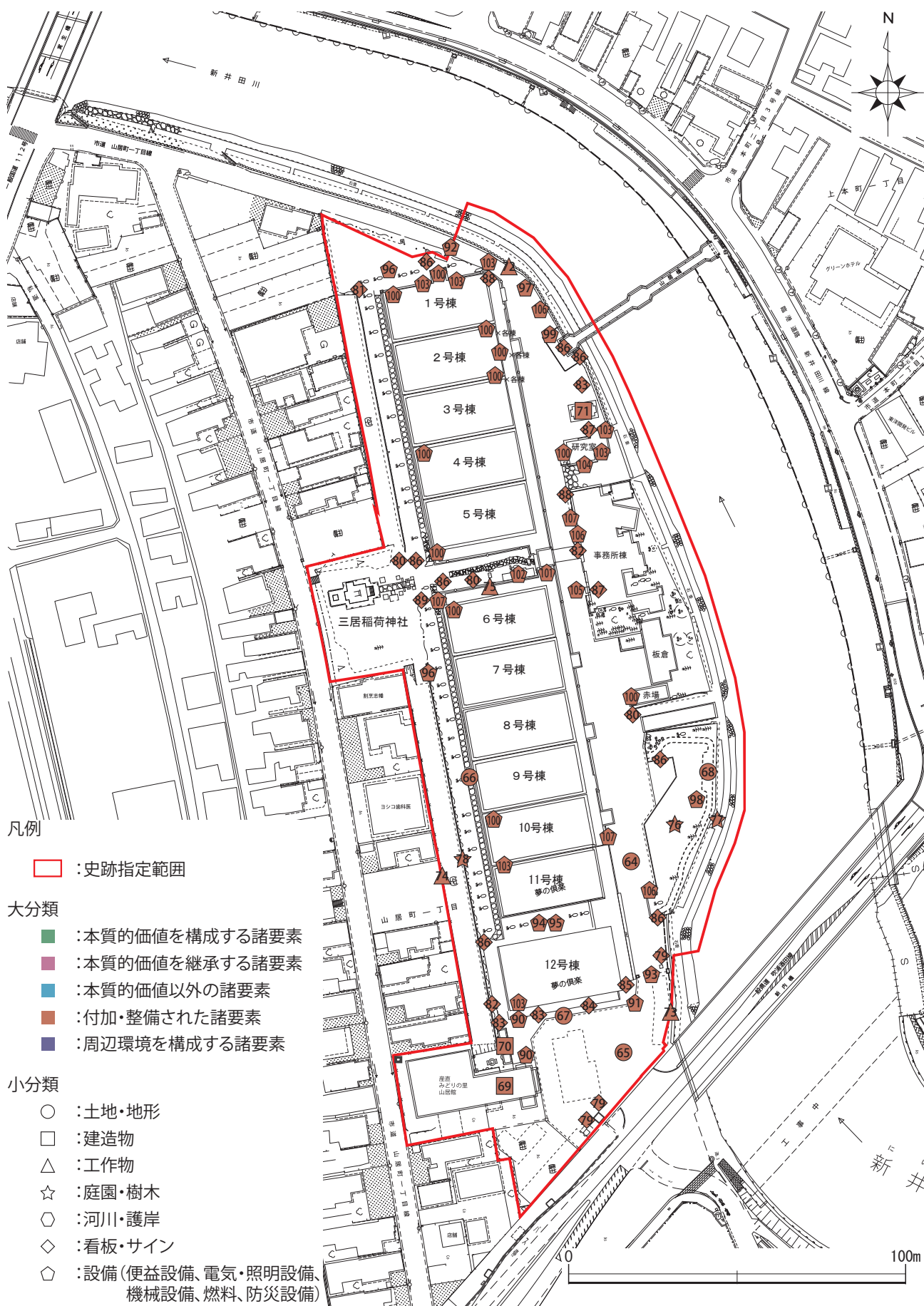


図3-4 付加・整備された諸要素 位置図

諸要素の現状と課題（整備・付加された諸要素）

| No. 大項目/小項目【※第3章 構成要素一覽参照】 | 64 舗装 | 65 観光駐車場 |
|--|--|---|
| <p>写真</p> |  |  |
| <p>構成要素の概要 ※概要は令和3年度調査時点</p> | <p>倉庫群周辺の地盤面は、観光駐車場～倉庫群東側がアスファルト舗装、西側が表土あらかわし主体とする。</p> | <p>史跡南端に整備された観光用駐車場。アスファルト舗装。誘導員が配置される。曜日、日時によって混雑が見られる。</p> |
| 66 遊歩道（石畳） | 67 12号棟脇石張り舗装 | 68 緑地公園／遊歩道 |
|  |  |  |
| <p>観光客の増加に伴い、ケヤキ並木の根茎保護のため、平成元年（1989）に設置された。山居倉庫を代表する景観の一部として認知されてきたが、近年は樹勢衰退の一因の可能性も指摘されている。歴史的根拠に従った整備ではなく、史跡価値の理解に対して誤解が生じる可能性も懸念される。</p> | <p>12号棟への導入路として、南東面に石張り舗装が施される。石張り舗装は歴史的根拠に従った整備ではなく、史跡価値の理解に対して誤解が生じる可能性も懸念される。</p> | <p>緑地公園内を通る砂利敷の遊歩道。</p> |
| 69 みどりの里山居館 | 70 駐輪場・喫煙所 | 71 公衆便所 |
|  |  |  |
| <p>敷地南西部に位置する農産物直売所。野菜、果物、生産者手作りの加工品、惣菜等を販売する。史跡指定以前に建築されたもので、史跡の歴史的景観に対する配慮が不足している。</p> | <p>みどりの里山居館の北側に位置する。木造切妻造金属板葺。史跡の歴史的景観に配慮されている。駐輪場は酒田駅前観光案内所（ミライニ内）をはじめ市内各所で観光自転車の貸出し（無料）が行われているため、有効に活用されている。</p> | <p>東宮殿下行啓記念研究室北側に位置する。木造瓦葺。外壁豎板張り。史跡の歴史的景観に配慮されている。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>72 新井田川手摺／木製</p> | <p>73 新井田川手摺／鋼製</p> | <p>74 敷地境界／フェンス</p> |
|  |  |  |
| <p>東宮殿下行啓記念研究室から指定地北側の実生橋南袂までの間、新井田川沿いに設置される。山居橋欄干と同一意匠で統一され、史跡の歴史的景観に配慮されている。 木材保護塗料に劣化が見受けられる。</p> | <p>観光駐車場東面、新内橋袂から生垣までの間、新井田川の護岸上に設置される。 一般的な転落防止柵で、色調のみ史跡の歴史的景観に配慮されている。</p> | <p>指定地西面（三居稲荷神社南側～みどりの里山居館）に設置される。 一般的な金網フェンスで、一部は色調共に史跡の歴史的景観に配慮されていない。修景等に向けて隣地所有者との協議が必要となる。</p> |
| <p>75 百葉箱</p> | <p>76 緑地公園</p> | <p>77 生垣／西面石垣上</p> |
|  |  |  |
| <p>木製。気象観測のために設置。測機器を日射から遮蔽するとともに雨や雪から保護する。 木材保護塗料に劣化が見受けられる。</p> | <p>赤場、南側荷揚場の南側一画が緑地公園として整備されている。 芝生が地表面を覆い、遊歩道と休憩用のベンチが設置される。</p> | <p>創建当初の敷地造成の石垣上に植栽され、隣地境界との目隠しを担う。 成育にばらつきがあり、枝葉に隙間が見られる範囲が点在する。</p> |
| <p>78 生垣／東面護岸上</p> | <p>79 看板・サイン／施設看板</p> | <p>80 看板・サイン／解説板</p> |
|  |  |  |
| <p>新井田川の護岸上に植栽され、法面上部からの転落防止を担う。 成育にばらつきがあり、枝葉に隙間が見られる範囲が点在する。</p> | <p>「山居倉庫」看板はコンクリート製、「酒田夢の倶楽「山居館」」看板はスチール製。このほか、建物の壁面に施設名称、入館案内等が設置される。 史跡指定以前に設置されたもので、史跡の歴史的景観に対する配慮が不足している。</p> | <p>木製。建物や構成要素に関する解説を記載する。 文化財解説は庄内米歴史資料館で行われる。屋外の解説板は局所的なものに留まり、全体的な計画性に乏しく、史跡の価値を十分に説明できていない。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>81 看板・サイン／保存樹表示板</p> | <p>82 看板・サイン／誘導看板</p> | <p>83 看板・サイン／観光マップ・観光案内</p> |
|  |  |  |
| <p>ステンレス製。酒田市樹木等の保存に関する要綱に基づいたケヤキ並木の保存樹指定を示す。</p> | <p>木製。ペンキの文字・矢印で敷地内の誘導を行う。このほか、建物壁面に庄内米歴史資料館、酒田夢の倶楽、ケヤキ並木等への誘導看板が設置される。ペンキが劣化し、文字・矢印が認識できないものがある。</p> | <p>木製。12号棟南側と山居橋袂に観光マップが各1箇所、駐輪場北側に観光案内が1箇所設置される。周辺の地図及び観光地を示す。12号棟南側の観光マップと駐輪場北側の観光案内が直近にあり、内容が重複するため、本計画策定期間中に12号棟南側を史跡の解説板に変更した。</p> |
| <p>84 看板・サイン／デジタルサイネージ</p> | <p>85 看板・サイン／顔出しパネル</p> | <p>86 看板・サイン／注意喚起板</p> |
|  |  |  |
| <p>スチール製。12号棟南面に設置されたデジタルサイネージ。活用されていない。</p> | <p>スチール製。12号棟南面に設置された酒田市公認マスコットキャラクターの顔出しパネル。来場記念撮影用。史跡の歴史的景観に対する配慮が不足している。</p> | <p>強風時の枯れ枝落下、禁煙、ペット同行の禁止、山居橋の通行規則（以上：木製）、駐車禁止区画、通行止（以上：鋼製）等に関する注意喚起を示す。文化財の保存・活用に関するものと施設の管理・運営に関するものが混在している。継続的な設置が必要なもの、不要となるものの整理が必要である。</p> |
| <p>87 看板・サイン／危険物標識</p> | <p>88 看板・サイン／街区表示板</p> | <p>89 看板・サイン／埋設標識(ケーブル埋設・敷地境界杭等)</p> |
|  |  |  |
| <p>スチール製。事務所棟西面、東宮殿下行啓記念研究室北面に設置される。消防法に基づく少量危険物貯蔵取扱所の表示板。</p> | <p>スチール製。1号棟北東隅、事務所棟西面の藤棚に設置される。住居表示に関する法律に基づいて市が設置を行ったもの。材料や塗装に劣化が見られる。</p> | <p>ケーブルの埋設を示す標識や敷地境界杭が設置される。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>90 自動販売機</p> | <p>91 12号棟脇手摺・車止め</p> | <p>92 車止め／1号棟脇</p> |
|  |  |  |
| <p>12号棟南側、みどりの里山居館北側に設置される。 12号棟南側は史跡の歴史的景観に配慮した色調であるが、みどりの里山居館北側は史跡の歴史的景観に対する配慮が不足している。設置管理者との協議が必要。</p> | <p>12号棟「夢の倶楽」への導入路として、南東面に石張り舗装が施され、脇にステンレス製の手摺及び車止めが設置される。</p> | <p>両脇の木製柱と中央のスチールパイプ製の車止めの間にチェーンを張る形式とする。</p> |
| <p>93 車止め／12号棟脇</p> | <p>94 オープンテラス／デッキ</p> | <p>95 オープンテラス／テーブル・ベンチ</p> |
|  |  |  |
| <p>ステンレス製のポールにチェーンを張る形式とする。</p> | <p>11号棟と12号棟の間に位置するケヤキ並木を利用したオープンテラス。デッキの色調は史跡の歴史的景観に配慮されている。</p> | <p>木製ベンチは史跡の歴史的景観に配慮されている。アルミ製のテーブル・椅子は配慮が不足しているが、耐候性に考慮したものとなっている。</p> |
| <p>96 ベンチ／石造</p> | <p>97 ベンチ／木造</p> | <p>98 緑地公園／ベンチ（樹脂製）</p> |
|  |  |  |
| <p>三居稻荷神社東側、1号棟北側等に大きな切石が置かれ、ベンチとして用いられる。</p> | <p>1号棟東面（山居橋袂）に木製ベンチが設置される。</p> | <p>緑地公園内に樹脂製のベンチが設置される。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>99 電気・照明器具／街灯（山居橋袂）</p> | <p>100 電気・照明器具／夜間照明・ライトアップ用照明</p> | <p>101 電気・照明器具／制御盤</p> |
|  |  |  |
| <p>山居橋の袂に設置される街灯。基礎石に木製柱を立てて灯具を設ける。2基1組。山居橋欄干、新井田川手摺等と調和を図った意匠とする。</p> | <p>建物外壁等に夜間照明、ライトアップ用の照明器具が設置される。</p> | <p>6号棟北側に倉庫群外部照明器具の制御盤が設置される。外壁に色調を合わせ、史跡の歴史的景観に配慮する。</p> |
| <p>102 屋外機械類／クーリングタワー</p> | <p>103 屋外機械類／空調室外機</p> | <p>104 燃料置場／プロパンガスボンベ</p> |
|  |  |  |
| <p>6号棟北側に倉庫冷房機の冷却を担うクーリングタワーが設置される。史跡の歴史的景観に対する配慮が不足している。</p> | <p>活用に応じて、各建物の外部に空調室外機が設置される。地表面に直置きするものと、建物に壁付けされるものがある。人目に付く場所のものは史跡の歴史的景観に配慮した色調や木箱で覆う等の修景を施すが、一部の室外機は歴史的景観に対する配慮が不足している。</p> | <p>東宮殿下行啓記念研究室の燃料として使用される。建物外部に直置きとする。史跡の歴史的景観に対する配慮が不足している。</p> |
| <p>105 燃料置場／灯油タンク</p> | <p>106 水道管・消火栓</p> | <p>107 消火器具置場</p> |
|  |  |  |
| <p>事務所棟の暖房用燃料を貯蔵する。史跡の歴史的景観に対する配慮が不足している。</p> | <p>指定地内に地上式消火栓が3つ所在する。指定地内に個人所有管が埋設される。普通铸铁管が老朽化している可能性がある。敷地内と周辺地域の配水管がループ化されている。水需容量と消防水利を踏まえ、更新の検討が必要。</p> | <p>各所に木製・赤色の箱を設け、消火器具（消火器、消火用バケツ等）を納める。一部の消火器は市販の消火器ボックスに入っている。</p> |

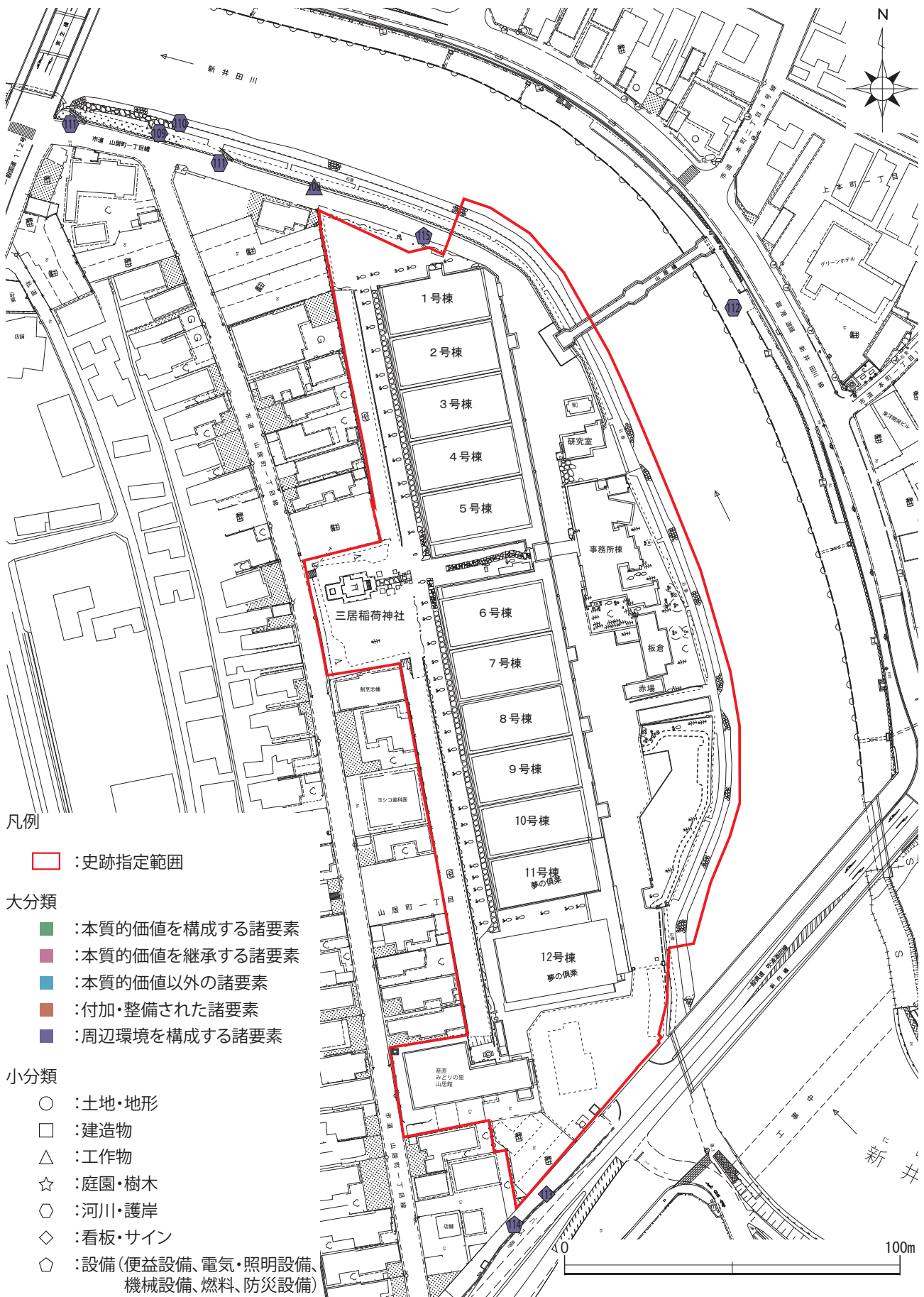


図3-5 周辺環境を構成する諸要素 位置図

諸要素の現状と課題（周辺環境を構成する諸要素）

| No. 大項目/小項目【※第3章 構成要素一覧参照】 | 108 新井田川手摺/木製 | 109 新井田川護岸/法面石垣 |
|---|--|--|
| <p>写真</p> |  |  |
| <p>構成要素の概要 ※概要は令和3年度調査時点</p> | <p>東宮殿下行啓記念研究室から指定地北側の実生橋南袂までの間、新井田川沿いに設置される。1号棟脇の車止めから北側は指定地外に位置する。山居橋欄干と同一意匠で統一され、史跡の歴史的景観に配慮されている。木材保護塗料に劣化が見受けられる。</p> | <p>東宮殿下行啓記念研究室東面から指定地北側の実生橋南袂まで、法面石垣が旧来の状態で残されている。1号棟脇の車止めから北側は指定地外に位置する。ツタや雑草が繁茂し、法面石垣の隙間・亀裂等を広げる恐れがある。</p> |
| <p>110 新井田川護岸/護岸根固め・松杭</p> | <p>111 新井田川護岸/石段</p> | <p>112 新井田川護岸/右岸護岸</p> |
|  |  |  |
| <p>護岸根固めは指定地南側の新内橋南袂から指定地北側の実生橋南袂まで石敷の状態に残されている。根固め先端には松杭が並ぶ。松杭上端に腐食が見られる。</p> | <p>市道山居町一丁目線と新井田川の川岸を繋ぐ石段。指定地外に2箇所設けられる。雑草の繁茂が見られる。</p> | <p>コンクリートの護岸。指定地对岸（新井田川右岸）は港湾管理となる。屋形船等の船舶が係留される。</p> |
| <p>113 道路誘導標識</p> | <p>114 バス停</p> | <p>115 電気・照明器具/引込柱</p> |
|  |  |  |
| <p>観光駐車場の前面道路に設置される。</p> | <p>山居倉庫最寄りのバス停。指定地の道路向かいにある駅前方面のバス停は史跡への配慮が見られる一方、指定地側のバス停は簡素なものとなっている。</p> | <p>コンクリート製電力引込柱。指定地内を避けて立てられており、建物への電力引込は架空線による。</p> |

第4章 現状・課題

1 保存に関する現状と課題

保存に関する現状と課題の概要・重点事項を表4-1に示し、以下に各項目の詳細を記述する。また、構成要素ごとの保存に関する課題は図4-1及び表4-2に示す。

表4-1 保存に関する現状と課題の概要（赤太字：重点事項）

| 項目 | | 現状と課題 |
|-------|------------------------|---|
| 保存 | 土地・地形 | 施設の変遷に伴い、地業・建物・工作物等の地下遺構が残されている。今後の整備・管理に向けて破壊の無いよう十分な調査と管理が必要である。 |
| | 建造物、工作物、河川・護岸 | 建造物・工作物・護岸等について保存状態の詳細調査が行われていない。調査結果に応じて必要な修復や耐震性能の向上が必要である。 |
| | 庭・緑地・樹木 | ケヤキ並木の樹勢衰退が見受けられ、樹勢回復の措置が求められる。 |
| 防災・防犯 | 防災（地震・津波、火災、風水害、雪害、落雷） | 各災害に対する被害想定や影響箇所を明確にし、整備・管理の対策が必要である。（建造物への耐震性能向上、防災設備の設置、樹木の剪定・冬季管理など） |
| | 防犯 | 防犯対策を中心とした機械警備設備の設置・監視体制の整備が必要である。活用方法に対する立入制限区域の設定について検討が必要である。 |
| | 防災・防犯の体制 | 災害に対する来訪者等への注意喚起（人的被害の予防）や、災害発生時に運用する避難誘導等のマニュアル整備及び緊急連絡体制の構築と周知が必要である。 |
| 調査 | 現存遺構・地下遺構 | 今後の調査・整備に伴う建造物の補足調査が必要である。史跡整備に伴ってやむを得ず掘削が発生する際は、地下遺構の確認を行い記録する必要がある。 |
| | 建造物・工作物 | 今後の調査・整備に伴う建造物の改築、工事履歴等が必要となる。 |
| | 史料 | 文化財価値の向上に向けて継続的な調査が求められる。 |
| | 樹木 | 以後の樹勢回復の傾向について、モニタリングの方法・内容を定め、記録に努める必要がある。 |

（1）保存に関する現状と課題

① 土地・地形

山居倉庫は、文献記録によると創建時に一丈二尺（約3.6m）の盛土が行われたとされ、指定地西面に組まれた石垣部分の発掘調査により盛土の実施が明らかとなっている。施設の変遷に伴い、地下に残された地業・建物・工作物等の地下遺構については、整備に際して破壊の無いよう十分な調査と管理が必要である。

なお、指定地西面の石垣は三居稲荷神社を境に北側は空積であるが、南側は練積となっているため、南側は後年の改修が窺える。北側空積には乱れが生じているが、南側練積は目地の抜け等は見受けられない。今後は変状・劣化等に関するモニタリングを行い崩落等に直結する劣化が認められる場合は修復を検討する必要がある。

指定地の舗装は大きく2つに分けられ、観光駐車場～倉庫群東側は（庭園部分を除いて）アスファルト舗装、倉庫群の西から北側は表土あらわしを主体とする。表土あらわしの範囲はエロージョン（表土流出）による地形の変化に注意が必要である。

ケヤキ並木から三居稲荷神社社殿に至る参道は両側面を縁石とし、中央面はモルタル塗り洗い出し仕上げとする。

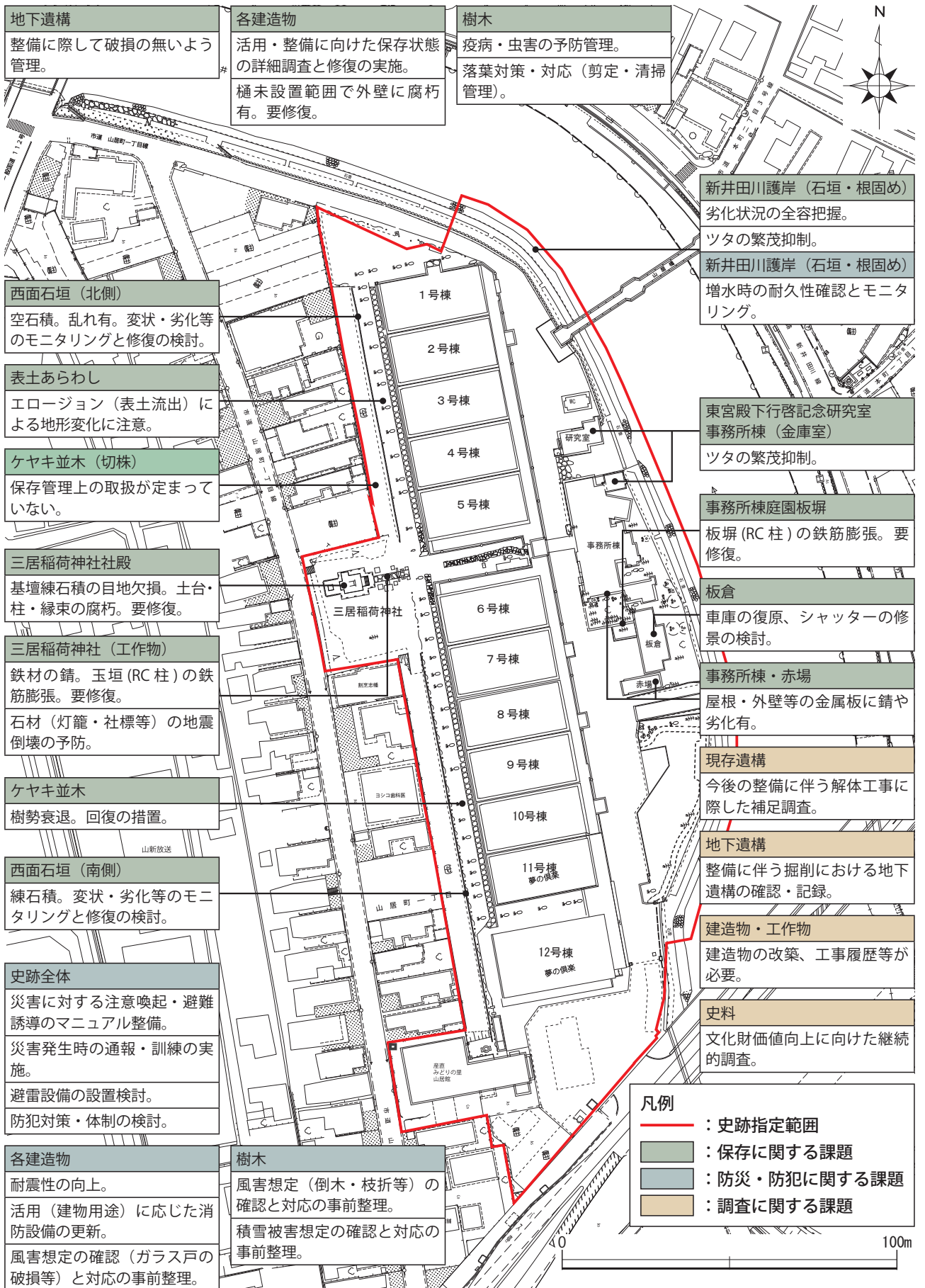


図 4-1 保存に関する課題 (個別事項)

表 4-2 構成要素ごとの保存に関する課題

| 大分類 | 小分類 | No. | 大項目 | 小項目 | 課題 | |
|---------------|-------|-----------|-------------|-----------|--|---|
| 本質的価値を構成する諸要素 | 土地・地形 | 1 | 土地 | | 表土あらかわしの範囲はエロージョン（表土流出）による地形の変化に注意が必要である。 | |
| | | 2 | | 地下遺構 | 史跡の整備に際して地下遺構に破損の無いよう管理が求められる。 土地造成の痕跡等は確認されているが、建物遺構の明確な確認に至っていない。整備に伴う掘削においては、地下遺構の確認・記録が求められる。 | |
| | | 3 | 三居稲荷神社 | 境内（土地） | | 縁石に若干の乱れは確認できるが、現時点で保存管理上の支障はないように見受けられる。 |
| | | 4 | | 参道 | | 石積に乱れが生じており、変状・劣化等に関するモニタリングが求められる。崩落等に直結する劣化が認められる場合は修復を検討する。 |
| | | 5 | 西面石垣 | 北側（空積） | | 比較的安定した状態に見受けられるが、変状・劣化等に関するモニタリングが求められる。崩落等に直結する劣化が認められる場合は修復を検討する。 |
| | | 6 | | 南側（練積） | | |
| | 建造物 | 建造物共通事項 | | | | 活用・整備に向けた保存状態の詳細調査が行われていない。調査結果に応じて必要な修復や耐震性能の向上が求められる。 樋が設置されていない範囲を中心として、外壁に腐朽が見受けられ、修復が必要である。 活用（建物用途）に応じた防災・防犯設備の新設・更新が必要である。 |
| | | 20 | 三居稲荷神社 | 社殿（本殿・拝殿） | | 本殿基壇の目地材が一部失われている。 拝殿、本殿共に土台・柱・縁束の脚部付近に著しい腐食が確認されるため、修復の検討を要する。 |
| | | 21 | 事務所棟 | | | 屋根・外壁等の金属板に錆や劣化が見受けられ、修復が必要である。 春～秋にかけて、新井田川護岸のツタが、事務所棟（金庫室）及び東宮殿下行啓記念研究室に繁茂する。建物の劣化部分（隙間・亀裂等）を広げる恐れがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。 |
| | | 23 | 東宮殿下行啓記念研究室 | | | |
| | | 24 | 板倉 | | | 車庫に改造の形跡が見られ、シャッターが史跡の歴史的景観に配慮されていない。修復または修景が求められる。 |
| | | 25 | 赤場 | | | 屋根・外壁等の金属板に錆や劣化が見受けられ、修復が必要である。 |
| | | 工作物 | 27 | 三居稲荷神社 | 社標 | |
| | | | | 灯籠 | | |
| | 31 | | | 玉垣 | | 各所に鉄筋の錆膨張とこれに伴うコンクリートの爆裂が見られ、修復が必要である。 |
| | 33 | | 事務所棟 | 庭板塀 | | 各所に破損・劣化（屋根板金の錆、柱鉄筋の錆膨張）が見られ、修復が必要である。 |
| | 34 | | 敷地境界 | 柵（敷地北端） | | 丸鋼に錆が見受けられる。防錆処理が求められる。 |
| | 庭園・樹木 | 庭園・樹木共通事項 | | | | 落葉が近接建物の屋根面や樋に落ち、腐葉土化による木部の腐蝕、雨漏り、樋の機能不全等の原因となっている。強風時に枯れ枝が落下することがあり、見学者の安全確保が求められる。定期的な剪定や清掃が必要である。 下草の管理、疫病・虫害の予防管理等が必要である。 |
| | | 35 | ケヤキ並木 | ケヤキ | | 樹勢衰退の傾向が見られ、回復の措置が必要である。 根茎が史跡の本質的価値に与える影響について未確認の状態にある。 |

| 大分類 | 小分類 | No. | 大項目 | 小項目 | 課題 |
|---------------|-------|-----------|------------|---------------|---|
| 本質的価値を構成する諸要素 | 河川・護岸 | 護岸共通事項 | | | 石垣等に乱れが生じているが、活用・整備に向けた保存状態の詳細調査が行われていない。調査結果に応じて必要な修復や耐震性能の向上が求められる。また、増水等の災害時の耐久性についてモニタリングが必要である。 |
| | | 41 | 新井田川護岸 | 法面石垣 | 春～秋にかけて、ツタが繁茂する。石垣の隙間・亀裂等を広げる恐れがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。 |
| | | 42 | | 護岸根固め・松杭 | 松杭上端に腐食が見られる。 |
| 本質的価値を継承する諸要素 | 土地・地形 | 45 | 倉庫群 | 雨落ち側溝 | ケヤキ並木等の落葉による詰まり等が無いよう清掃の徹底が求められる。 |
| | 工作物 | 50 | 藤棚（事務所棟西面） | | 鉄骨製の棚に錆が見受けられる。防錆処理の検討が求められる。 |
| | 庭園・樹木 | 庭園・樹木共通事項 | | | 本質的価値を構成する諸要素と同じく、見学者の安全確保、定期的な剪定や清掃、下草の管理、疫病・虫害の予防管理等が必要である。 |
| | | 51 | ケヤキ並木 | 切株 | 保存管理上の取扱いが定められていない。 |
| | 河川・護岸 | 58 | 新井田川護岸 | 法面石垣（モルタル補修済） | 対岸からの景観を考慮した修景の検討が求められる。春～秋にかけて、ツタが繁茂する。修景としての役割も担っているため、繁茂抑制の可否については検討を要する。一方で、景観保全のため除草管理に努める必要がある。 |

縁石に若干の乱れが確認できるが、モルタル面に目視できる破損は見られない。

なお、山居倉庫の米穀倉庫としての使用は令和4年度末で終え、土地建物は市有化される予定である。

② 建造物

明治26年（1893）に建築された2～7号棟、明治27年（1894）に建築された8～10号棟、明治28年（1895）に建築された1号棟・11号棟、大正5年（1916）に建築された12号棟、合計12棟の米穀倉庫が建ち並ぶ。倉庫群東側には、北から東宮殿下行啓記念研究室・事務所棟・板倉・赤場といった事務機能を担う建造物が並び、倉庫群西側には三居稲荷神社が鎮座する。

建物群の多くはJA全農山形の管理によって、比較的健全な状態を保っている。但し、活用・整備に向けては保存状態の詳細調査を行い、恒久的な保存に向けて、必要に応じた修復の実施が求められる。

現在把握される劣化・破損として、事務所棟・赤場の屋根・外壁等に使用される金属板に錆・波打ちが認められる。また、雨樋が未設置の範囲では、雨水が地表面で跳ねることで、外壁縦板張りの下部に腐朽が見受けられ、腐朽が下地・躯体に至る前に修復が必要である。なお、板倉は車庫に改造の形跡が見られ、シャッターが史跡の歴史的景観に配慮されていない状況にあり、修復または修景が求められる。

東宮殿下行啓記念研究室・事務所棟（金庫室）は、新井田川護岸に繁茂するツタが当該建物の外壁や軒に及び、隙間・亀裂等を広げる恐れがあるため、繁茂抑制に努める必要がある。

三居稲荷神社社殿は、本殿基壇（練石積）の目地材が一部失われており、拝殿・本殿共に土台や柱・縁束の脚部付近に著しい腐朽が確認され、修復の検討が必要である。

③ 工作物

史跡の歴史的景観を形成する工作物として、三居稲荷神社境内にある鳥居・社標・灯籠・玉垣・石段等が挙げられる。年紀・使用材料・工法等を見る限り、本殿の建築を行った大正時代から周囲の区画整理事業が行われた戦後のものが混在する。主に鉄材で製作されているもの（玉垣・社標の柵）は錆が認められる。また、柱が鉄筋コンクリートで作られる玉垣は鉄筋の錆膨張による亀裂が各所に見られる。石材で独立するもの（社標・灯籠）については、地震による倒壊が懸念される。

事務所棟（和室）南庭園を囲う板塀も、鉄筋コンクリート製の柱に木造の屋根・外壁を施したもので、各所に破損・劣化（屋根板金の錆、柱の鉄筋錆膨張による亀裂等）が確認される。

敷地北端に鉄筋コンクリート柱と丸鋼による敷地境界の柵が旧来の形で残るが、これも丸鋼に錆が認められる。

上記の工作物については、文化財価値が損なわれる前に状況に応じた修復・対応が必要である。

④ 庭園・樹木

史跡内にあるケヤキは、日本海からの強い西風と夏の直射日光を遮り、倉庫内の温度を一定に保つ目的で植えられたもので、本史跡の本質的価値を担う重要な樹木であるが、近年枝葉が少なくなるなど、樹勢衰退の傾向がみられるようになっている。その原因の1つとして、並木の下に敷かれた敷石の影響が考えられている。敷石は昭和58年度に放送された朝の連続ドラマ（NHK連続テレビ小説）「おしん」の影響で観光者が増加したことを受けて、平成元年（1989）に観光者が通行しやすいように設置されたものであるが、平成26年（2014）に実施した根茎調査によると石畳の設置と多数の歩行者による土壌表層部の硬化がケヤキ並木の樹勢衰退の一因と推定され、樹勢回復の措置が必要である。

このほか、マツ類は三居稲荷神社の境内樹木や、建造物（事務所棟）から鑑賞する庭園に数多く植栽されるなど、本史跡の景観形成を担う。

ケヤキ・マツ類をはじめとする史跡地の樹木は、疫病や虫害被害等が発生しないよう管理を行い、モニタリングによる予防・保護対策を講じる必要がある。また、敷地内の樹木の多くは、樹高が敷地内建造物よりも高く、枝葉が屋根面に覆うように伸びており、落葉や松かさや屋根面や樋に落ちることで腐葉土化し、木部の腐朽・雨漏り・樋の機能不全等の原因となっている。このため、樹勢との兼ね合いを見据えた剪定、管理における清掃等の計画が必要である。

指定地内には枯死等の理由によって、伐採したケヤキの切株が点在する。当初ケヤキの位置を示す遺構として扱うため現状維持とするか、歴史的景観の保全に向けて抜根のうえ同一種を植樹するか、保存管理上の手続きが定められていない。

⑤ 河川・護岸

本史跡は二級河川・新井田川の左岸に位置する。新井田川の護岸は、史跡地側（左岸）は酒田市の管理、対岸（右岸）は港湾管理となる。敷地からは荷揚場を介して川岸へ至ることが可能である。荷揚場は南北に2箇所設けるが、観光・見学については安全性が確保できない状況にあって、立入が制限されている。

護岸法面は、東宮殿下行啓記念研究室東面から指定地北側の実生橋南袂までは旧来の石垣が残されており、東宮殿下行啓記念研究室東面から指定地南側の新内橋南袂まではモルタル・コンクリートブロック等によって補修が行われ、旧来の石垣は見られない。石垣には乱れが生じているが、劣化状況の全容は把握されておらず、護岸にはツタや雑草が繁茂し、法面石垣の隙間・亀裂等を広げ劣化を招く恐れがある。護岸根固めは新内橋南袂から実生橋南袂まで石敷の状態が残されており、根固め先端には松杭が並ぶ。松杭には杭頭に腐朽が見られるものもある。

護岸石垣・根固め石敷・松杭については、劣化状況の全容把握が急務であり、変状・劣化等に応じた修復と以後のモニタリングが必要である。護岸のツタは、護岸石垣への悪影響を考慮し繁茂抑制に努める。

（2）防災・防犯に関する現状と課題

① 地震・津波

庄内平野東縁断層帯は、山形県庄内地方の庄内平野と出羽丘陵の境界部に分布する活断層帯である。長さは約38kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層の東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である。庄内平野東縁断層帯は、過去の活動時期の違いから、庄内平野東縁断層帯北部と庄内平野東縁断層帯南部に区分される。

地震調査研究推進本部地震調査委員会による庄内平野東縁断層帯の評価（平成17年（2005）4月13日公表・平成21年（2009）10月19日一部改訂）は以下のとおりである。

庄内平野東縁断層帯北部では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.1程度の地震が発生すると

推定されている。最新活動時期は明治27年(1894)の庄内地震で、平均活動間隔は1000～1500年程度(もしくはそれ以下)、地震後経過率*は0.08～0.1(もしくはそれ以上)、将来の地震発生確率は今後30年以内でほぼ0%である。一方、庄内平野東縁断層帯南部では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード6.9程度の地震が発生すると推定されている。最新活動時期は約3000年前以後、18世紀(1780年)以前とされ、平均活動間隔は約2500～4600年、地震後経過率は0.05～1.2、将来の地震発生確率は今後30年以内でほぼ0～6%である。最大値をとると、本断層帯南部は、今後30年間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる。

なお、庄内平野東縁断層帯は、過去の活動と同様に北部と南部の2つの区間に分かれて活動すると推定されるが、断層帯全体が1つの区間として同時に活動する可能性もある。庄内平野東縁断層帯全体が同時に活動する場合には、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定されている。庄内平野東縁断層帯全体が同時に活動する場合の確率は、北部が単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。

以上を踏まえ、当史跡の保存に向けては地震災害に対する各建造物・工作物の耐震性向上に関する整備・対策が必要といえる。なお、「酒田市津波ハザードマップ」によると、当史跡は「津波浸水想定区域」には該当しないが、「要避難区域(バッファゾーン)」に設定され、安全性を考慮して「念のために離れることが望ましい」区域とされている。

* 地震後経過率：最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

② 火災

指定地内には地上式消火栓が設置されている。また、史跡から1km圏内に酒田地区広域行政組合消防署が所在し、比較的早い消火活動の初動が期待される。

自動火災報知設備は現況の用途に応じて設置されているが、史跡指定となったために消防法に基づいて自動火災報知設備が設置されていない建物に設置が必要となっている。また、今後の活用方法(建物用途)によっては、消防設備(自動火災報知設備・屋内消火栓設備等)の新設・増設が必要となる場合があり、消防法令に則った対応が求められる。また、管理者である酒田市は文化財防火デー等における通報訓練・火災防御訓練・消火器取扱い訓練等に望む必要がある。

③ 風水害

強風・暴風時には、建造物の破損や倒木・枝折による建造物の破損等が予測される。風害の影響を受けやすい箇所(ガラス戸の破損や外部設置物の飛散防止等)の把握と対応について、事前に整理が必要である。また、指定地内には巨木が多く、樹勢管理とあわせて強風による倒木・枝折の危険性に関するモニタリングが求められ、また、倒木が発生した場合は速やかな撤去を行う必要がある。

水害については、「酒田市河川洪水ハザードマップ」によると、当史跡は新井田川の浸水区域に該当しないが、最上川の浸水想定区域(浸水深0.5～3m未満)に該当し、また、隣接地一帯は「浸水が3日以上続き、孤立する区域」となっており、早期の立ち退き避難が必要となっている。なお、新井田川については、史跡への浸水を免れた場合でも、増水によって護岸(法面石垣・護岸根固め・松杭等)が破損する可能性が懸念される。護岸の劣化状況の全容把握とあわせ、増水時の耐久性についてもモニタリングが必要である。

④ 雪害

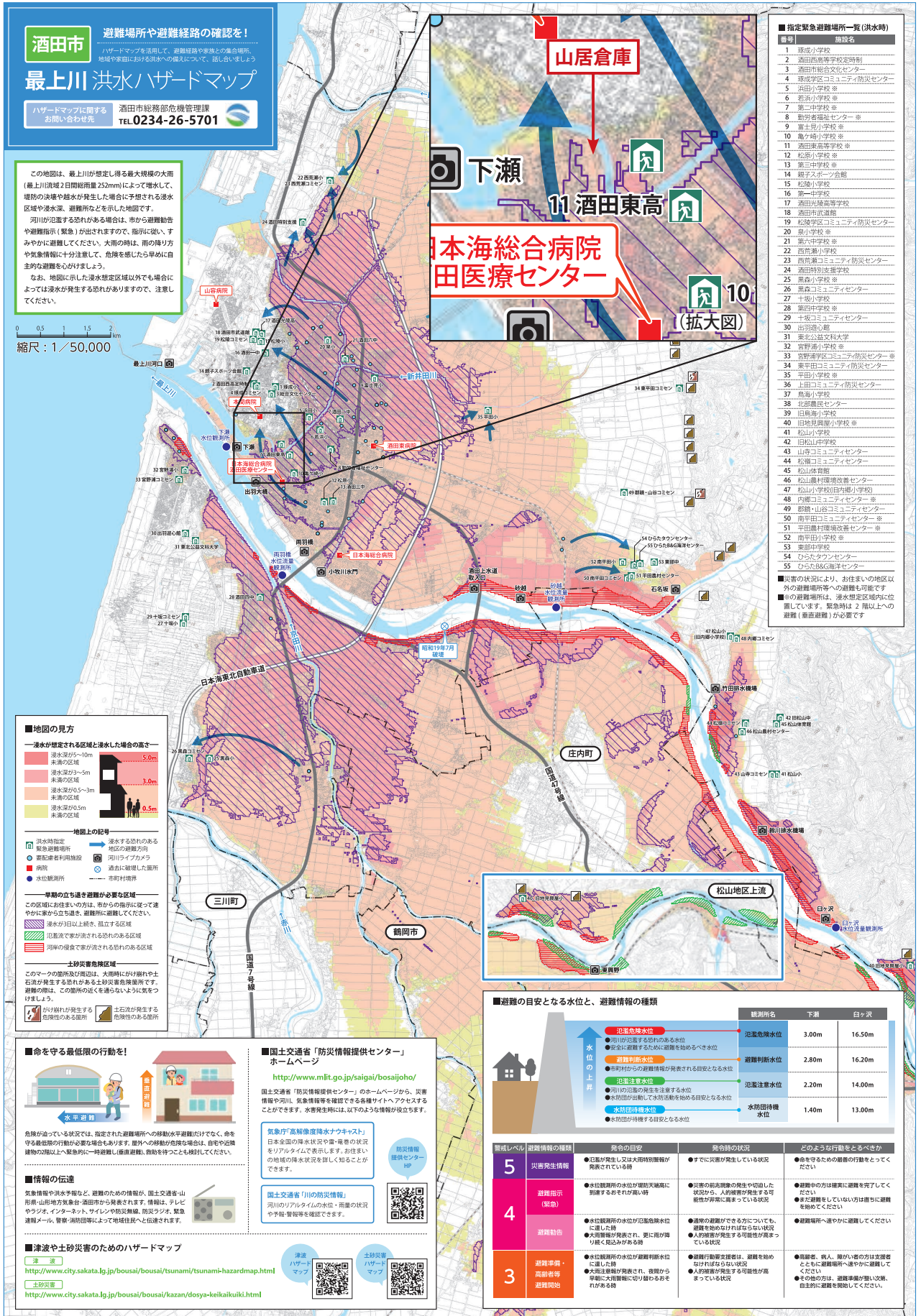
酒田市は、山形県において積雪が比較的少ない地域ではあるが、過去の積雪記録から被害想定を行い、積雪深に対する各建造物の構造確認、雪吊りが必要な樹木の選定、樹木からの落雪被害・樹木の枝折れ等に対する管理方法の検討等が必要である。

⑤ 落雷

当史跡及び周辺地域への落雷で想定される被害として、建造物・樹木等に対する落雷の直撃、またはサイドフラッシュ



図4-2 酒田市津波ハザードマップ



(側激)による破損、これらに伴う発火による火災等が懸念されることから、避雷設備の設置が必要と考える。また、近年は火災等の被害から文化財建造物を守るために設置された各種防災設備が、近隣の落雷の影響を受けて破壊される被害も全国で発生しており、電気・電子機器の保護を併せた総合的な雷保護システムの設置が必要不可欠となっている。

このほか、サイドフラッシュ(側激)による人的被害も想定されることから、雷の発生時には屋内等への避難を周知するなどの対策も必要である。

⑥ 防犯

現所有者が各建造物に非常警報設備を設置している。平成28年(2016)からは夜間の新たな観光資源とするため、日没から午後10時まで夜間ライトアップを実施しており、敷地内への立入制限は無い。但し、敷地内には夜間の街灯・照明の少ない場所も散見されることから、防犯対策を中心とした機械警備設備の設置・監視体制の整備、深夜の立入制限区域の設定等について検討を要する。

⑦ 防災・防犯の体制

観光地として活用する上では、災害(地震・津波・火災・暴風・水害・積雪・落雷等)に対する来訪者等への注意喚起(人的被害の予防)や、災害発生時に運用する避難誘導等のマニュアル整備及び緊急連絡体制を構築し、関係者(所有者・管理者・消防等)に周知することが必要である。

(3) 調査に関する現状と課題

① 現存遺構・地下遺構

現存遺構・地下遺構については、酒田市教育委員会：『山形県酒田市文化財調査報告書 山居倉庫 文化財調査報告書』(2020.9、以下：『山居倉庫報告書』とする)において、歴史的背景・山居島の地形と地盤・建造物の変遷と特徴・発掘調査の成果・ケヤキ並木の調査成果等を整理・記録した。

但し、各建造物は後の改修によって旧来の意匠を保っていない範囲がある。これらは、今後の調査や整備に伴う解体工事に際して補足調査が必要である。また、史跡整備に伴ってやむを得ず掘削が発生する際は、地下遺構の確認を行い記録する必要がある。

② 建造物・工作物

今後の調査・整備に伴う建造物の改築、工事履歴等が必要となる。

③ 史料

山居倉庫に関する文書類・絵図・地図・古写真・絵葉書等の史料群については、目録作成とデジタル化が行われ、文化財価値の向上に向けて継続的な調査に努めている。なお、一部史料については、調査報告の参照資料として『山居倉庫報告書』に掲載を行った。

④ 樹木

『山居倉庫報告書』において、ケヤキ並木の樹勢衰退の原因検証として行った根茎・土壌調査の結果を記録した。当該資料を参考に樹勢回復に努める。なお、以後の樹勢回復の傾向については、モニタリングの方法・内容を定め、記録に努める必要がある。

2 周辺環境の保全に関する現状と課題

周辺環境の保全に関する現状と課題の概要を表 4-3 に示し、以下に各項目の詳細を記述する。また、構成要素ごとの周辺環境の保全に関する課題は図 4-4 及び表 4-4 に示す。

表 4-3 周辺環境の整備に関する現状と課題の概要

| 項目 | | 現状と課題 |
|---------|------------|---|
| 周辺環境の保全 | 指定地との一体的保護 | 史跡の指定範囲に所在する一連の護岸が指定範囲外まで延びており、史跡と一体的な景観保全が求められる。 |
| | 歴史的景観の保全 | 周辺環境における景観要素の意匠は歴史的景観への配慮が継続的に求められる。特に歴史的背景に鑑みると、新井田川を含めた景観保全は重要な課題の1つといえる。 |
| | 隣接地（民地）の協力 | 指定地との一体的な景観保全や樹木の生育に必要な日照確保に向けて、隣接地の建造物・工作物の高さや色彩等についてガイドラインを設けるなど配慮が求められる。 |

① 新井田川護岸

指定地は東から北にかけて二級河川・新井田川に面する。同河川の左岸護岸は本史跡の指定地に含まれるが、河道及び右岸護岸は指定地に含まれない。舟運を利用して米穀を山居倉庫へ運搬した歴史的背景に鑑みると、新井田川を含めた景観保全は本史跡にとって重要な課題の1つといえる。指定地と新井田川右岸は川を挟んだ視点場・視対象としての相互関係にあることから歴史的景観への配慮が必要である。

新井田川左岸における護岸法面は東宮殿下行啓記念研究室東面から指定地北側の実生橋南袂まで、護岸根固めは指定地南側の新内橋南袂から実生橋南袂までが旧来の姿で保存されている。1号棟北側に指定地の境界線が設定され、指定地北端から実生橋南袂までは指定地に含まれないが、史跡と一体的な景観保全が求められる。

また、東宮殿下行啓記念研究室から実生橋南袂までの間には、新井田川沿いに木製の手摺が設置される。山居橋欄干に合わせた意匠とし、史跡の歴史的景観に配慮したものである。同手摺も新井田川護岸と同様、指定地北端から実生橋南袂までは指定地に含まれないが、史跡と一体的な景観保全が求められる。また、木製であることから、腐朽等の劣化に対する確認と措置を定期的に行う必要がある。

② 山居橋

山居橋は史跡地北東部と新井田川対岸（酒田市街地方面）を繋ぐ歩道橋である。昭和34年（1959）まで同位置に木橋が架かっており、平成5年（1993）に現在の鋼桁木装橋（ヒバ）が建造された。旧橋梁の意匠を参考に、現代橋梁によって架橋されたものである。南袂が指定地に掛かり、また、史跡全体を概観する際に景観要素として重要な位置にあることから、今後も歴史的景観への配慮が求められる。

③ 隣接地

指定地西側は、かつては石積の下が試験用水田として利用されていたが、現在は空地・住宅地となっている。西側隣接地の都市計画図における用途地域は「商業地域」に区分され、建ぺい率80%、容積率400%である。

石積から隣地境界線（指定境界線）までには余地があり、一応の緩衝地としての役割も果たしているが、指定地との一体的な景観保全や樹木の生育に必要な日照確保に向けて、隣接地に建設される建造物・工作物の高さや色彩等についてはガイドラインを設けるなど配慮が求められる。

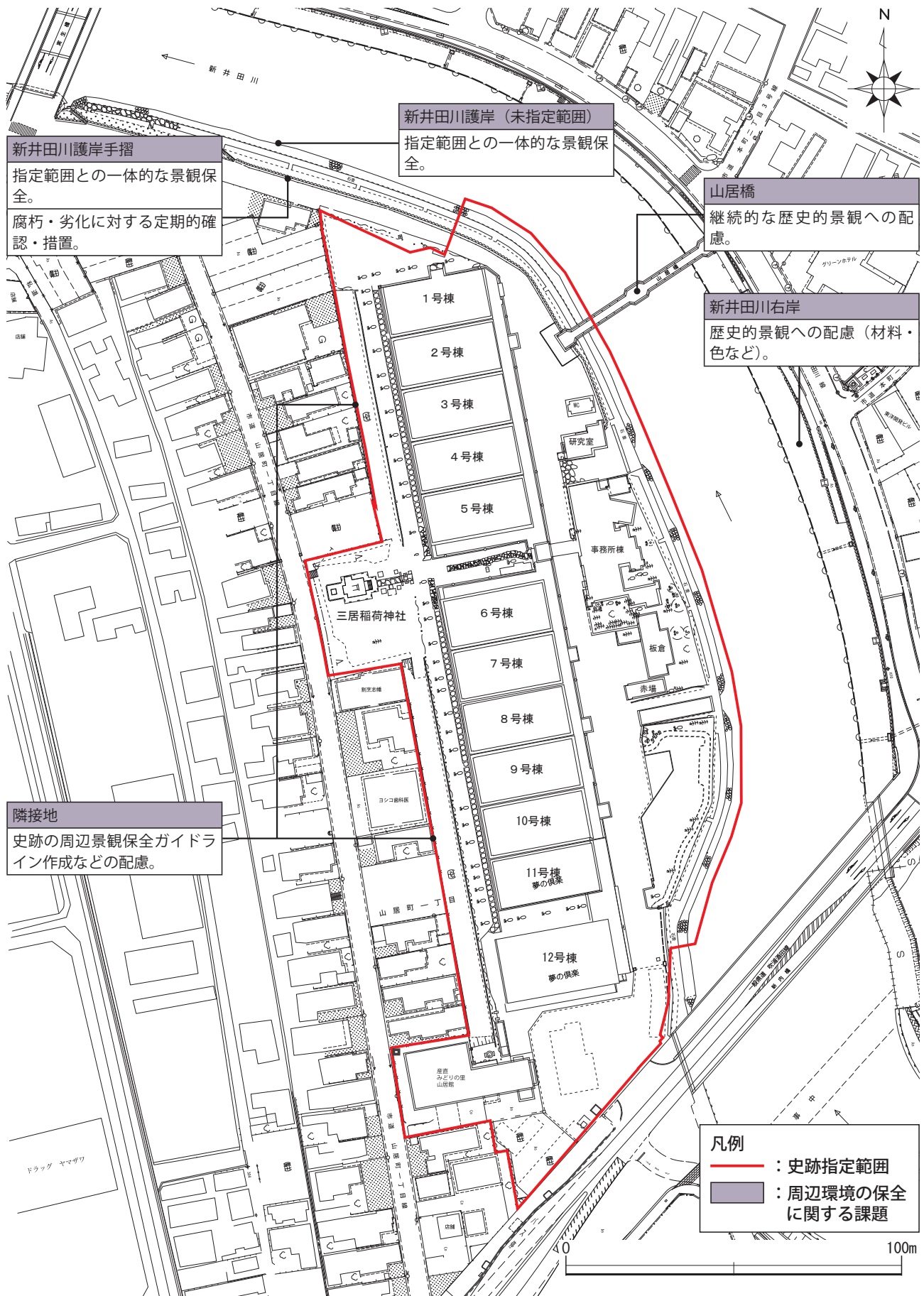


図 4-4 周辺環境の保全に関する課題 (個別事項)

表 4-4 構成要素ごとの周辺環境の保全に関する課題

| 大分類 | 小分類 | No. | 大項目 | 小項目 | 課題 | |
|-----------------|--------|---------|--------|----------|--|---|
| 本質的価値 以外の諸要素 | 建造物 | 60 | 山居橋 | | 旧橋梁の意匠を参考に、現代橋梁によって架橋された。継続的な歴史的景観への配慮が求められる。 | |
| 周辺環境を構成する諸要素 | 工作物 | 108 | 新井田川手摺 | 木製 | 指定範囲との一体的な景観保全が求められる。木材保護塗料に劣化が見受けられる。腐朽・劣化に対する定期的確認・措置が必要である。 | |
| | 河川・護岸 | 護岸共通事項 | | | | 指定範囲との一体的な景観保全が求められる。 |
| | | 109 | 新井田川護岸 | 法面石垣 | | 春～秋にかけて、ツタが繁茂する。石垣の隙間・亀裂等を広げる恐れがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。 |
| | | 110 | | 護岸根固め・松杭 | | 松杭上端に腐食が見られる。 |
| | | 111 | | 石段 | | 雑草の繁茂が見られる。史跡と一体的な除草・清掃が求められる。 |
| | 112 | 右岸護岸 | | | 指定地と川を挟んだ視点場・視対象としての相互関係にあることから歴史的景観への配慮が必要である。 | |
| | 看板・サイン | 113 | 道路誘導標識 | | | |
| | 便益施設 | 114 | バス停 | | 史跡の歴史的景観への配慮が求められる。 | |
| 電気・照明設備 | 115 | 電気・照明器具 | 引込柱 | | | |

3 活用に関する現状と課題

活用に関する現状と課題の概要・重点事項を表 4-5 に示し、以下に各項目の詳細を記述する。また、構成要素ごとの活用に関する課題は図 4-5 及び表 4-6 に示す。

表 4-5 活用に関する現状と課題（赤太字：重点事項）

| 項目 | | 現状と課題 |
|----|----------------------|---|
| 活用 | 価値と魅力の伝達 | 山居倉庫全体の来訪者数に対して「庄内米歴史資料館」の入館者数が少ないなど、市民・来訪者に対して文化財価値の十分な説明が果たせていない。 |
| | 他の文化財との連携 | 山居倉庫と市内の文化財・観光施設、他市町村との連携などが図られておらず、これらの一体的・総合的な価値と魅力が十分に創出・発信できていない。 |
| | 酒田商業高校跡地との連携 | 商業施設等として整備予定の酒田商業高校跡地との連携により、山居倉庫周辺エリアの価値を高めることが求められる。 |
| | 複数建物の積極的活用 | 予定されている市有化後は米穀倉庫及びその管理施設としての利用を停止するため、複数ある建造物（倉庫・事務所等）の活用方法を検討する必要がある。 |
| | 市民による保存意識の向上と市民参加の創出 | 活用方法が観光事業に偏重し、市民に向けた活用が図られていない。市民の共有財産であり守るべきものとしての意識向上が図られていない。 |
| | 教育・学習への活用 | 山居倉庫の文化財価値に関する教育・学習の機会、ひいては地域の愛着・誇りを醸成する機会が不足している。 |

① 観光活用

観光者数の動向は新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、「令和元年度山形県観光者数調査」を参照とする。

令和元年度における山形県の観光者数（以下：延数とする）は 45,311.7 千人（県内客：25,601.2 千人、県外客 19,710.5 千人）で、この内、名所・旧跡観光地の観光者数は 7,932.4 千人（県内客：3,782.7 千人、県外客 4,149.7 千人）である。また、庄内地域の観光者数は 12,996.3 千人で、この内、「名所・旧跡観光地」の観光者数は 1,713.3 千人、酒田市の観光者数は 2,738.8 千人である。但し、同調査では「酒田夢の倶楽（山居倉庫）」を「その他観光地」に分類

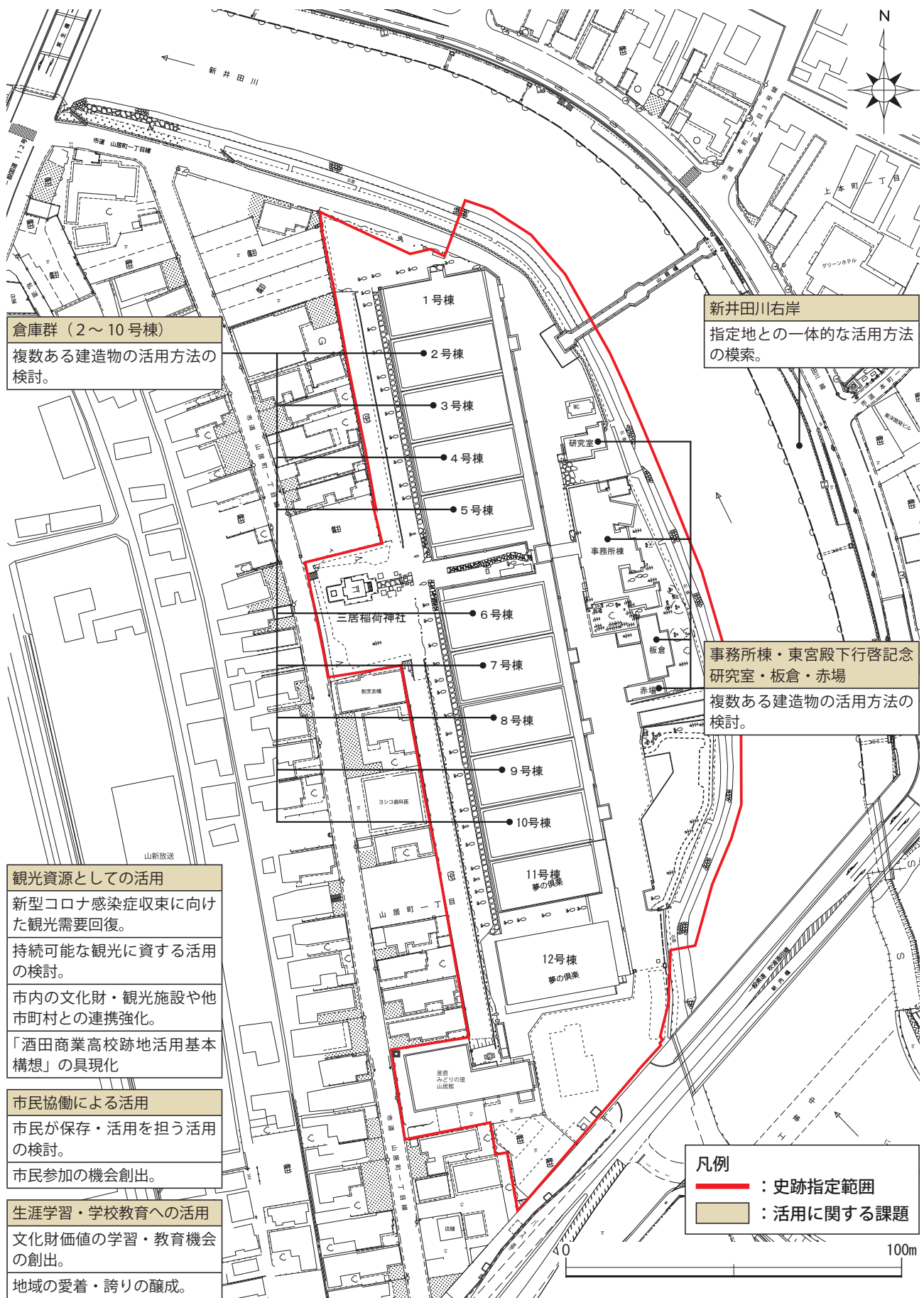


図 4-5 活用に関する課題（個別事項）

表 4-6 構成要素ごとの活用に関する課題

| 大分類 | 小分類 | No. | 大項目 | 小項目 | 課題 |
|---------------|-------|-----------|--------|------|---|
| 本質的価値を構成する諸要素 | 建造物 | 建造物共通事項 | | | 複数ある建造物の活用方法の具体的な検討が必要となる。各建造物には、公開に向けて必要な修復や耐震性能の向上が求められる。 公開に当たっては、活用（建物用途）に応じた公開範囲の設定が必要である。 また、活用（建物用途）に応じた防災・防犯設備の新設・更新が必要である。 |
| | 河川・護岸 | 河川・護岸共通事項 | | | 新井田川（護岸・荷揚場）の見学の許否について検討が必要である。 公開する場合は安全性確保が必要であり、立入制限を行う際の侵入防止措置・見学者への注意喚起については、史跡の歴史的景観を阻害しないものとする必要がある。 |
| 本質的価値以外の諸要素 | 建造物 | 61 | 小鵜飼船覆屋 | | 整備に向けて継続的な展示を実施するか検討する。 |
| | 工作物 | 62 | 小鵜飼船 | | |
| 周辺環境を構成する諸要素 | 河川・護岸 | 112 | 新井田川護岸 | 右岸護岸 | 指定地と川を挟んだ視点場・視対象としての相互関係にあることから、指定地との一体的な活用方法を模索する必要がある。 |

しているため、「名所・旧跡観光地」に含まれない。酒田夢の倶楽（山居倉庫）を訪れた観光者数は810.4千人とされ、年間観光者数は山形県内の調査対象観光地（358箇所）において十指に入る。なお、令和元年度における「庄内米歴史資料館」の入館者数は33.4千人とされ、「酒田夢の倶楽（山居倉庫）」を訪れた観光者数に対して約4%に留まる。

参考資料として「令和2年度山形県観光者数調査」の結果を以下に示す。

令和2年度における山形県の観光者数は27,511.2千人（県内客：16,461.9千人、県外客11,049.3千人）で、令和元年度から17,800.5人（39.3%）減となっている。この内、名所・旧跡観光地の観光者数は3,695.3千人（県内客：1,820.2千人、県外客1,875.1千人）である。また、庄内地域の観光者数は8,045.4千人で、この内、名所・旧跡観光地の観光者数は972.7千人、酒田市の観光者数は1,757.0千人である。但し、同調査では「酒田夢の倶楽（山居倉庫）」を「その他観光地」に分類しているため、「名所・旧跡観光地」に含まれない。酒田夢の倶楽（山居倉庫）を訪れた観光者数は448.6千人とされる。なお、令和2年度における「庄内米歴史資料館」の入館者数は13.6千人とされ、「酒田夢の倶楽（山居倉庫）」を訪れた観光者数に対して約3%に留まる。

以上によると、酒田市に訪れる観光者の約1/3は山居倉庫に訪れていることになる。このため、当史跡の活用・整備は、新型コロナウイルス感染症収束に向けた酒田市全体の観光需要回復を担うものであり、また、史跡指定と新型コロナウイルス感染症収束による一過性の観光者数の増加に留まらず、持続可能な観光に資する活用を検討する必要がある。

一方で、「酒田夢の倶楽（山居倉庫）」への観光者数に対して「庄内米歴史資料館」の入館者数が1割にも満たず、観光者に山居倉庫の文化財価値について十分な説明が果たせていない。来訪者が分け隔てなく文化財価値を理解・享受できる活用が求められる。

このほか、酒田市の観光全体を見据えた課題としては、市内に所在する文化財との連携不足が挙げられる。平成29

表 4-7 直近の観光客数

| 年 | 山形県 | | 庄内地域 | | 酒田市 | | | 割合 歴史資料館/ 夢の倶楽 (%) |
|-------|----------|--------------|----------|--------------|------------------|--------------|--------|--------------------------|
| | | 名所・旧跡 観光地 | | 名所・旧跡 観光地 | 酒田夢の倶楽 (山居倉庫) | 庄内米 歴史資料館 | | |
| 令和元年度 | 45,311.7 | 7,932.4 | 12,996.3 | 1,713.3 | 2,738.8 | 810.4 | 33,375 | 4.1 |
| 令和2年度 | 27,511.2 | 3,695.3 | 8,045.4 | 972.7 | 1,757.0 | 448.6 | 13,635 | 3.0 |

山形県観光者数調査（庄内米歴史資料館のみ同館による資料提供）
※観光客数は延数とする。単位は千人（庄内米歴史資料館のみ人）。

年（2017）4月に、酒田市を代表自治体として申請した「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」が日本遺産の認定を受けたが、山居倉庫と他の構成文化財や観光施設、他市町村との連携などが図られておらず、これらの一体的・総合的な価値と魅力が十分に創出・発信できていないため、活用の手法・仕組み・体制等における連携の強化が必要である。

② 活用事業

史跡山居倉庫には12棟の米穀倉庫が現存し、このうち2～10号棟はJA全農山形が管理運営する現役の米穀倉庫として使用されている（非公開）。残りのうち、1号棟は昭和60年以降「庄内米歴史資料館」として活用・公開されている（開館時間：午前9時～午後5時／12～2月は4時半、入館料：一般300円、中高生200円、小学生150円（20名以上団体は50円引））。11～12号棟は平成16年（2004）に「酒田市観光物産館 酒田夢の倶楽」として改装され、それぞれ一般公開・活用されている。11号棟は「ミュージアム華の館」、12号棟はレストラン「芳香亭」・軽食販売店・トイレ・管理者事務所、双方を接続する下屋部分をお土産コーナー「幸の館」として活用する。平成28年（2016）からは、夜間の新たな観光資源とするため、日没から午後10時までライトアップが行われている。

令和5年度以降の土地建物の市有化後は、2～10号棟の米穀倉庫をはじめ、事務所棟・東宮殿下行啓記念研究室・板倉・赤場等、複数ある建造物が米穀倉庫及びその管理施設としての利用を停止する。このため、市有化に向けては複数ある建造物（倉庫・事務所等）を今後どのように活用していくのか検討する必要がある。

また、山居倉庫の東側、県道353号吹浦酒田線及び新井田川を挟んだ向かいには、2024年度にかけて商業施設等として整備される予定の酒田商業高校跡地（以下：商業跡地）が所在する。酒田市が策定した「酒田商業高校跡地活用基本構想」の基本方針では、当該敷地を

「来街者にとっては、山居倉庫と連携した「にぎわいの拠点」、市民にとっては、生活利便性が向上する「日常生活の拠点」となり、山居倉庫周辺エリアに交流と日常的なにぎわいが生まれる環境を目指す。」

としており、山居倉庫の活用はこの商業跡地と連携し、同構想の基本理念・基本方針を具現化するものとなることが求められる。

③ 市民協働

上記に示したとおり、これまでの山居倉庫の活用方法は観光に偏重しており、市民が文化財価値を共有し、保護に向けた意識向上を図る機会が少ない状況にある。市有化後は、観光活用に加えて、市民が山居倉庫に集い、文化財を身近に感じられるような活用方法も検討する必要がある。

また、市民が山居倉庫の保存・活用に関わる手段が限られていることも今後の課題として挙げられる。現在実行されている市民参加の手段の1つとして「酒田市観光ガイド協会」のガイド案内が挙げられる。酒田市を訪れる観光客に歴史や見所の案内を行うもので、山居倉庫はこのガイド案内の実績が多数ある。料金は1時間1000円、予約は酒田市観光ガイド協会が所属する酒田観光物産協会宛てに電話・FAX・メールのいずれかで申込を受け付けており（ガイド希望日の5日前まで要予約）、電話の場合はコース希望などの応相談が可能となっている。現在、同協会に在籍するガイドは約30名ほどであるが、今後はガイドの増加、特に若者の参加が望まれる。

このほか、指定地の維持管理（除草・清掃）など、市民の善意による保護活動も行われるが、全体として活動は低調であり、文化財保護に関する資金調達、防災・防犯に関するボランティアなど、市民が担うことができる様々な保護活動が考えられる。山居倉庫を市民の共有財産として保存・活用していくためには、市民の保存・活用に対する意識向上と積極的な参加を得る必要性があり、今後、より多く様々な側面における保護活動の手段と市民参加の機会創出に取り組む必要がある。

④ 生涯学習・学校教育

山居倉庫の歴史的背景や文化財価値については、市内生涯学習施設において公開講座を開き広報に努めている。また、県内外・小中学校の地域学習や修学旅行の受入れ等を行っている。

このような中で、現在、史跡地において山居倉庫の文化財価値を十分に理解するためには有料施設（「庄内米歴史資料館」）への入館が必須であり、全ての来訪者が文化財価値を理解・享受している状況にない。外部にも解説板は配置されるが、局所的なものに留まっており、全体的な計画性に乏しく、山居倉庫全体の史跡価値を十分に説明できていない。観光目的による来訪者にも最低限の文化財価値を伝え、その興味関心を深めるためには有料施設への入館を促すといったような、文化財解説に関する総合的な展示計画の策定が必要である。

また、史跡におけるガイダンス以外にも、学校教育活用に向けた出前授業や観光ボランティアの体験授業、生涯学習活用に向けた市民歴史講座・シンポジウム・講演会の開催などによって、各世代に向けた山居倉庫への誇りと愛着の醸成が求められる。

4 整備に関する現状と課題

整備に関する現状と課題の概要を表4-8に示し、以下に各項目の詳細を記述する。また、構成要素ごとの整備に関する課題は図4-6及び表4-9に示す。

表4-8 整備に関する現状と課題（赤太字：重点事項）

| 項目 | | 現状と課題 |
|------|-----------|--|
| 景観整備 | 遊歩道（石畳） | 土壌表層部の硬化がケヤキ並木の樹勢衰退の一因と推定されており、石畳の撤去、表層部への影響の少ない遊歩道への変更が必要となっている。 |
| | 歴史的景観との調和 | 後の整備によって付加された景観要素の修景が求められる。 |
| | 庭・緑地・樹木 | 切株や実生木、後の整備によって付加された植栽について、史跡における保存管理上の取り扱いが定められていない。 |
| 交通 | 駐車場 | 曜日・時間によって混雑が見られ駐車枠の不足が発生している。今後、史跡を積極的に活用し観光者の増加を見込むためには、駐車場用地の確保が急務である。 |
| 便益施設 | 水道管・消火栓 | 個人所蔵管の埋設、普通铸铁管の老朽化、配水管のループ化などの諸問題があり、水需要量と消防水利を踏まえ、更新の検討が必要である。 |
| | トイレ | 活用・整備に伴い観光者の急増が見込まれ、トイレの増設が必要となる場合は、設置場所の検討及び史跡の歴史的景観への配慮が求められる。 |
| | 看板・サイン | 役割が重複しているもの、史跡の歴史的景観に配慮されていないもの、有効に活用されていないもの、文字等が認識できない劣化の進んだもの等が散見される。 |

（1）景観整備に関する現状と課題

① 舗装

指定地の観光駐車場～倉庫群東側は（庭園部分を除いて）アスファルト舗装を主体とする。今後、史跡の歴史的景観との調和を図ることを視野に入れた舗装の変更を検討する。

② 遊歩道（石畳）

ケヤキ並木の下に設置された遊歩道（石畳）は、現在の山居倉庫において、倉庫群・ケヤキ並木と一体的な景観要素として認知されているが、歴史的根拠に基づいた整備ではなく、史跡価値の理解に対して誤解を生じている可能性も否定できない。また、観光者の増加に伴って、ケヤキ並木の根茎保護のために設置されたものであったが、石畳の設置と多数の歩行者による土壌表層部の硬化がケヤキ並木の樹勢衰退の一因と推定されており、石畳の撤去と表層部への影響の少ない遊歩道への変更が必要である。

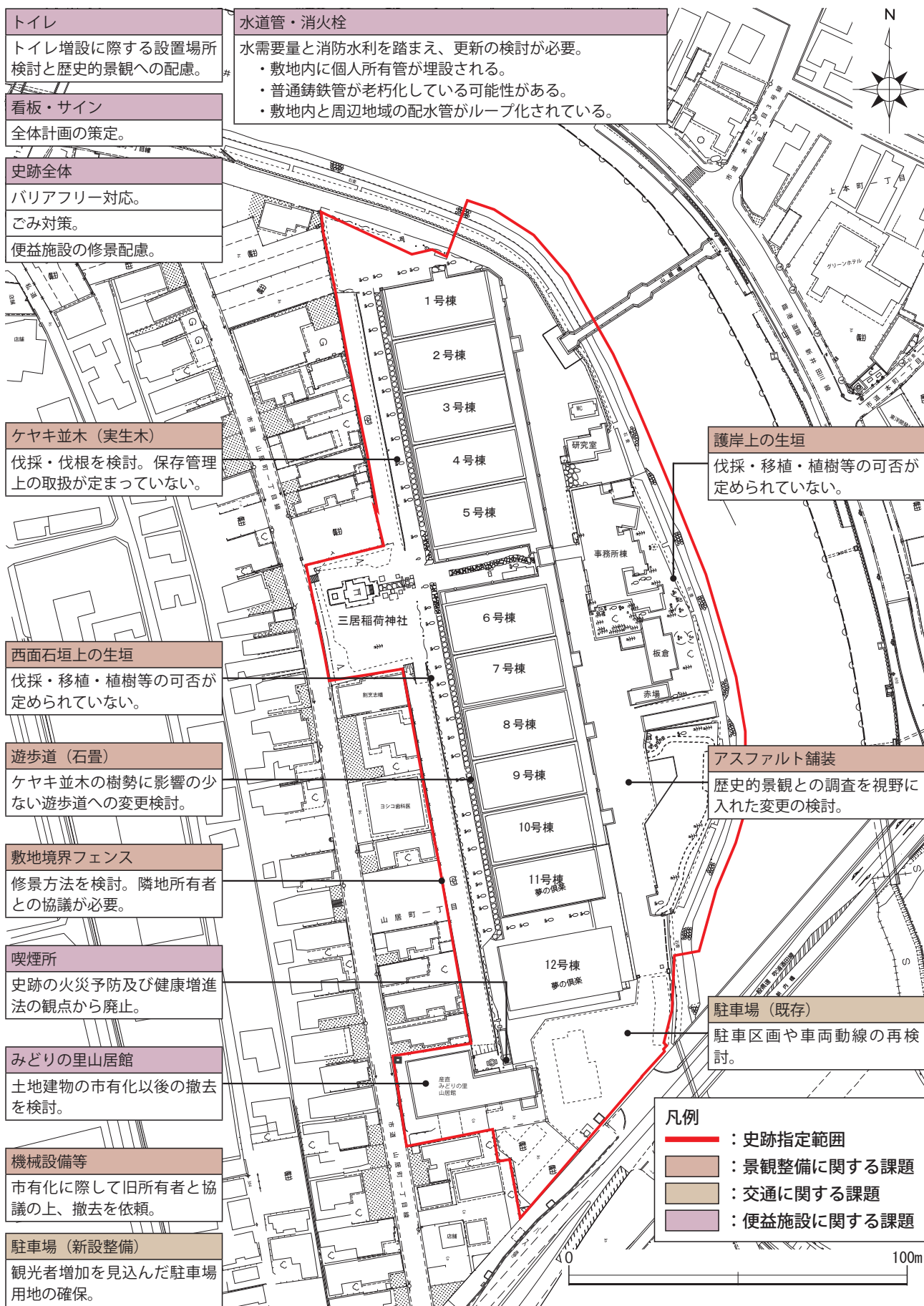


図 4-6 整備に関する課題（個別事項）

表 4-9 構成要素ごとの整備に関する課題

| 大分類 | 小分類 | No. | 大項目 | 小項目 | 課題 |
|-------------|-------------|------------|------------|-------------------------------|--|
| 付加・整備された諸要素 | 土地・地形 | 64 | 舗装 | | 史跡の歴史的景観の保全に向けて、史跡の歴史的景観との調和を図ることを視野に入れた舗装の変更を検討する必要がある。 |
| | | 65 | 観光駐車場 | | 曜日・時間によって混雑が見られ駐車枠が不足する事態が発生しているため、今後、史跡を積極的に活用し観光者の増加を見込むためには、駐車場用地の確保が急務である。 |
| | | 66 | 遊歩道（石畳） | | 樹勢衰退の一因の可能性も指摘されている。検討の上、必要に応じて撤去を視野に入れる。なお、撤去の場合、ケヤキ並木根茎保護のため、別途遊歩道が必要となる。 |
| | | 67 | 12号棟脇石張り舗装 | | 石張り舗装は歴史的根拠に従った整備ではないことから、観光駐車場や12号棟を大きく改変・整備する際には舗装の変更を視野に入れる必要がある。なお、他の倉庫整備において、当該石張り舗装との調和を規範としないよう留意する。 |
| | 建造物 | 69 | みどりの里山居館 | | 土地建物の市有化以後の取扱（撤去を含む）について検討が必要である。 |
| | | 70 | 駐輪場・喫煙所 | | 駐輪場は有効に活用されているが、喫煙所は史跡の火災予防及び健康増進法の観点から廃止が求められる。 |
| | | 71 | 公衆便所 | | 活用・整備に伴い観光者の急増が見込まれ、トイレの増設が必要となる場合は、設置場所の検討及び史跡の歴史的景観への配慮が求められる。 |
| | 工作物 | 72 | 新井田川手摺 | 木製 | 定期的な塗装補修が求められる。 |
| | | 74 | 敷地境界 | フェンス | 修景方法について検討する必要がある。 |
| | | 75 | 百葉箱 | | 備蓄米保管のために必要な気象観測施設を歴史的景観として捉え、保存すべきものか検討する必要がある。定期的な塗装補修が求められる。 |
| | 庭園・樹木 | 76 | 緑地公園 | | 芝生の生育管理に努める必要がある。 |
| | | 77 | 生垣 | 西面石垣上 | 成育管理を行い、生垣の機能保持を図る必要がある。 |
| | | 78 | | 東面護岸上 | |
| | 看板・サイン | 看板・サイン共通事項 | | | 役割が重複しているもの、史跡の歴史的景観に配慮されていないもの、有効に活用されていないもの、文字等が認識できない劣化の進んだもの等が散見される。サインに関する総合計画が求められる。 史跡指定以前に設置されたものは、史跡の歴史的景観に配慮したものへの変更が求められ、今後新設するものも併せて、歴史的景観への配慮が必要となる。 |
| | | 80 | 看板・サイン | 解説板 | 屋外における解説板は局所的なものに留まり、史跡価値を十分に説明できていない。屋外に設置する文化財の解説板については、全体計画が求められる。 |
| | | 84 | | デジタルサイネージ | 積極的な活用を検討する。 |
| | | 85 | | 顔出しパネル | 設置場所の適否や撤去について検討が必要である。 |
| | | 86 | | 注意喚起板 | 文化財の保存・活用に関するもの、山居倉庫や個別施設の管理・運営に関するものが混在している。 |
| | | 87 | | 危険物標識 | 継続的な設置が必要なもの、所有が酒田市へ移行した場合に不要となるものなど整理が必要である。 |
| 便益施設 | 90 | 自動販売機 | | 既存・新設するものについて、修景（色調の調和）を検討する。 | |
| 電気・照明設備 | 電気・照明器具共通事項 | | | 省エネ対応としてLED照明への変更を検討する。 | |

| 大分類 | 小分類 | No. | 大項目 | 小項目 | 課題 |
|-------------|------|-----|-------|-----------|---|
| 付加・整備された諸要素 | 機械設備 | 102 | 屋外機械類 | クーリングタワー | 米穀倉庫としての利用が停止されると不要になる。市へ所有が移る際に撤去を検討する必要がある。但し、倉庫を低温倉庫として継続的に活用する場合は存置も視野に入れる。 |
| | | 103 | | 空調室外機 | 室外機を直接露出しているものについては修景が必要である。 |
| | 燃料 | 104 | 燃料置場 | プロパンガスボンベ | 活用に応じて、燃料の変更を検討する必要がある。 |
| | | 105 | | 灯油タンク | |
| | 防災設備 | 106 | 消火栓 | | 指定地内には個人所有管の埋設が確認されている。また、普通鋳鉄管が使用され、これらが老朽化している可能性が極めて高い。敷地周辺の水道管を確認すると、指定地内と周辺地域の配水管がループ化している範囲がある。水需容量と消防水利を踏まえると、指定地の水道管については更新の検討が必要である。 |
| | | | | 107 | 消火器具置場 |

③ 庭園・樹木

指定地内に点在する実生木は意図して植栽したものではないため伐採・伐根を検討しているが、保存管理上の手続きが定められていない。また、新井田川護岸・西面石垣の法肩に植栽された生垣等、史跡の本質的価値に関わらない植栽については、伐採・移植・植樹等の可否が定められていない。

④ 敷地境界フェンス

指定地西面（三居稲荷神社南側～「みどりの里山居館」）に敷地境界フェンスが設置される。「みどりの里山居館」周辺は、史跡の歴史的景観に配慮した色調である一方、三居稲荷神社南側は史跡の歴史的景観に配慮されていない。修景方法について検討が必要であるとともに、隣地所有者との協議が必要となる。

⑤ 機械設備等

倉庫内外部に設置された機械設備（冷房機等）については、市有化に際して旧所有者と協議の上、撤去を依頼する。

(2) 交通に関する現状と課題

① 駐車場

敷地南端に山居倉庫への来訪者用駐車場が設けられるが、曜日・時間によって混雑が見られ駐車枠が不足する事態が発生している。なお、史跡地内の駐車場への出入りは市内幹線道路の1つである県道353号吹浦酒田線に接しており、渋滞への対応として誘導員を配置している。

史跡地内で（特に大型バスについて）駐車場の増加が困難であることから、今後、史跡を積極的に活用し観光者の増加を見込むためには、駐車場用地の確保が急務である。

なお、敷地内には観光駐車場と管理者用駐車場との境界や市道山居町一丁目線からの侵入防止として車止めが設置されている。整備・活用に向けては、これら駐車区画や車両動線の再検討も必要である。

② 公共交通

「酒田駅前」から「山居倉庫前」のバス停に至る公共交通として、庄内交通株式会社による路線バスと酒田市福祉乗合バス（るんるんバス）が運行している。

③ その他交通手段

酒田駅前観光案内所（ミライニ内）をはじめ市内各所で観光自転車の貸出し（無料）が行われている。車両台数は

157台（内60台は飛島に配置）、貸出時間は9時から（返却時間は貸出所によって異なり酒田駅前観光案内所は18時半まで）、要当日返却、返却は全ての貸出所で受付（借りた貸出所でなくても構わない）、予約不可（台数に限りがあり自転車が無い場合もある）となっている。なお、JR酒田駅から山居倉庫までは約2kmの道程となる。

（3）便益施設等に関する現状と課題

① みどりの里山居館

指定地南西隅にはJA全農山形が管理運営する農産物直売所「みどりの里山居館」が位置する。野菜・果物・生産者手作りの加工品・惣菜等を販売する施設であるが、建物は史跡の歴史的・文化的価値と無関係であり、土地建物の市有化以後は撤去も視野に入れる。

① 水道管・消火栓

指定地内には個人所有管の埋設が確認されている。また、普通铸铁管が使用され、これらが老朽化している可能性が極めて高い。敷地周辺の水道管を確認すると、指定地内と周辺地域の配水管がループ化している範囲がある。水需容量と消防水利を踏まえると、指定地の水道管については更新の検討が必要である。

② トイレ

山居倉庫は史跡指定以前から観光地として整備が行われてきた。トイレは12号棟「酒田市観光物産館 酒田夢の倶楽」と、山居橋南袂に単体建物（公衆便所）が設置される。山居橋南袂のものは男子トイレ内部が吹き放しで、利用者への配慮が求められる。また、現時点でトイレ増設の要望は無いが、活用・整備に伴い観光者の急増が見込まれ、トイレの増設が必要となる場合は、設置場所の検討及び史跡の歴史的景観への配慮が求められる。

③ 休憩施設

11号棟・12号棟の間にあるケヤキ並木の下は、ウッドデッキ、木製ベンチ、アルミ製テーブル・椅子等が設置され、オープンテラスとして整備・活用されている。指定地東面南側（新井田川沿い）には緑地公園が整備されており、芝地・遊歩道・ベンチ等が配される。また、史跡内各所には見学者の動線に沿ってベンチが置かれ、休憩場所として提供されている。

④ 看板・サイン

観光地としての整備により、多種多様な看板・サイン類が設置される。これらの中には役割が重複しているもの、史跡の歴史的景観に配慮されていないもの、有効に活用されていないもの、文字等が認識できない劣化の進んだもの等が散見される。

⑤ バリアフリー対応

車いす等を利用して史跡及び各建造物内部を見学できるよう、段差解消等のバリアフリー対応が求められる。

⑥ ごみ

来訪者等によるごみについては、店内及び自動販売機利用によるものを除き、受け付けていない。今後とも来訪者等の増加に対して、ごみの持ち帰り等のマナー啓発によって、ごみの減少を図る。

⑦ 喫煙

駐車場西側に駐輪場兼喫煙所が設けられる。史跡の火災予防及び健康増進法の観点から、史跡地内禁煙（火気厳禁）とする必要がある。

⑧ その他

史跡に付加・整備される便益施設については、歴史的景観を阻害しないものとなるよう修景等の配慮が必要である。

第5章 大綱・基本方針

1 大綱

史跡山居倉庫を今後とも保存し活用していくため、望ましい将来像を以下のように考えます。

| |
|--|
| ○ 山居倉庫に関する調査研究を継続的に実施し、山居倉庫の価値を一層明らかにするとともに、価値の保存や活用の基本とします。 |
| ○ 史跡山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素の保存・活用を図り、後世へ確実に引き継いでいきます。 |
| ○ 史跡の防災や、災害時の来訪者の安全のために必要な施策に取り組みます。 |
| ○ 山居倉庫の歴史的・自然的環境の維持・保全に努め、山居倉庫からの眺望や市街地から眺望に配慮した景観形成を図ります。 |
| ○ 調査成果に基づく活用を図ることにより、市民や子どもたちが酒田の歴史に親しみ学び、観光客がより一層楽しめる機会を創出します。 |
| ○ 山居倉庫の保存と活用を推進し、山居倉庫の価値と魅力を伝えることにより、地域の文化財としての意識を高め、山居倉庫の価値を市民や関係諸団体など多様な関係者と連携し、酒田市のまちづくりや交流人口の拡大に寄与します。 |
| ○ 史跡の保存と活用を推進するために必要な組織、体制を継続するとともに、事業遂行にあたっては市民や関係諸団体との連携を図ります。 |

2 基本方針

(1) 保存

- ① 史跡山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素である各建造物・工作物などを保存するとともに、樹木などの自然環境を保全し後世に継承します。
- ② 日常の維持管理を継続し、史跡を適切な状態に保つとともに、定期的にモニタリングを行い、史跡の状況把握に努めていきます。
- ③ 保存のための調査研究を継続して行います。
- ④ 災害に対する各建造物等の防災対策を進めていきます。
- ⑤ 現状変更に関する方針を定め、適切に運用します。

(2) 周辺環境

- ① 史跡指定地に含まれていない新井田川護岸や隣接地などについては、史跡指定地と一体的に景観保存に努めていきます。

(3) 活用

- ① 山居倉庫保存のための調査研究を計画的に継続して行うとともに、山居倉庫の魅力や調査の成果の積極的な公開・情報発信に努めます。

- ② 山居倉庫の価値を多様な来訪者や市民に対し、分かりやすく伝えるための環境を整えます。
- ③ 酒田の歴史について市民や子どもたちが学ぶ機会を創出します。
- ④ 災害時の来訪者の安全対策に努めます。
- ⑤ 山居倉庫を観光資源として活かし、地域社会・地域経済を活性化させるまちづくりへつなげる施策について検討していきます。
- ⑥ 山居倉庫とその周辺の整備予定地との連携を図り、多様な交流や賑わいを生み出すような活用を進めていきます。
- ⑦ 市内にある他の文化財と一体となった活用を図ります。

(4) 整備

- ① 保存と活用のために、山居倉庫整備計画を策定します。
- ② 整備事業の計画立案にあたっては、調査成果を十分に検討し、史跡の価値の正しい理解につながるようにします。
- ③ 計画の実施にあたっては、その進捗状況を定期的に検証し、必要に応じて課題の解決を図ります。
- ④ 保存活用計画の推進にあたっては、教育委員会を中心に、関係する市の部局間における連絡調整を緊密に行います。
- ⑤ 文化庁、山形県教育委員会等関係機関との連絡調整を適切に行うとともに、山居倉庫に関わる諸団体との連絡調整を緊密に行います。
- ⑥ 保存活用計画の推進にあたり、市民協働に努めます。

3 史跡の保存・整備における年代設定

山居倉庫の保存・整備に向けては、史跡の将来像として目指すべき基本的な年代を設定する。

山居倉庫は、明治26年(1893)の取引所法制定に合わせて発足した株式会社酒田米穀取引所の附属倉庫として建設された。預米に対し米券(預米証券・倉荷証券)を発行したことから米券倉庫とも称され、山居倉庫の米券は全国各地に存在した米券倉庫の中でも最も有名かつ高い信用を得ていたという。

建設に当たっては、保管する米穀を舟運で流通させる上で便が良く、米穀を火災や河川増水等の災害から守るために適した敷地の選択・造成が行われた。また、防災・防犯・防湿・通風・換気・断熱などの機能性を持つ複数棟の倉庫を建設するとともに、周辺環境の整備によって防風・遮熱が試みられ、技術的な創意工夫によって米穀の品質維持を実現した。現在の各管理施設は度重なる増築が行われた姿を有しており、米穀管理倉庫としての機能性の高さとともにこれに伴う運営体制の強化を示すものといえる。

昭和14年(1939)の「米穀配給統制法」の発布により米券倉庫としての歴史は一旦の終焉を迎えたが、以後も農業協同組合が管理する米穀の低温倉庫として使用が続けられた。山居倉庫の歴史的・文化的な価値は、創建当初から現在に至るまで100年以上に渡り、一貫して庄内地方で作られた米穀を高い品質で維持・保管するための米穀倉庫としての歴史を刻み続けてきたことにあるともいえる。

以上に鑑み、山居倉庫の保存・整備では、上記で示した

- ・米穀流通の歴史的経緯の中で我が国を代表する米券倉庫として存在した歴史性
- ・米穀の品質を維持するための施設全体の機能性
- ・創建当初から現在に至るまで庄内米と米作の歴史と共に歩んだ象徴性

の3点について後世へ継承する必要があると考える。

よって、将来像として目指すべき本史跡の姿は、現在に至るまでの敷地・施設・運営の変遷を価値と見なし、現状を維持することを目指すこととする。

なお、上記の年代設定はすべての諸要素を該当の年代に復原・整備することを定めたものではなく、各諸要素が置かれた状況と史跡全体の保存活用計画・整備計画と内容等を照合し検討・判断を行うこととする。設定年代以外による整備の具体例を以下に示す。

- ① 諸要素の保存状況や調査成果により、当初または中古への復原がふさわしいと判断される諸要素については、設定年代を遡った意匠による整備を認める。但し、この場合は展示解説等によって復原年代を明確に示すことを前提とする。
- ② 資料調査や保存修理工事の成果によって、建造物の用途や形式の変遷がより具体的に明らかとなった際は、詳細な検討を行い整備の姿を定めていく。
- ③ 成立の年代に関わらず、史跡の構成要素として重要なものは保存の対象とする。
- ④ 活用に応じて新たに設けられる諸要素については、史跡の本質的価値や史跡全体の歴史的景観を損なうことのない意匠による整備を前提とする。

第6章 保存（保存管理）

1 保存の方向性

山居倉庫は、明治26年（1893）に株式会社酒田米穀取引所の付属倉庫として、酒田市街地の南東を流れる新井田川の左岸、鶴渡川原村山居（現山居町一丁目）に建設された。当時、米の大量輸送はすべて船によるものであったため、新井田川を下ると最上川河口に合流し、すぐに港につながる利便性の高い当該敷地が選ばれた。建設は元々河原だった土地に約3.6mの盛土工事を実施する所から始まり、周囲を石垣で固め、倉庫の各礎石下に2間（約3.6m）の松丸太杭を打ち込んだ。造成された敷地には、防災・防犯・防湿・通風・換気・断熱などの機能性を有する倉庫が複数棟建築され、大正15年（1926）までに12棟の倉庫、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、三居稲荷神社など現存建物の整備が行われた。倉庫西側には、日本海からの強い西風と夏の直射日光を遮り、倉庫内の温度を一定に保つ目的でケヤキ並木が植えられている。

山居倉庫の本質的価値の象徴的な部分は保管された米穀を災害・犯罪から守るとともに、品質低下を防ぐための様々な建築技術や環境整備にあるといえる。

これらの山居倉庫の価値を保存し、構成に継承するためには、本質的価値を構成する「①土地・地形」「②建造物・工作物」「③庭園・樹木」「④河川・護岸」の保存管理に取り組み、歴史的景観を維持していく必要がある。

土地・地形は現状維持を基本とし、山居倉庫創建時の造成に関する遺構と発展・変遷に伴って失われた施設等の地下遺構を保護することで、文化財価値を維持し後世に継承する。現存する建造物・工作物は適切な修理・維持管理によって良好な状態を保つ。庭園・樹木については、定期的な剪定管理を行うことで適切な状態を保つとともに、樹勢維持に関するモニタリングを実施する。河川・護岸は変状・劣化に関するモニタリングを行い崩落等に直結する危険性が認められる場合は修復を検討する。

史跡山居倉庫の保存管理においては、これら本質的価値を構成する諸要素の総合的な保存管理を行うことで、歴史的・文化的景観を維持し、史跡全体の価値を高めることとする。

保存の基本方針（第5章再掲）

- ① 史跡山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素である各建造物・工作物などを保存するとともに、樹木などの自然環境を保全し後世に継承します。
- ② 日常の維持管理を継続し、史跡を適切な状態に保つとともに、定期的にモニタリングを行い、史跡の状況把握に努めていきます。
- ③ 現状変更に関する方針を定め、適切に運用します。

2 保存管理の方法

（1）調査

山居倉庫の歴史資料は、酒田市教育委員会：『山形県酒田市文化財調査報告書 山居倉庫 文化財調査報告書』（2020.9、以下：『山居倉庫報告書』とする）の編集において一応の整理が行われているが、個人所有の資料収集、建造物、工作物、石垣、護岸等も含めて、今後も調査研究を継続し、保存管理に反映していく。

（2）土地・地形の保存管理

本質的価値を構成する土地・地形の保存管理は現状維持を基本とし、自然的要因による地形の変化に注意する。

創建時における土地の造成と施設の変遷に伴う地下遺構の保護に鑑み、災害対応等で止むを得ない場合を除き、人

為的な地形の改変は原則認めない。上記に伴って、土地の形質の改変・地下遺構の破壊に繋がる恐れがある行為（指定地における建造物・工作物の新設、既存建造物の増築、樹木の植樹など）は原則認めない。但し、文化財を保護するために必要な措置（地下遺構の保護盛土など）、科学的根拠に基づく復原、防災・防犯等に必要な改変（雨水排水の改善等）、活用に応じて必須となる施設・設備等の新設等については、地下遺構の調査を前提に現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。

創建当初の土地造成を示す西面石垣については、変状・劣化等に関するモニタリングを行い崩落等に直結する危険性が認められる場合は修復を検討する。

舗装等の改変については、地下遺構の保護、歴史的・文化的景観との調和を前提としたものに限ることとし、整備における影響範囲に鑑みて、現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。

上記のほか、本質的価値の保存、見学者等の安全確保、適切な活用を目的とした整備に必要な行為については、その内容に応じて史跡価値の保護を前提とした現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。その際、各種整備においては、現状変更等を必要最小限に留めるものとする。

史跡の歴史的景観を保全するため、落葉が溜まりやすい場所（特に建物周辺）は日常的な清掃に努め、また、除草管理等にも努める。

（3）建造物・工作物の保存管理

本質的価値を構成する建造物・工作物の保存管理は、現状の姿を保つことを前提とし、災害対応等で止むを得ない場合を除き、移築・撤去を認めない。

本質的価値を構成する建造物・工作物は、活用・整備に向けた保存状態の詳細調査を実施し、劣化・破損が確認された際には、状況に応じた適切な修復によって良好な状態を継続的に保つ。安定的な存続が危惧される程の著しい劣化・破損等が確認された場合には、解体工事を含む根本的な修復の措置を検討する。また、必要に応じて、科学的根拠に基づく復原、活用または防災・防犯に必要な改修・整備を行うことで、史跡を構成する諸要素として価値の維持向上を図る。

科学的根拠に基づく復原や活用に必要な改修整備に伴い、建造物の規模・構造・意匠等を変更する際は、文化財価値の保護を前提とした現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。但し、活用に必要な改修整備においては、現状変更等を必要最小限に留めるものとする。この際、現状変更等で付加される造作材や設備等は、後世の復原に際して容易に撤去できる形式とする。なお、補修・維持管理に関する行為（同素材・同形状による部分的な補修等）は軽微な変更として現状変更等に含まない。

活用に向けては、耐震診断と診断結果に伴った耐震補強を計画し、また、活用の用途に伴っては、各種法令適合について確認することで利用者の安全を確保する。

本質的価値以外の建造物・工作物、または付加・整備された建造物・工作物については、撤去のみを認めることとする。撤去に際しては、地下遺構の調査を前提とし、影響範囲を最小限に留めることとする。

指定地には建物よりも高い樹木が多数存在する。落葉が堆積する場所（屋根面・樋・雨落ち側溝等）については、木部の腐朽や雨水排水の機能不全を予防するため、定期的な清掃を計画・実施する。また、建造物の保存に影響のある草木（ツタ）については、定期的な伐採を行い、繁茂抑制に努める。

（4）庭園・樹木の保存管理

庭園・樹木の保存管理においては、理由なき樹木の伐採・移植・植樹は原則認めない。伐採・抜根等の必要性が生じた場合は、その理由を併せて現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断し、許可のあった場合は対象樹木の実地管理記録を作成した上で実施する。なお、枝葉の剪定など、維持管理の行為は現状変更等に含まない。

疫病・虫害被害（マツクイムシ等）について、モニタリングを実施し、予防対策、保護対策を講じる。枯死や自然災害（雪害や風害）による倒木、または倒木の危険性のある樹木など、早期対応が求められるものについては、速やかに撤去を行い、事後、現状変更等の報告を行う。指定地内の樹木を枯死・自然災害等の理由で伐採・抜根・撤去した場合は、同一種を植樹することで歴史的景観の維持を図る。

積雪による枝折れ被害が想定される樹木については、雪囲い・雪吊りなどの冬季管理を徹底する。

（5）護岸・河川の保存管理

本質的価値を構成する護岸・河川の建造物・工作物等の保存管理は、現状の姿を保つことを前提とし、災害対応等で止むを得ない場合を除き、移設・撤去を原則として認めない。石造の荷揚場・護岸法面・根固め等は変状・劣化等に関するモニタリングを行い崩落等に直結する危険性が認められる場合は修復を検討する。

モルタルで補修された護岸法面については、当面は現状維持の方針とする。必要に応じて、科学的根拠に基づく復原や歴史的景観に適した修景を行うことで、史跡を構成する諸要素として価値の維持向上を目指す。なお、法面には時期によってツタの繁茂が認められる。目地に根を張ることで石垣の緩みを招く恐れがあるため、定期的な伐採を行い、繁茂抑制に努める。

（6）保存管理の取扱い

史跡を構成する諸要素の現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う場合には、関連法規・条例及びこれらと緊密な関連の下に定められた諸計画の適正な運用・実施を行う。

整備完了後に山居倉庫の活用を担う事業者等に対しては、文化財保護に関する規制の周知徹底を図り、各種行為を制限する。また、指定地内の環境を維持し、諸要素の劣化・破損等を防ぐため、落葉の除去、雑草等の繁茂抑制をはじめとする清掃や剪定等の日常的な管理に努めるとともに、モニタリングや防犯パトロールの計画・実施、冬季管理の徹底等、改変・破損等の予防対策、保護対策を講じ、未然に防ぐ体制を整える。

本計画で判断できない事案が発生した場合には、活用事業者等関係者の意見聴取や、文化庁と山形県教育庁文化財・生涯学習課との協議を踏まえて対応する。

3 構成要素ごとの保存管理の方法

上記した山居倉庫における保存管理の方法に鑑みて、表 6-1 に構成要素ごとの保存管理を示す。

表 6-1 構成要素ごとの保存管理の方法

| 大分類 | 小分類 | No. | 大項目 | 小項目 | 保存管理の方法 |
|---------------|-------|-----------|-------------|-----------|--|
| 本質的価値を構成する諸要素 | 土地・地形 | 土地・地形共通事項 | | | <p>現状維持を基本とし、自然的要因による地形の変化に注意する。災害対応等で止むを得ない場合を除き、人為的な地形の改変は原則認めない。</p> <p>土地の形質の改変・地下遺構の破壊に繋がる恐れがある行為（建造物・工作物の新設、既存建造物の増築、樹木の伐採・植樹など）は原則認めない。但し、以下の行為は地下遺構の調査を前提に現状変更等の審議・検討を行い実施の可否を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財を保護するために必要な措置（地下遺構の盛土保護等） ・科学的根拠に基づく復原 ・防災・防犯等に必要な改変（雨水排水の改善等） ・活用に応じて必須となる施設・設備等の新設 など <p>舗装の改変については、地下遺構の保護、歴史的・文化的景観との調和を前提としたものに限る。</p> <p>建物周辺（特に落葉が溜まる場所）は清掃を計画・実施する。また、雑草の繁茂抑制（除草管理等）に努める。</p> |
| | | 1 | 土地 | | エロージョン（表土流出）による地形の変化についてモニタリングを行い、大幅な変化が認められる場合は防止措置を検討する。 |
| | | 2 | | 地下遺構 | <p>創建時の土地造成と施設の変遷に伴う地下遺構を保護する。</p> <p>発掘調査は文化財価値向上を目的とする全体計画を策定の上で実施する。</p> <p>重要な地下遺構が検出された場合は、保護の措置を取る。</p> |
| | | 3 | 三居稲荷神社 | 境内（土地） | 神域・境内としてふさわしい景観を保存する。 |
| | | 4 | | 参道 | 現状維持とする。幅員や高さの改変は原則認めない。 |
| | | 5 | 西面石垣 | 北側（空積） | <p>現状維持を基本とし、災害防止で止むを得ない場合を除き、改変を認めない。</p> <p>変状・劣化等に関するモニタリングを行い、崩落等に直結する危険性が認められる場合は修復（局所的な積み直し等）を検討する。</p> |
| | | 6 | | 南側（練積） | <p>科学的根拠に基づく復原、防災・防犯等に必要な改変によって石垣の構造・意匠等を変更する際は、現状変更等の審議・検討を行う。</p> |
| | 建造物 | 建造物共通事項 | | | <p>現状の姿を保つことを前提とし、災害対応等で止むを得ない場合を除き、移築・撤去は認めない。</p> <p>活用・整備に向けた保存状態の詳細調査を実施し、破損状況に応じた適切な修復により良好な状態を保つ。</p> <p>耐震診断と診断結果に伴った耐震補強を行う。</p> <p>必要に応じて、科学的根拠に基づく復原、活用または防災・防犯に必要な改修・整備を行うことで、価値の維持向上を図る。上記の改修・整備においては、現状変更等を必要最小限に留め、後世の復原に際して用意に撤去できる形式とする。</p> <p>補修・維持管理に関する行為（同素材・同形状による補修）は軽微な変更として現状変更等に含まない。</p> <p>建物よりも高い樹木が多いため、落葉が堆積する屋根面・樋・雨落ち側溝等の定期的な清掃を計画・実施する。</p> |
| | | 20 | 山居稲荷神社 | 社殿（本殿・拝殿） | 木部の腐朽が見られる。修復工事を計画・実施する。 |
| | | 21 | 事務所棟 | | ツタの伐採、繁茂抑制を計画・実施する。 |
| | | 23 | 東宮殿下行啓記念研究室 | | |
| | | 24 | 板倉 | | シャッター等改造部分の復原または修景を行う。 |

| 大分類 | 小分類 | No. | 大項目 | 小項目 | 保存管理の方法 |
|---------------|-------|-----------|------------|--|---|
| 本質的価値を構成する諸要素 | 工作物 | 工作物共通事項 | | | 現状維持を基本とし、災害対応等で止むを得ない場合を除き、移設、撤去等の改変は原則認めない。 劣化・破損が著しいものについては、保存修理や劣化防止処理の対象とする。 著しい劣化等により、屋外での継続設置が困難な状況となったものは設置箇所等を記録の上、屋内施設への収蔵を検討する。 |
| | | 27 | 三居稲荷神社 | 社標 | 周囲を囲う柵の丸鋼に対して防錆処理を行う。 地震等による倒壊が懸念されることから、予防措置を講じる。 |
| | | | | 灯笼 | |
| | | 31 | | 玉垣 | 各所に鉄筋の錆膨張とこれに伴うコンクリートの爆裂が見られ、修復を行う。 |
| | | 33 | 事務所棟 | 庭板塀 | 各所に破損・劣化（屋根板金の錆、柱鉄筋の錆膨張）が見られ、修復を行う。 |
| | | 34 | 敷地境界 | 柵（敷地北端） | 柵の丸鋼に対して防錆処理を行う。 |
| | 庭園・樹木 | 庭園・樹木共通事項 | | | 理由なき樹木の伐採・移植・植樹は原則認めない。 伐採・抜根等の必要性が生じた場合は、その理由を併せて現状変更等の審議・検討を行い実施の可否を判断し、許可のあった場合は対象樹木の管理記録を作成した上で実施する。 疫病・虫害被害（マツクイムシ等）について、モニタリングを実施し、予防対策、保護対策を講じる。 枯死や自然災害（雪害や風害）による倒木、または倒木の危険性のある樹木など、早期対応が求められるものについては、速やかに撤去を行い、事後、現状変更等の報告を行う。 本質的価値に関わる樹木が枯死した場合は、同一種を植樹することで歴史的景観の維持を図る。 上記のほか、詳細は表 6-2 に示す。 |
| | | 35 | ケヤキ並木 | ケヤキ | モニタリングによって樹勢回復に努める。 |
| | 河川・護岸 | 護岸・河川共通事項 | | | 現状の姿を保つことを前提とし、災害対応等で止むを得ない場合を除き、移設、撤去等の改変は原則認めない。 活用・整備に向けた保存状態の詳細調査を実施し、破損状況に応じた適切な修復により良好な状態を保つ。 石造の荷揚場・護岸法面・根固め等は変状・劣化等に関するモニタリングを行い崩落等に直結する危険性が認められる場合は修復を検討する。 ツタの伐採、繁茂抑制を計画・実施する。 |
| | | 42 | 新井田川護岸 | 護岸根固め・松杭 | 腐食の状況を確認し、強度に問題のあるものは交換する。 |
| 本質的価値を継承する諸要素 | 土地・地形 | 45 | 倉庫群 | 雨落ち側溝 | 落葉による詰まり等が無いよう清掃を徹底する。 側溝の排水機能が不足し、土地・建造物等に悪影響を及ぼしているものについては更新による改善を検討する。 |
| | 工作物 | 50 | 藤棚（事務所棟西面） | | 鉄骨に対して防錆処理を行う。 |
| | 庭園・樹木 | 庭園・樹木共通事項 | | | 本質的価値を構成する諸要素に準じ、見学者の安全確保、定期的な剪定や清掃、下草の管理、疫病・虫害の予防管理等を実施する。 上記のほか、詳細は表 6-2 に示す。 |
| 52 | | ケヤキ並木 | 切株 | 切株は当初ケヤキの位置を示す遺構として当面は現状維持とする。史跡の文化財価値に影響無く抜根が可能であれば、歴史的景観を維持するため同一種の植樹を認める。 | |

| 大分類 | 小分類 | No. | 大項目 | 小項目 | 保存管理の方法 |
|-------------------|--------|-----|--------|---------------|---|
| 継承する諸要素 本質的価値を | 河川・護岸 | 50 | 新井田川護岸 | 法面石垣(モルタル補修済) | モルタルで補修された護岸法面については、当面は現状維持の方針とする。必要に応じて、科学的根拠に基づく復原や歴史的景観に適した修景を行うことで、史跡を構成する諸要素として価値の維持向上を目指す。 ツタの伐採、繁茂抑制を計画・実施する。 |
| | 看板・サイン | 59 | 看板・サイン | 倉庫番号看板 | 継続的に設置する。 |

表 6-2 本質的価値を構成する庭園・樹木の保存管理方法

| 行為の区分・内容 | | ケヤキ並木 | 鑑賞庭園・三居稲荷神社境内 | 個別樹木 |
|-----------------------|----------------|--|---|------------------------------------|
| 管理方針 | 庭園・樹木の保存管理方針 | 本来の防風・遮熱機能を保持しつつ、樹勢の維持回復に努める。また、周辺の建造物や来訪者への影響が懸念される落葉・枝折れ等に対する管理を徹底する。 | 鑑賞庭園としての本来の景観維持を目的とした管理に努める。 三居稲荷神社周辺は、神域・境内としてふさわしい植生を保全する。 | 史跡の歴史的景観を想起させる樹木を保存し、確実な保護・継承に努める。 |
| | 保護すべき主な樹種 | ケヤキ | マツ類 | マツ類、スギ、イチョウ、フジ、アオギリ等 |
| (現状変更等の許可申請を要する行為) | 樹木の伐採 | 理由無き伐採は原則認めない。近年に植樹された樹木、歴史的景観を阻害している樹木などについては、現状変更等の審議・検討の上で伐採を認める。 主要樹木の健全な育成を妨げる樹木は除伐を検討する。 | | |
| | | — | 鑑賞庭園としての景観を妨げている樹木については、景観向上を目的に伐採を認める。 | — |
| | 樹木の植樹・移植 | 植樹・移植は原則認めない（樹木の更新は除く）。 本質的価値に関わる樹木が正統な理由により除却された場合は、同一種を植樹することで歴史的景観の維持を図る。 活用において植樹が必要な場合（歴史的景観の阻害要因となるものを植栽で隠蔽する場合など）は、指定地内の歴史的景観に調和した樹種を選定する。 | | |
| | 危険木の取扱い | 災害等による倒木、または枯死や著しい疫病・虫害等による倒木の危険性のある樹木、枯損木の除却は維持管理で対応する。但し、除却後は報告を行い、木の位置や種別などについては、管理記録を徹底する。 | | |
| | 樹木等の更新 | 指定地内の樹木が枯死・疫病・虫害等によって伐採が必要な場合は、植樹による更新を認める。なお、以下の樹木についてはクローン技術による更新についても検討を行う。 クローン育成の手法は、樹種や現状を鑑みて適正な手法を選択する。 ・創建当初から存在したと考えられる樹木 ・古写真等によって履歴を遡ることができる樹木 ・その他、歴史的景観の観点から保護すべき樹木 | | |
| | 抜根 | 抜根は、史跡を構成する諸要素に影響のない範囲で認めることとし、現状変更等の審議・検討を行い実施の可否を判断する。 抜根に際しては、作業に掛かる周辺の地下遺構の保護を併せて検討し、必要に応じて発掘調査・記録作成を行う。 | | |
| (現状変更等の許可申請を必要としない行為) | 実生木の取扱い | 実生木であることが明らかな樹木は維持管理において伐採・抜根を認める。 | | |
| | 外来種の取扱い | 外来種は維持管理において伐採・抜根を認める。 | | |
| | 樹勢の回復 | 歴史的景観に寄与している樹木については、樹勢に関するモニタリングを行い、弱まっているものは回復に努める。 | | |
| | 防虫 | 疫病・虫害被害について、モニタリングを実施するとともに、防虫剤散布などによる被害防止に努める。但し、周辺環境への影響については十分に注意を払う。 | | |
| | 樹木の剪定 枯枝の除去 | 安全管理や建造物などの構成要素に対して枝葉の影響（落葉・枝折等）が大きいものについては、定期的な樹木の剪定、枯枝の除去に努める。 | | |
| | 積雪に対する管理 | 積雪による枝折れ被害が想定される樹木については、雪囲い・雪吊りなどの管理に努める。 | | |

4 現状変更等の取扱い

（1）現状変更等の取扱い

史跡山居倉庫の指定地内において、土地の形質の改変、建造物・工作物に関する建築行為、樹木の伐採・移植・植樹等の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等という）を行う場合には、文化財保護法第125条の規定に従い、文化庁長官の許可を受けなければならない。

但し、維持の措置については文化庁長官の許可は不要とされている。維持の措置の範囲は、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に規定されている。

（2）現状変更等の取扱い共通指針

①現状変更等については、史跡を構成する諸要素の適切な保存と活用を目的とするもの以外は原則として認めない。

＊適切な保存を目的とした現状変更等

- ・本質的価値の復旧、改善のために必要とする修復整備
- ・自然災害や犯罪を防止するための工作物・設備等の整備
- ・き損、滅失を防止するための一時的措置（一時移設等）
- ・上記行為の実施に先立って実施される調査等

＊適切な活用を目的とした現状変更等

- ・史跡の歴史的または文化的価値の理解を妨げる要素の除去
- ・見学者等の安全確保に必要な整備
- ・活用に必要な最小限の整備

②いかなる現状変更等も、史跡山居倉庫の文化財価値に配慮して、必要最小限になるよう努める。

③関連する各法令との調整を図る。

④関係者の所有権、財産権に関するものについては、関係者との調整を図る。

⑤保存活用計画に定めのない事項については、関係部署や機関等と協議のうえ、個別に判断する。

文化財保護法

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（維持の措置の範囲）

第四条 法第二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

1. 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
2. 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
3. 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

表 6-3 現状変更等の許可申請を要する行為の具体的事例

| 分類 | 行為 | 備考 |
|------------|------------------|--|
| 土地・地形 | 地形の改変 | <ul style="list-style-type: none"> • 地形の改変は原則認めない。例外として、地下遺構保護のために必要な盛土は状況に応じて現状変更として認める場合がある。 • 雨水排水改善に向けて地形の改変が求められる場合、現状・課題・改善方法について審議・検討の上で実施の許否を判断する。 • 地形の改変を伴う現状変更等を行う際は、事前に地下遺構の発掘調査を必須とする。 |
| | 石垣の改変 | <ul style="list-style-type: none"> • 土地造成の履歴を示す建造物（石垣等）については改変を原則認めない。但し、調査等によって石垣の恒久的な保存や自然災害の防止に支障が認められ、その構造を変更する必要がある場合は、現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 |
| | 舗装の改変 | <ul style="list-style-type: none"> • 指定地における土地の舗装を改変する場合は現状変更許可申請を要する。但し、地下遺構の保護、歴史的・文化的景観との調和を前提としたものに限る。 • 指定地外の舗装は、指定地との一体性・関連性を考慮して、審議・検討の上で実施の許否を判断する。 |
| 建造物 工作物 | 建造物・工作物の 建築行為 | <ul style="list-style-type: none"> • 本質的価値に関わる建造物の移築・撤去は認めない。 • 建造物・工作物の新設は原則認めない。但し、活用に必要な建築行為や、既存施設・設備を更新する場合については、地下遺構の調査を前提に現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 • 地下遺構の発掘調査を伴う建造物の復原、痕跡調査による既存建造物の復原など、文化財価値に関する建築行為については、現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 • 建造物・工作物の改修・修復に関わる工事については、現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 • 工作物の新設は文化財価値の理解促進や活用に必要なものだけに限り認めるが、現状変更等の許可申請を要する。 • 建造物・工作物のうち、本質的価値に関わらないもの、歴史的・文化的景観を阻害しているものについては、現状変更等の審議・検討を行った上で撤去を認める。 • 指定範囲外への工作物の新設については、設置場所や大きさ等を十分に配慮し、史跡の歴史的・文化的景観を損なわないものに限る。 |
| | 建築外構の改変 | <ul style="list-style-type: none"> • 雨落ちや犬走り等、建築外構を改変する場合については、現況調査を前提に現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 |
| | 建築設備の新設、 改変 | <ul style="list-style-type: none"> • 電気・機械・衛生・空調・防災・防犯等に関する建築設備の新設・改修を行う際は、現状変更等の許可申請を要する。 • バリアフリーへの対応によって、設備が付加される場合は現状変更等の許可申請を要する。 • いずれの設備も建築本体への影響を極力少なくし、撤去が容易であることを前提とする。 |
| 庭園・樹木 | 樹木の伐採、移植、 植樹 | <ul style="list-style-type: none"> • 樹木の伐採・移植・植樹は原則認めない。近年に植樹された樹木、歴史的景観を阻害している樹木などについては、現状変更等の審議・検討の上で伐採を認める。 • 伐採・移植・植樹せざるを得ない場合、その理由を併せて現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 • 災害等による倒木、倒木の危険性のある樹木や枯損木の除去など、早期対応が求められる場合は維持管理で対応する。但し、除却後は報告を行い、木の位置や種別などについては、管理記録を徹底する。 • 抜根は、史跡を構成する諸要素に影響のない範囲で認めることとし、現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 |

| 分類 | 行為 | 備考 |
|-------|------------------|---|
| 河川・護岸 | 石垣の改変 | <ul style="list-style-type: none"> ・新井田川護岸については改変を原則認めない。但し、調査等によって恒久的な保存や自然災害の防止に支障が認められ、その構造を変更する必要がある場合は、現状変更等の審議・検討を行い実施の可否を判断する。 ・モルタルで補修された護岸法面について、科学的根拠に基づく復原や歴史的景観に適した修景を行う際は現状変更等の審議・検討を行い実施の可否を判断する。 |
| その他 | その他工作物等の新設、撤去、移設 | <ul style="list-style-type: none"> ・便益施設や看板・サイン等、活用に供する工作物等に関する新設、撤去、移設は、一部を除き現状変更等の審議・検討を行い実施の可否を判断する。 |

5 維持管理の取扱い

(1) 土地・地形の管理

非常災害時の一時的応急措置は、維持管理で対応する。

- ・崩落した石垣等の撤去及び被災箇所への応急措置（土嚢等の設置）

(2) 建造物・工作物の管理

非常災害の一時的応急措置や老朽化により破損等が生じた建造物・工作物に関する以下の行為については、維持管理で対応する。

- ・災害等で破損した建造物の部材撤去及び被災箇所への応急措置（仮設物設置・養生等）
- ・建造物、工作物の修理のうち、同種同材による部分的な部材・部品の修繕、交換
- ・塗装の塗り替え等の更新作業のうち、外観、形態、意匠に大幅な変更を伴わないもの
- ・風雪害、凍害等の恐れのある要素に関する冬季管理、養生
- ・蟻害等が懸念される部材への防虫処理

(3) 庭園・樹木の管理

庭・緑地・樹木の管理のうち、以下の行為については、維持管理で対応する。

- ・災害等による倒木、または倒木の危険性のある樹木、枯損木の撤去
（但し、除却後は現状変更等の報告を行い、木の位置や種別などについては管理記録を徹底する）
- ・病虫害防止のための措置
- ・景観維持のための日常的な除草や草木の管理
- ・積雪による枝折れ防止など、安全管理のための樹木の剪定、枯損木の伐採、枯枝の除去

(4) 護岸・河川の管理

非常災害時の一時的応急措置は、維持管理で対応する。

- ・崩落した石垣等の撤去及び被災箇所への応急措置（土嚢等の設置）
- ・景観維持のための日常的な除草や草木の管理

(5) 清掃管理

日常的な清掃については、維持管理で対応する。

（6）危機管理

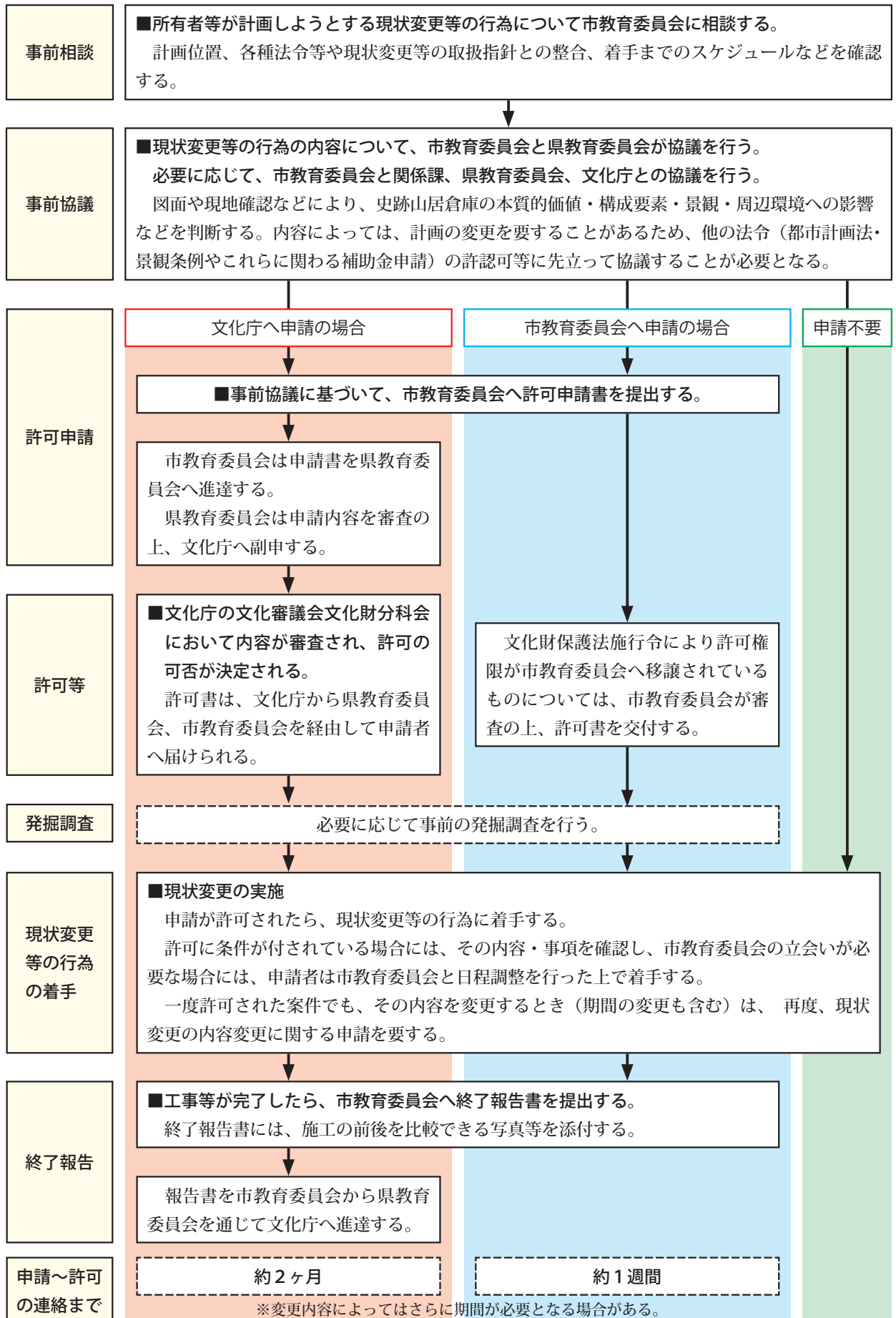
以下の注意喚起に関する簡易的な工作物の設置は維持管理で対応する。但し、史跡の歴史的景観を阻害する大きさのものは設置を認めない。設置は土地の掘削を伴わない（地下遺構の破損に繋がらない）ことを条件とし、撤去が容易な仕様を原則とする。

- ・見学者等の安全に関わる注意喚起
- ・史跡の防災・防犯に関わる注意喚起

表 6-4 維持管理で対応する行為の具体的事例

| 分類 | 行為 | 備考 |
|------------|------------------------|--|
| 土地・地形 | 災害対応 | ・災害によって破損した土地の応急措置（土嚢等の設置）は維持管理で対応する。但し、被害箇所の本格的復旧は現状変更等の現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 |
| | 清掃管理 | ・指定地及び周辺地や建物内の日常的な清掃は維持管理で対応する。 |
| 建造物 工作物 | 災害対応 | ・災害によって破損した建造物・工作物等の部材撤去及び被災箇所への応急措置（仮設・養生等）は維持管理で対応する。但し、被害箇所の本格的復旧は現状変更等の現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 |
| | 建造物の修繕 （部位、部材の一部修繕） | ・同種同材による部位・部材の一部修繕、塗装の塗り替え（防錆処理含む）等の更新作業のうち、外観・形態・意匠に大幅な変更を伴わないものは維持管理で対応する。 |
| | 病虫害防止のための措置 | ・建造物への防虫処理については維持管理で対応する。 |
| | 清掃管理 | ・落葉が堆積する屋根面・樋・雨落ち側溝等の定期的な清掃は維持管理で対応する。 |
| | 冬季管理 | ・建造物・工作物等の積雪・凍害等に対する冬季管理・養生は維持管理で対応する。 |
| 庭園・樹木 | 実生木の取扱い | ・実生木であることが明らかな樹木は維持管理で伐採・抜根を認める。 |
| | 外来種の取扱い | ・外来種は維持管理において伐採・抜根を認める。 |
| | 危険木の除去 | ・災害等による倒木、または枯死や著しい疫病・虫害等による倒木の危険性のある樹木、枯損木の除却は維持管理で対応する。但し、除却後は報告を行い、木の位置や種別などについては、管理記録を徹底する。 |
| | 病虫害防止のための措置 | ・樹木への防虫処理については維持管理で対応する。但し、周辺環境への影響については十分に注意を払う。 |
| | 樹木の剪定、枯枝の除去、除草管理 | ・安全管理のための定期的な樹木の剪定、枯枝の除去、景観維持のための日常的な除草や草木の管理は維持管理で対応する。 |
| | 冬季管理 | ・積雪による枝折れ被害が想定される樹木に対する、雪囲い・雪吊り等の冬季管理・養生は維持管理で対応する。 |
| 河川・護岸 | 災害対応 | ・災害によって破損した護岸の応急措置（土嚢等の設置）は維持管理で対応する。但し、被害箇所の本格的復旧は現状変更等の現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 |
| 看板・サイン | 注意喚起サインの新設 | ・文化財の解説、見学者等の安全に関わる注意喚起、史跡の防災・防犯に関わる注意喚起等のサイン新設は維持管理で対応する。但し、史跡の歴史的景観を阻害する大きさのものは設置を認めない。設置は土地の掘削を伴わない（地下遺構の破損に繋がらない）ことを条件とし、撤去が容易な仕様を原則とする。 |

図 6-1 現状変更等の許可申請に係る事務手続きの流れ



第7章 周辺環境の保全

1 周辺環境の保全の方向性

山居倉庫の建設地は、最上川と新井田川に挟まれた中洲（通称、山居島）で、下流直ぐ側で最上川河口に合流し、港に直結する海上輸送に有利な地点であった。舟運を利用して米穀を山居倉庫へ運搬した歴史的背景に鑑みると、山居倉庫の文化財価値を保護し、その価値を維持向上しながら、後世へ継承するためには、指定地の保存管理に加え、周辺環境、特に新井田川一帯の景観を指定地と一体的な価値を有するものとして捉え、適切に保全することが求められる。

また、指定地西側は、かつて試験用水田として利用されていたが、現在は「商業地域」に区分された建ぺい率 80%、容積率 400%の住宅地が隣接している。このため、旧来の歴史的景観は失われているが、指定地における歴史的景観への配慮や樹木の生育に必要な日照確保に向けては、建造物・工作物等の高さや色彩等への規制が求められる。

周辺環境を保全するためには、指定範囲の周辺地域を緩衝地帯に設定し、当該地帯においては歴史的景観の保全や良好な景観形成に努める。

緩衝地帯における地下遺構については、山居倉庫の歴史を実証する可能性があるものと捉え、指定地と同様に保護及び調査研究の対象とし、埋蔵文化財包蔵地の指定を検討する。

周辺環境の保全の基本方針（第5章再掲）

- ① 史跡指定地に含まれていない新井田川護岸や隣接地などについては、史跡指定地と一体的に景観保存に努めていきます。

2 緩衝地帯の設定

緩衝地帯は「酒田市景観計画」における景観形成重点地域「山居倉庫周辺地区」と同じ範囲を設定する。また、景観形成重点地域の区域に含まれていない新井田川の河川区域や周辺道路についても歴史的景観への配慮を求める。

当計画における緩衝地帯は法的規制ではなく、土地・建造物の所有者等への協力を求めるものであるが、酒田市景観条例に基づく「酒田市景観計画」の規制（第2章に「届出対象行為」、本章に「届出行為に対する勧告や変更命令を行うための届出対象行為の制限の基準（景観形成基準）」を記載）を遵守することで、史跡の周辺環境における歴史的景観を保全し、これに加えて、本計画に示す周辺環境の保全に関する考え方を併せて実行することで、文化財価値の維持向上に努める。

また、緩衝地帯に関わらず、史跡の周辺地域において歴史的景観を大きく阻害する開発行為については、市が所有者・事業者に対して景観保全への協力を働きかける。

3 周辺環境の保全の方法

（1）周辺環境の改善

「酒田市景観計画」における景観形成基準は、計画策定以前から存在する建造物・工作物等に対しては適用されないが、山居倉庫の歴史的景観を大きく阻害する構造物については、設置者又は管理者に対し、改修等を行う際に景観に配慮した形態・意匠・材料・色彩等への変更、歴史的景観との調和への協力を働きかけることで、周辺環境の改善に努める。

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観形成基準）「酒田市景観計画」（抜粋）

規制又は措置の基準

①景観法第16条第3項若しくは第6項又は景観法第17条第1項の規定の届出行為に対する勧告や変更命令を行うための届出対象行為の制限の基準（景観形成基準）は、表2のとおりとします。
 なお、景観形成重点地域においては別に定めます。

表 2-1 全般的な事項

- ア 自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な眺望点からの眺望を妨げないように配慮すること。
- イ 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。

表 2-2 建築物の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 工作物の新設、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

| | |
|------------|---|
| 位置、規模並びに形態 | <ul style="list-style-type: none"> ア 地域のシンボルとなる山稜及び河川の近傍地にあつては、主要な眺望点からの眺望を阻害したり、眺められる稜線を遮ったり背景との調和を乱すことのないような位置、規模及び形態意匠に配慮すること。 イ 市街地にあつては、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、まちなみと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。 ウ 良好な田園景観を有する地域では、周辺環境から突出しないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。 エ 良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。 オ 建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。 |
|------------|---|

| | |
|----|---|
| 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ア 周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。 イ ベースカラー（基調色）は、日本色研配色体系で定める高彩度のビビッド、ブライト、ストロング及びディープ並びに蛍光色並びに明度 1.5 以下の無彩色以外の色彩とすること。ただし、伝統的な意匠や工法で行う場合や他の法令等で使用する色があらかじめ決められている場合は、この限りではない。 ウ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 |
|----|---|

| | |
|----|--|
| 素材 | <ul style="list-style-type: none"> ア 周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。 イ 可能な限り、耐久性に優れた維持管理が容易な素材や、年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう配慮すること。 |
|----|--|

| | |
|-----|---|
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ア 一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。 イ 建築物又は工作物の移転後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれないよう配慮すること。 |
|-----|---|

表 2-3 開発行為及び土地の形質の変更

- ア 行為後の状態が、周辺の景観との調和が損なわれないよう配慮すること。
- イ 現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮すること。
- ウ 樹木の伐採は必要最小限にとどめ、地域に育成する樹木による緑化等に配慮すること。

表 2-4 土石の採取及び鉱物の掘採

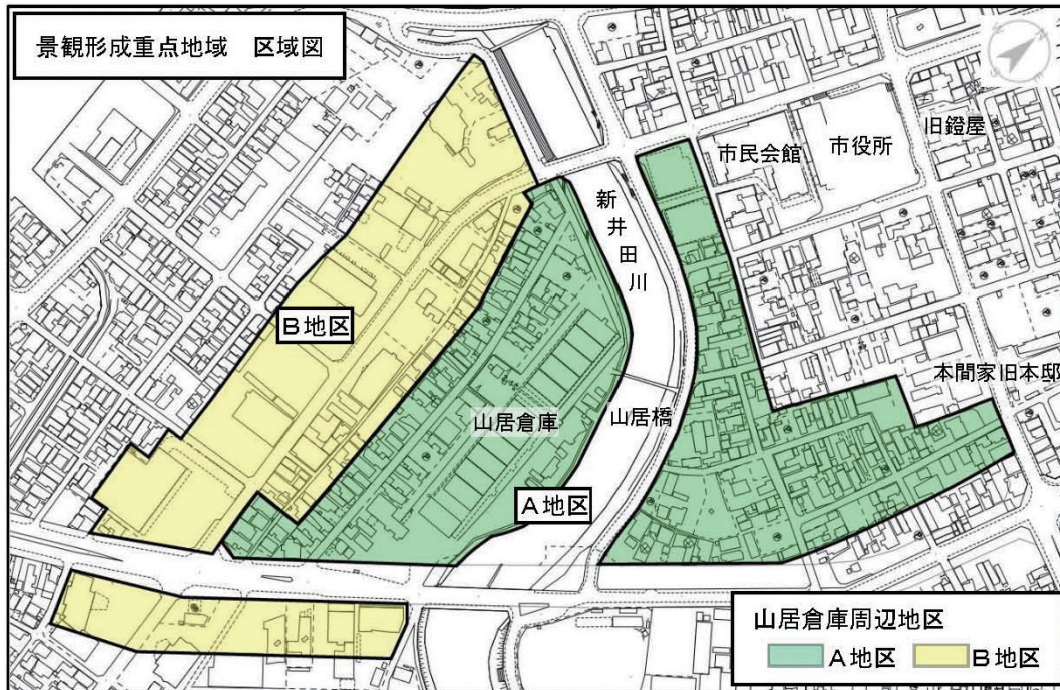
- ア 行為後の状態が、周辺の景観との調和が損なわれないよう配慮すること。
- イ 長大な法面が生じないように配慮し、緑化に配慮すること。
- ウ 行為後は、地域に育成する樹木による緑化等による景観の復元に配慮すること。

表 2-5 物件の堆積

- ア 集積等の面積及び高さは必要最小限にするとともに、整然とした堆積とすること。
- イ 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、敷地外周部に植栽等を施し周辺の景観に配慮すること。

②景観法第16条第6項の規定による国の機関又は地方公共団体に対する制限の基準は、①の規定によります。

図7-1 景観形成重点地域「山居倉庫周辺地区」区域図 「酒田市景観計画」(抜粋)



景観形成重点地域「山居倉庫周辺地区」 良好な景観の形成のための方針 「酒田市景観計画」(抜粋)

(2) 良好な景観の形成のための方針

- ア 酒田を代表する歴史、観光資源である山居倉庫の景観を保全するとともに、周辺地区を山居倉庫と調和した個性的で魅力的なエリアとするために、地域住民、事業者、行政が協働で景観づくりを行います。
- イ 山居倉庫や本間家旧本邸、旧鑑屋などの歴史的な雰囲気と調和した、和風の落ち着いたまちなみをつくります。
- ウ 特に、山居倉庫と新井田川対岸は、相互に見る場所、見られる対象となることから、その関係を大切に景観づくりを進めます。

(2) 周辺環境の悪化に対する防止対策

文化行政に加え、都市計画行政、景観行政等の関係部局と意思疎通、連携を密に取ることで、周辺環境に関する土地利用規制の情報を十分に把握する。

大規模な建設工事、構造物の設置等、開発行為等による歴史的景観に対する負の影響を最大限回避するため、開発主体と事前相談等の機会を確保し、望ましい内容へと改善するための指導助言に努める。

土地・建物の所有者が変更した場合、歴史的景観の保全・良好な景観形成への協力を働き掛ける。

(3) 追加指定

周辺環境は指定地と一体的な歴史的景観を有した、潜在的価値を持つ貴重な要素であることを十分考慮し、埋蔵文化財包蔵地の指定を検討し、保護及び調査研究の対象とする。

また、調査研究の成果に基づき保護すべき範囲が特定される場合、当該地の所有者の理解・同意を得て、史跡の追加指定について検討を行う。

(4) 対処・対応

周辺環境において、指定地との一体的な保存管理に支障をきたす状況が発生した場合には、文化庁、山形県教育庁文化財・生涯学習課と協議しつつ、所有者・管理者との意思疎通の下に改善に努める。

表 7-1 景観形成重点地域「山居倉庫周辺地区」 景観形成基準 酒田市景観計画（抜粋）

| 項目 | | A地区の基準 (山居町一丁目、本町一・二丁目) | B地区の基準 (山居町一・二丁目、千石町一丁目、若竹町一丁目) |
|------|------------|--|------------------------------------|
| 建築物 | 高さ | 12 mまでとする。 | 20 mまでとする。 |
| | 外観、意匠 | 山居倉庫、本間家日本邸、旧鏡屋などの歴史的な雰囲気と調和した、和風の落ち着いた外観、意匠に配慮する。 | 同左 |
| | 屋根 | 勾配屋根（切妻、寄棟等）に黒系の和瓦を使用するよう配慮する。 | 勾配屋根（切妻、寄棟等）に黒系の和瓦が望ましい。 |
| | 外壁の色彩、仕上げ材 | 高彩度の色は使用しない。 漆喰壁、土壁、砂壁状吹付け材、板張りその他これらに類するもの又は同等の質感のある素材で仕上げるよう配慮する。 | 高彩度の色は使用しない。 |
| | 建具等 | 和風の外観との調和に配慮する。 | 同左 |
| 工作物等 | 門、塀等 | 塀を設置する場合はコンクリートブロック塀を避け、板塀や生垣の設置に配慮する。 | — |
| | 植栽 | 敷地内の樹木等を保全し、植栽の適切な維持管理に配慮する。 | 同左 |
| | 設備機器等 | 空調の室外機やガスボンベ等は、道路（山居倉庫）から見えない場所に設置するか、目隠し等の修景を施すよう配慮する。 | 同左 |
| | 自動販売機 | 高彩度の色は使用せず落ち着いた色彩を使用したり、目隠し等の修景を施すよう配慮する。 | 同左 |
| | 鉄塔等 | 周囲の景観への影響を軽減するため、設置場所や色彩、高さに配慮する。 | 同左 |
| | 駐車場等 | 板塀や生垣の設置に配慮する。 | 同左 |
| | 広告物 | 高彩度の色は使用せず、通りの雰囲気との調和に配慮する。 | 同左 |

4 周辺環境の保全の具体的考え方

指定地及び周辺環境の保全について、景観配慮の具体的な考え方を例示する。なお、下記に示したものは「酒田市景観計画」に規定される「届出対象行為」「景観形成基準」に該当するものを除き、現状変更等の許可の基準や厳守すべき規制を定めたものではない。実施にあたっては、本項目を参考にしながら、史跡山居倉庫の歴史的景観と調和した保全方法の検討・工夫が望まれる。

① 地形の保全

周辺環境の保全は、軽微な地形の改変を妨げるものではない。但し、山居倉庫に関連する地下遺構の存在が懸念される範囲では、開発主体と事前相談等を行い、発掘調査の実施、または、地下遺構の破壊に繋がる深度の掘削や切土を伴う開発行為の抑制の協力を検討する。また、地下遺構の有無にかかわらず、歴史的景観に大きな影響が懸念される切土・盛土を伴う開発行為は、開発主体と事前相談等を行う。

② 護岸・河川の保全

指定地の歴史的景観を形成する新井田川左岸の護岸が指定地外にも延びており、一体的な保護が求められる。河川管理者との連携により、指定地と一体的な保護を図るとともに、新井田川の景観を維持・改善するため流域における水質悪化に繋がる行為を抑制する。

③ 住宅等の建造物・工作物

周辺環境の保全は、上部構造物（住宅等の建造物・工作物）の建設を妨げるものではない。但し、史跡の周辺環境の保全に向けては、「酒田市景観計画」との連携によって、景観形成基準に則ったものに限り、史跡の隣接地にふさわ

しい景観誘導に取り組む。

⑥ 一般駐車場

現在、西側隣接地には月極駐車場など上部構造物の無い敷地も見受けられる。このような指定地に隣接する一般駐車場を整備するに当たっては、舗装に自然素材や歴史的景観に配慮した色調を促す、または、目隠しとなる植栽等を施すことが望ましい。

⑦ その他開発行為

既存構造物については、設置者又は管理者に対し、改修等を行う際に景観に配慮した形態・意匠・材料・色彩等への変更、緑化や自然景観との調和への協力を働きかける。

景観阻害要因となる開発行為は、開発主体と事前相談等を行い、抑制を求める。

表 7-2 周辺環境の保全の考え方（参考例）

| 部位・部材 | | 参考例 | |
|-------------|------------|--|--|
| 総則 | | 以下の基準は指定地の周辺環境の保全に関する参考例を示したものである。 なお、これらは法令に基づくものではなく、現状変更等の許可の基準や厳守すべき規制を定めたものではない。実際の計画・設計にあたっては、本項目を参考にしながら、更なる検討・工夫が求められる。 | |
| 住宅等の建築物 | 外部 | 基礎 | 地下遺構の存在が懸念される範囲では、発掘調査の実施を求める。 |
| | | 構造 | 外観における歴史的景観との調和が原則であり、構造に基準は設けないが、木造が望ましい。 |
| | 内部 | 壁等によって囲まれた内部空間には景観配慮を求めない。 | |
| 道路等の付帯施設 | 標識 | 高彩度の色は使用せず、歴史的景観に配慮した色調で、光沢を抑えたものが望ましい。 既往施設への共架を検討する。 植栽によって機能が代替できるものは、植栽への変更を進める。 | |
| | 照明 | | |
| | ガードレール | | |
| | 転落防止・横断防止柵 | | |
| 電柱等 | 電柱 | 高彩度の色は使用せず、歴史的景観に配慮した色調で、光沢を抑えたものが望ましい。 | |
| | 地上機器 | | |
| 擁壁、法面保護 | | 以下の修景を施したものが望ましい。 ・石材等の自然素材を使用したもの、または同種の表面処理を施したもの。 | |
| 標識・サイン、碑・像等 | 標識・サイン類 | 史跡に関するものは、形態・意匠・素材・色彩等に統一性を持たせたものが望ましい。 | |
| | 碑・像 | 散在しないように設置位置を選定したもののみ、設置を許可する。 | |
| その他諸施設 | 遊歩道 | 自然素材や伝統的意匠を活用した舗装が望ましい。 手摺などの付帯施設は自然素材を活用したもの、または金属製とする場合は歴史的景観に配慮した色調で、光沢を抑えたものが望ましい。 | |